

ISSN 2188-1243

オンラインジャーナル

総合人間学

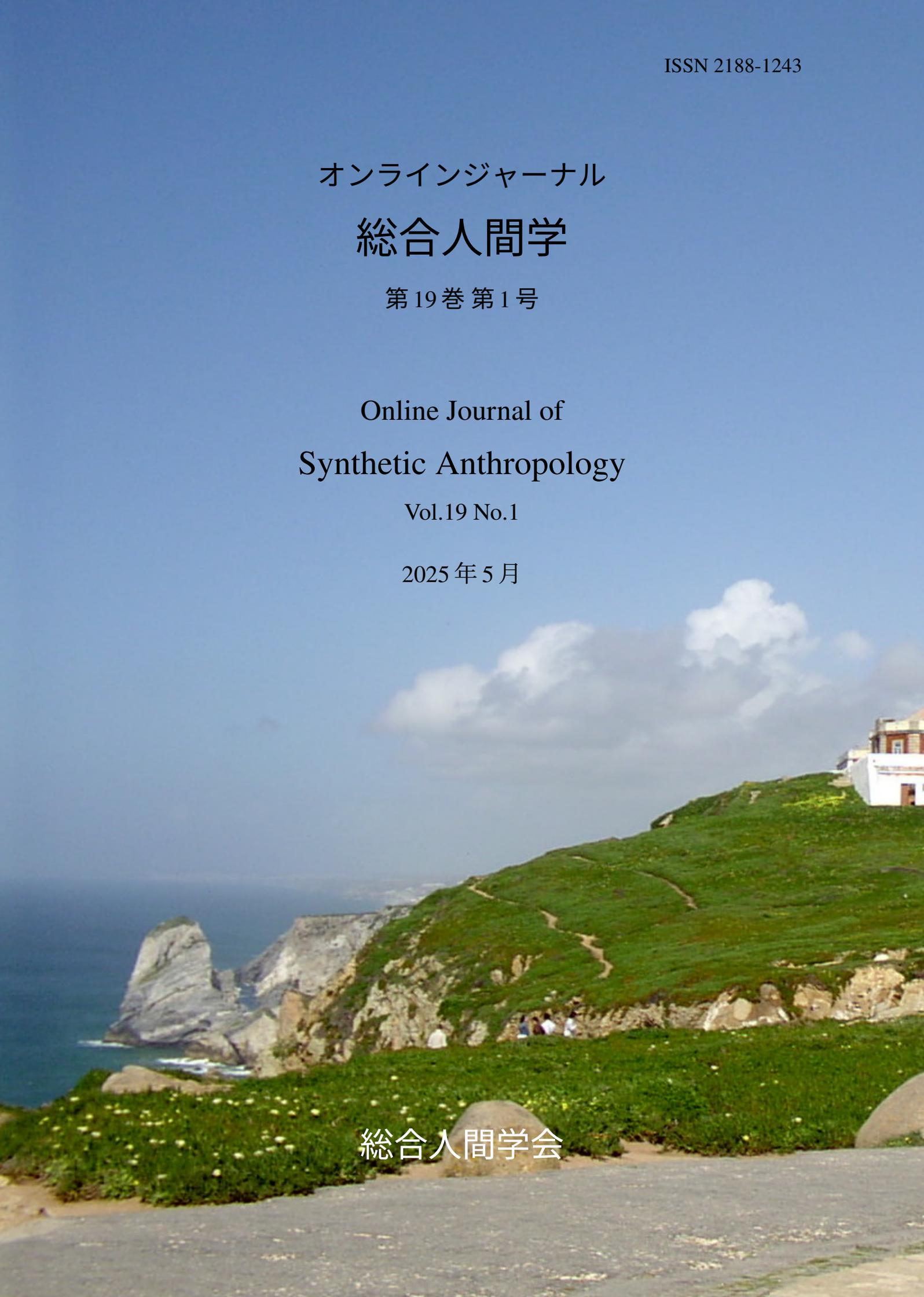
第19巻 第1号

Online Journal of
Synthetic Anthropology

Vol.19 No.1

2025年5月

総合人間学会



目次

[投稿論文]

| | |
|---------------------|-------|
| 昭和少年法改正の不成立原因 | 1 |
| | 菅原 由香 |

| | |
|---|------|
| 主体性を支え、リテラシーを鍛えていくための資源 ——視覚障害者の“支援”をめぐるインタビュー分析から | 19 |
| | 松崎良美 |

[研究ノート]

| | |
|--|-------|
| 学問の総合化への様々なアプローチ——総合人間学の構築に向けて (6) | 35 |
| | 古沢 広祐 |

[若手委員会シンポジウム]

| | |
|------------------------------------|-------|
| 宗教生活のダイナミズム——若手シンポジウム 趣意文 —— | 53 |
| | 本多 俊貴 |

| | |
|------------------------------------|--------|
| 再宗教化する死者への儀礼——日・台2 社会からの試論—— | 55 |
| | 前野 清太郎 |

| | |
|--|-------|
| 明治初中期における潜伏キリシタンの信仰問題 ——特に葬儀をめぐるせめぎあいから—— | 71 |
| | 内藤 幹生 |

[報告：KW 委員会]

| | |
|--|-----------------|
| 総合人間学におけるキーワード（KW）とは何か、それは如何に記述されるべきか .. | 87 |
| | キーワード（KW）集発刊委員会 |

| | |
|-------------------------------|-------|
| ワークショップの趣旨説明・委員会活動の経過報告 | 89 |
| | 穴見 慎一 |

| | |
|----------------|-------|
| 生命と人間の自律 | 95 |
| | 長谷場 健 |

| | |
|--|-------|
| 総合人間学キーワード（KW）についての一考察 「人新世」「健康」を例に | 103 |
| | 古沢 広祐 |

| | |
|--------------|-----|
| [書籍紹介] | 109 |
|--------------|-----|

| | |
|--------------|-----|
| [学会情報] | 113 |
|--------------|-----|

| | |
|----------------|-----|
| 総合人間学会会則 | 113 |
|----------------|-----|

| | |
|-----------------|-----|
| 投稿規定・執筆要項 | 116 |
|-----------------|-----|

| | |
|------------|-----|
| あとがき | 123 |
|------------|-----|

宮盛 邦友

[投稿論文]

昭和少年法改正の不成立原因

菅原由香

概要:少年法は、2000(平成12)年改正以降、現在までに5回の改正を行っている。しかし、戦後GHQ下での全面改正後すぐに改正論議が起きたが、当時の改正には失敗している。そこで、近年、当時の議事速記録を収録した『昭和少年法(改正論議編)』(全7巻)が刊行されたことから、本論文では当時の法制審議会での議論を中心に、昭和の少年法改正の不成立原因を考察していく。そして、そこから、今後少年法厳罰化改正を阻止できる要因となるものを探っていく。その結果、部会に属する法制審議会委員を務めた小野清一郎らの反対意見に勢いがあったこと、裁判官の委員らの反対勢力が強力だったこと、日本弁護士連合会の反対体制が徹底していたことが見られた。また、当時には新聞や世論が現在よりも非行少年に対する理解が深かったという背景があった。現在はこれらが当時と同じようには存在していないといわざるを得ない。そこで、今後は、少年事件には、成育歴や精神疾患などが影響している場合が多いことを社会に周知させていくことが重要になる。

キーワード: 昭和少年法改正、小野清一郎、日本弁護士連合会、法務省、裁判所

1. はじめに

現行少年法は、戦後の民主化に合わせてGHQの指導下で改正作業が進められて全面改正したものであったことから、昭和24(1949)年1月に施行されて以来、長い間改正論議が続いていた。しかし、その後、改正作業が長い間にわたり行なわれたものの、改正は実現しなかった。そして、その後、少年による重大事件をきっかけとして、平成12(2000)年に改正が成立し、以来5度目となる改正が令和3(2021)年に実現している。

そこで、本論文は、2000年以降の改正(その内容はほとんどが少年法に独自の制度を廃止していわば刑事裁判化するもの)に批判的な研究を続けてきた筆者が、森田明編『昭和少年法(1)~(7)(改正論議編I~VII)』日本立法資料全集170~176(2021~2022、信山社出版)の刊行を機に、当時の法制審議会での議論を見ていくことで、昭和の少年法改正が不成立となった原因を考察し、今後少年法の厳罰化改正を阻止できる要因となるものを探りたい。

そもそも少年法は、成人の刑法や刑事訴訟法の特別法という位置づけを持っており、対象者が少年である場合には特別に少年法が適用されるという運用となる。例えば、18歳未満の少年が、成人であれば死刑が適用されるような罪を犯したと裁判所に認定された場合、死刑を適用することができないとなる(少年法51条)。

このように少年法を成人の刑事手続と区別して特別に規定しているのは、少年には成人にはない可塑性(少年は成長発達段階にあり変わりやすいということ)や更生可能性があ

るからであり、少年法の目的が少年の健全育成や保護にあるからである（少年法1条「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」）。そして、わが国の少年法の基本精神は、この健全育成の他、パレンスパトリエ（国親思想）やパターンリズム等からも説明される。例えば、少年は犯罪を犯したとしても保護処分になることがあるが、保護処分としての少年院送致は身体の拘束を伴うことから、少年に刑罰と同様の不利益をもたらすことになる。しかし少年院送致は、不利益処分である刑事処分とは異なり、少年のための利益処分と考えられている。一方、保護処分は深夜徘徊等の他害行為のない場合にも課すことができるため、侵害原理の見地から、その根拠が必要となる。そこで、パレンスパトリエやパターンリズムの精神から根拠付けられることなる。

次に、法改正とは、国会で所定の手続をすれば成立する。しかし、改正が成立してしまえばその内容については議論する必要がないということにはならないだろう。なぜなら、改正が実現したことにも改正が実現しなかったことにもそれぞれそれらを成り立たせている原因があるからであり、それを知ることには意義があるからである。

そもそも法や権利は「ある」といっても目には見えない。法は、そこに「机がある」といったように見えるものではないからである。すると、目には見えない法や権利が「ある」のか「ない」のかはどうしたらわかるのか。それは、例えば、具体的には立法や法改正や判例ができれば可視化するのでわかるといえる。ただし、これらは常に変わりうる可能性を持っている。

佐藤節子は、法の持つこのような面について次のようにいう。

「『人権が帰属する』、『権利が在る』あるいは『権利をもつ』という言説が何のことかという疑問はほとんど出されない。教えられたことを自明（self-evident）のこととして受け入れ、この定型的表現を用いて活動するように馴致されてきたのである。しかし多少とも根源的に考えようとする者であれば、叙述形をとるこの表出が本当になんらかの事態を記述しているのか、そうだとすればどういう事態なのか、またそれはどうやって確定できるのかを問いたくなるであろう。『私は手足をもつ』とか『ここに本が在る』という表現の真偽を確定する方法はあるが、それと同じ仕方で尊厳性や人権の帰属を証明することはできないということから考えてみよう。」⁽¹⁾

このように、法も人権も権利も、そもそも物が「在る」ようには目に見えないから、物があるというのと同じようには「在る」ことを証明できない。しかし、それを証明することができないということから考えてみようというのである。つまり、法律の世界では、新しい人権や権利が法律で認められることがある。それはなかったものが見える形で「在る」ことになったことになる。では、まだ権利が認められる前の「ない」が「在る」になった理由を知るためにはどうしたらよいか。それは、法はまさしく人間の問題であり、

人間の心の中の問題であるから、それを「在る」という人間の意識の側を見ていけばよいのではないだろうか。このように、法の世界は、まさに人間がどのようにその法や権利を捉えているかを見ていかなければ明らかにならないという意味で、法の世界の問題は人間学的な視点を必要とするといえる。このことから、まさに法学は人間そのものを対象として扱わなければ成り立たない学問であるといえる。

また、小林直樹は、法学は人間学を必要とするという。そして、法学は二重の意味で人間の学問であるという。すなわち、第1として、法学の対象とする法は、人間という特別な意識的存在だけが持つ、^{ソレン}当為の規範であるという。そして、法は天使にも悪魔にも切り切れない、矛盾した中間的存在者である人間だけが必要とする規範であるという。このことから、法を解釈し・運用し・分析する法学は、その主体もまた人間であるが故に、「人間の学」たらざるをえないという。また、第2として、法学は、^{じんかん}人間の規律にかかわる点で、「人間の学」であるという⁽²⁾。

小林直樹の指摘するように、法律はまさに「ある」ではなく「あるべき」という当為の問題に関わる。法律は人間の規律としての「あるべき」を規定したものであるため、まさに規範の学となる。そして、このことから法律の問題は、人間と人間の関係を切り離して論じることはできない。法律の問題は必ずその対象が人間であるからである。また、人間が全て聖人君子であれば刑事法は不要となるがそうではないため、刑事法はまさに小林直樹のいう「矛盾した中間的存在者である人間だけが必要とする規範」である。そして、「あるべき」を対象とする法学の世界を論じるためには、まさに人間とはなにかを土台として考えなければならない。以上から、法学の問題は人間学とは切り離して論じることができない。

さて、昭和の少年法改正問題に関する資料は存在するが⁽³⁾、それらは改正内容や意見や経緯を中心に扱ったものであるため、管見の限り、本論文のような方法で、直接審議内容やその経過から昭和の少年法改正の不成立原因を論じたものは見当たらない。もちろん、現行少年法の成立やその問題を扱った論文は存在する⁽⁴⁾。しかし、これらはその改正作業の経緯等を紹介したもので、本論文が扱おうとするように法制審議会での委員の発言から改正失敗原因を探ろうとするものではない。もっとも、旧少年法については、森田明「わが国における少年法制の形成と展開－保護と責任」（『未成年者保護法と現代社会－保護と自律のあいだ』2版（有斐閣、2008））があり、本論文では旧少年法の立案過程が審議内容から論じられている。ただし、森田明のもっぱらの関心は憲法や未成年者保護法からの視点のものであり、また同書まえがきで述べているように、子どもの“保護・教育”と“法”が接触する分野の研究を中心としてきたものであるため、刑法、刑事訴訟法、法哲学的関心から出発している筆者とはその研究方法や関心は若干異なる。しかしながら、少年の刑事手続をどのように扱うべきかを子どもの保護や人権の視点から、そして子どもの立場から考察するという意味では同様の発想を持っていると考える。

本論文では、森田明編『昭和少年法』を資料としていくが、本書は法制審議会少年法部会会議事速記録の第1回(1970・7・4)から第70回(1976・12・14)まで、及び法制審議会会議事速記録の第45回(1970・6・25)、第80回(1977・2・2)から第87回(1977・6・29)を収録したものである。解説者の今出和利によると、「これらには、約七年にわたって行われた『法制審議会少年法部会』及び『法制審議会』における参加委員・幹事の全ての発言内容が、ほぼそのままのかたちで記録されている」(森田明 2021(1):3)のものであるという。

なお、この昭和の少年法改正の検討は、植松正が部会長を務め、小野清一郎及び団藤重光が部会に属する法制審議会委員を務め(いずれも刑事法学者)、法務省、裁判所及び法律専門家以外の有識者が部会委員や部会に属する幹事を務めた法制審議会少年法部会で、約7年間にわたり、月約1回ペースで70回の会議が行なわれた(以下、ここでの会議を指して「審議」という)。

本論文では、以下の構成を採る。2では、『昭和少年法』を資料として、昭和少年法改正の背景と経緯について概観する。3では、昭和少年法改正の不成立原因になったと思われるポイントについて、『昭和少年法』に現れた審議における委員らの発言を中心に見ていく。最後に、4では、全体を踏まえ、今後少年法が不当に厳罰化改正されないための展望を述べていきたい。

2. 昭和少年法改正失敗の背景と経緯

戦前の旧少年法(大正11年法律第42号)は、戦後の民主化に合わせるため、GHQの指導下での改正作業が進められた。そして、1949(昭和24)年1月、現行少年法(昭和23年法律第168号)が施行された。旧少年法と現行少年法の主な変更点は次のとおりである。

まず、少年法の目的に「健全育成」(1条)が掲げられた点、少年年齢が18歳未満から20歳未満へと引き上げられた点(2条)、審判を行う機関が、旧法では行政機関である少年審判所であったのが、新設の司法機関である家庭裁判所になった点(3条)、検察官先議を廃止して全件送致主義(全ての事件を家庭裁判所に送致する)を採用した点(41条、42条)、そして、家裁調査官による調査(8条、9条)、審判の非公開(22条)、保護処分優先主義(24条)の採用があった(森田明 2021(1):3-4)。

これらの変更点はいずれも重要なものばかりである。まず、少年法の目的に「健全育成」が明文で掲げられたことにより、少年に対する処分は少年の健全育成の観点から選択されなければならなくなった。また、少年審判所が廃止され家庭裁判所に変更になったことから、少年事件は全て家裁に送られ、検察官に送致するかを決めるのも家裁が判断することになった。そして、検察官先議が廃止されたことから、検察官は家裁から逆送された事件だけを扱うことしかできなくなった。家裁調査官による調査が導入されたことから、

少年が何をしたかよりも、少年の成育歴等を心理学等の智識を応用して調べ、少年にどのような処分が相応しいのかを決めていくことになった。審判の非公開は、傍聴人のいない法廷で少年が話をしやすくなり、また、少年を世間の目から隠すことができるようになった。保護処分優先主義は、刑事処分か保護処分の可能性がある場合、保護処分が優先して適用されることになった。

このような変更点があったため、『保護主義』を基調とする新法に対しては、あらたに法運用の担い手となる家庭裁判所をはじめとする裁判所側からは歓迎される一方で、法対象年齢の引上げや、審判への検察官の関与を一切排除したことから、旧法を所管した旧司法省を引き継ぐ法務省側は、強い不満を募らせることとなる。」（森田明 2021(1):4）

すなわち、改正された少年法では、裁判所は新しく主導的に事件を扱う主体となったことからこれを歓迎したが、検察官は旧法では成人の刑事事件と同様に裁判所より先に事件に関与できたのに、新法となってからはいったん事件に関与するが、家裁から逆送された事件しか扱えなくなったため、不満を持ったということである。この少年事件への検察官関与の復帰は少年法改正の中心的な内容の1つとなっていく。

次に、昭和の少年法改正のために法制審議会が開かれることになった経緯を見ていく。1951(昭和 26)年 1 月、検察長官会同において、草鹿浅之介刑政長官の指示を一つの契機として、改正論議が始まる。そこで、法務省刑事局は、1955(昭和 30)年代後半にかけて「少年法調査委員会」を設置して、法改正の立案作業に取り組むことになる（森田明(1)2021:4）。その後、1966(昭和 41)年 5 月、法務省が「少年法改正に関する構想」（以下、「構想」という）を公表する。これに対し、裁判所及び日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という）がその内容に反発する。そして、同年 10 月、最高裁が「少年法改正に関する意見」を出す。同様に、同年 12 月、日弁連が「少年法改正に関する意見」を出す。そして、構想発表から 4 年後の 1970(昭和 45)年 6 月、法務省が「少年法改正要綱」（以下、「要綱」という）を公表する。そして、同月 18 日、法務大臣が法制審議会に諮問（諮問第 27 号）をして、同月 25 日に、法制審議会（総会）第 45 回会議において、要綱についての議論をするよう「少年法部会」を設置する。そして、同年 7 月 24 日、法制審議会少年法部会第 1 回が開始されることになった（森田明 2021(1):4-6）。

審議では、改正に対する意見が次のように対立する。すなわち、少年法改正を推進したい法務省（＝検察官）、これに対し懐疑的な立場を採る、刑事法学者、裁判所（＝最高裁）、日弁連（＝弁護士）である。そして、新聞社や世間も後者に同調する。これらの関係については、今出和利が次のような整理をしている。

「審議では、(略) 法曹関係機関の中においては、特に要綱に沿った法改正を推し進めたい法務省・事務局と、家庭裁判所において刑事罰を科すことを可能とする法改正は認められない裁判所、そして少年審判への検察官関与全般について頑に反対の立場をとる日弁連との間で、法に対する基本的な考え方に大きな隔たりがあることが次第に露呈していくこ

とになる。」(森田明 2021(1):9)

このような対立の中、審議は次第に膠着状態となる。そして、議論が収束しないことが明白となってきた最終段階になり、植松正部会長が、いわば委員・幹事全員がそれぞれ譲歩をすれば1つにまとまるような内容の「中間報告」の法務大臣への提出を提案する。その内容とは、「青年層の設置」には反対が強いため、18歳以上を年長少年、18歳未満を中間・年少少年と区分するだけに留め、年長少年に対する扱いの具体的な内容を決めることには争いが大きいため、「ある程度異なる特別の取扱い」とするだけにし、「少年審判への検察官の関与」についても反対が強いが、検察官関与は何としても認めさせたいため、検察官は関与するが、その権限を当初よりも制限的なものにするといったものである(森田明 2021(1):26)。いわば委員・幹事全体が折り合えるラインを明文化して、それを審議の成果としての最終意見として法務大臣へ提出しようとしたのである。

そして、裁判所はこの段階になって、当初とは異なり法務省側に歩み寄りの態度を見せる。一方、刑事法学者たちは「中間報告」を受入れること自体までは譲歩の態度を見せる。これに対し、日弁連だけは最後まで頑なに全く譲歩をすることなく、最終段階に至っては日弁連選出委員ら全員が法務大臣に辞任届を提出し審議から脱退する。

この植松正部会長の「中間報告」は提出されたが、結局これを法務省が法案化して改正案を作り、国会に提出されるということはなかった。外形的には少年法改正の要件は揃ったにもかかわらず、なぜ改正は実現しなかったのか。

その理由について今出和利は次のように説明する。

「その(改正が実現しなかった-引用者注)理由は明らかとはなっていないが、法制審議会の部会において、法曹三機関のうちの一つである日弁連の代表が欠けたままで得た答申を基に立法化を行ったという前例をつくることへの懸念や、法改正に対する日弁連による反対が非常に強固なものであったこと、さらには現行少年法の担い手として機能している家庭裁判所との間にも、これ以上の軋轢を生むのは得策ではないとの政治的判断が法務省側に強く働いた、といったことが考えられよう。」(森田明 2021(1):30)

澤登俊雄は次のように説明する。

「こういう結末を迎えることになった要因の一つとして、国の機関である最高裁判所と法務省とが対立を続けることは国民のためにならないから、早く妥協を図る必要があったということが挙げられました。」⁽⁵⁾

以上のように、改正論議は、その後2000(平成12)年改正までいったん長い休止状態となる。

もっともこのように長い間話し合いが行なわれたのに改正が実現しなかった理由は、そもそも少年法自体の持つ難しさにもある。少年法は非常に複雑な体系を持っており刑事法分野の中でも特殊であるため、刑事法を専門とする者の中でも一部の者しか研究を行っていない。また、裁判官や検察官や弁護士でも少年事件を扱っていない者は多い。

一般に、少年法は単に少年に甘い法律と見られがちであるが、そのようなイメージは実態とは全く異なる。そのため、その理念や背景や法体系や実態を理解しなければ、容易に改正ができるような法律ではないと考えなければならない。すなわち、少年の刑事責任をどのように考えるのか、また福祉との関係をどのように位置づけるのかといった問題も含むからである。例えば、小学6年生による殺人の場合、年齢的な区分から福祉がこれを扱うことになっていたが、いわゆる佐世保事件⁽⁶⁾の後に小学生でも少年院が扱えるように改正が行なわれている。このように、少年法と福祉は交錯する。

では、なぜ少年法改正問題は難しいのか。法制審議会少年法部会の委員でもあった松尾浩也（刑事法学者）は、それは、2つの理念が貫流し、2つの機能が交錯しているからであるという。すなわち、「少年の健全な育成を目指す教育の理念と、非行ないし犯罪から社会を守る刑事政策の理念との混在であり、ケース・ワーク的機能と司法的機能との交錯である」⁽⁷⁾という。つまり少年法は社会からの相反する2つの要望を満たすことが求められているのである。

また、同じく委員の宮沢浩一（刑事法学者）は、他の法改正とは異なり、なぜ少年法だけが執拗なほどに全面改正論議が繰り返されるのかについて、次のように述べている。

「端的にいうならば、少年法が、わが国の刑事司法のタブーを侵しているからである。検察官の手中にある強大な力、起訴・不起訴を決定する権限、それこそは、わが国の刑事政策の推進者たる者の手中にある破魔の大剣なりと自他ともに許していた『起訴猶予』の権限を侵したのが、家庭裁判所の存在、ことに、その全件送致主義である。」⁽⁸⁾

つまり、刑法に違反した場合、その処分についての担い手となるのは検察官であるはずであるのに（最終的に有罪か無罪かを決めるのは裁判官ではあるが、その前に事件を起訴するかしないかの選別をするのは検察官が独占しているという意味で、検察官には強大な権限が持たされているといえる）、少年の場合は、例外的に、家庭裁判所が先に関与することになっていること自体が、わが国の刑事司法のタブーを侵していることになるというのである。だから問題が難しくなっているのだという。

また、小野清一郎は、少年法の難しさについて、審議の中で次のように発言している。

「少年法というのは難しいんです。つまり刑罰の観念－シュトラーフ・イデー－と保護のイデー、福祉のイデーとの競合する場合、その一つの接点でありまして、非常に難しいんです。これはひとつ中立的な立場の委員の方にもよく御理解を願いたいと思います。五年もかかって何一つ決まっていなくても、それはある意味では当然のことなんです。」（森田明 2022(6):46）

この小野清一郎の指摘は、少年法の根幹に関わる重要なものである。この点の考察は更に深めていかなければならないが、この問題が交錯するケースとして、例えば、虐待を受けた少年の殺人を伴う重大犯罪の処分を如何にすべきかという問題がある。年齢や事情にもよるが、重大事件の場合は世間の処罰感情が高まるので、実際、刑罰が選択される可能

性が高くなる。しかし、この場合、少年の保護や福祉の視点から見た時には、刑罰を科すだけでは何の解決にもならないことは明らかである。問題を抱えている少年に保護が必要であるのに、刑務所に収容されてしまえば、少年院のような保護や教育は受けられないからである。すると、適切な教育や保護ができないまま刑務所を出所させることになるため、少年にとって不利益であるだけでなく、再犯をしてしまうようなことになれば、社会にとっても大きな不利益となる。このように重大犯罪をしたとしても保護の必要な少年の場合どのようにすればよいのかが課題となる。

ここで挙げたのは一例であるが、少年法の実体は、審判の決定文にも現れているように、非行や犯罪に至る原因として、少年の成育歴に問題があったことや精神疾患に罹患しているといった資質面の問題を抱えていることが決して珍しくない。また、犯した重大犯罪とはギャップのある少年の幼稚な性格といったものも見られる。このような非行少年の持つ特性を正しく認識した上で少年法をいかにしていくかが検討されねばならない。

以上のように、そもそも少年事件がこのように複数の複雑で多様な面を併せ持っていることも、昭和少年法改正が不成立に至った原因に繋がっていると考えられる。

3. 昭和少年法改正の不成立原因

ここでは昭和少年法の改正が不成立となった原因について、『昭和少年法』に現れた審議の発言を中心にみていくこととする。

3-1. 小野清一郎委員やその他の刑事法学者の発言の存在感

部会に属する法制審議会委員として審議に参加しており、当時の法務省特別顧問でもあり刑法改正準備会会長でもあった小野清一郎の発言の存在感が審議の中で特に目立っている。例えば、少年審判の検察官関与の導入に関しては、もし導入した場合、現在のやわらかな、保護主義的な、家裁の性格がめちゃくちゃになってしまい、普通の刑事手続になってしまうと発言している（森田明 2022(3):426）。つまり、検察官が審判に出席すれば、検察官はそもそも犯罪を証明し、それを立証して有罪にする主体であるため、刑事裁判を連想させるだけでなく、法廷が犯罪を糾弾する場と化してしまうことを危惧しているのである。そして、そのような検察官が審判廷に在廷していると、少年はただでさえ委縮しやすいという性質を持っているのに、いっそう自由な発言ができなくなるというのである。

続けて、小野清一郎は、少年審判に「対審構造」という言葉を用いた発言に対して、かなり強い口調で批判する（森田明 2022(7):170）。すなわち、対審構造とは刑事責任を追及する刑事裁判の体系であるため、絶対にこれには反対しなければならなかったのである。すなわち、対審構造とは、当事者主義の下、少年と検察官が対立し、裁判官が両者を中立の立場で判断するという構造である。このような体制は少年審判には馴染まないため少年

審判では職権主義を採用しているのであるから、対審構造という言葉を使うことは絶対に認められないのである。

次に、少年の黙秘権に関しても、かなり強い口調で批判する。すなわち、黙秘権があることを少年に教えること自体、「うそをつく教育」(森田明 2022(7):171)になるという。少年審判の目的は責任追及ではなく少年の教育や健全育成のためにあるから、自分が罪を犯したとしてもいわなくてよいか、罪を軽くするためには嘘をついてもよいと教えることになるような黙秘権を導入することは馴染まないといっているのである。

黙秘権は当然に刑事訴訟の中では被告人の人権を守るためになくてはならない重要な規定である。そのため、少年審判にとっても少年の人権擁護のため重要な規定となり得るものではある。しかし、少年に対して嘘をいってもよいという間違ったメッセージを与えることにもなりかねないとして、反対しているのである。なお、黙秘権に関しては、条文にはなく、解釈としては積極説と消極説がある⁽⁹⁾。

次に、小野清一郎は中間報告に対しても、かなり強い口調で批判的な発言をしている。すなわち、中間報告は植松正部会長が各方面の意見を聞いて作ったというが、抽象的な内容であるからどこが悪いともいえないし、単に部会長が作ったものに過ぎないのではないかと指摘する(森田明 2022(5):207)。ここではこれ以上詳しく取り上げられないが、中間報告の内容は実際に抽象的であるという批判がなされても仕方がないような内容を持っている。また、小野清一郎は、審議が膠着状態となってしまっただけから、小委員会にてフリートーキングをすべきだとの発言を繰り返している(森田明 2022(6):291)。確かに、審議全体を見ると、立場の違いから意見の集約は非常に困難となっており、また自由な発言がしにくい状況にもなっていたため、遠回りになってもフリートーキングを実施する意義はあったかもしれない。

次に、他の刑事法学者の発言を見ていく。まず、松尾浩也は、本田正義委員(法務省)が、審議の中で、最後に結論として述べた、「それは結局経験者の勘だ」(森田明 2022(2):213)という発言に対し、法務総合研究所長の立場でのものとして強く批判する。この指摘は、もし実務がそのように表現されるような運用となっていたとしても、少年の重要な将来を左右することになる処分の選択の根拠として「勘」といったいわば曖昧でいい加減な印象を与えかねない、また客観的に説明のつかないものを挙げることには大きな問題があるという意味で述べたのだろう。更に、松尾浩也は、「そこ(少年に対する処分の選択—引用者注)へいくプロセスにおいて、できるだけ科学的な措置をとりたいというのが少年法の理念でもあり、研究所の設立の趣旨でもなかったか」(森田明 2022(2):213)と述べている。少年に対する処分は、少年法が採用している「科学主義」(少年法 9 条、50 条)に則って実践することに意義があるのである⁽¹⁰⁾。

更に、松尾浩也は、検察官の上訴権について、明確に反対の立場を示している(森田明 2022(4):451-452)。成人の刑事手続では検察官の控訴権が認められているが、少年審判で

は抗告権を認めてはならないのは、やはり少年審判では少年の保護が目的とされていることによる（当時）。すなわち、少年審判の目的は刑事裁判の目的である事案の真相を明らかにすること（刑事訴訟法1条）とは明白に異なるのである。

次に、小野清一郎と同様に審議で部会に属する法制審議会委員を務める団藤重光の発言を見ていく。団藤重光は、議論を早く進めようとする本庄委員（本庄務・警察庁保安局防犯少年課長）に対し鋭く批判する。そして、たとえ時間がかかろうとも、多数決で早く改正を済ませようとするのではなく、話し合いにより少年に最適な手続を決めて行くことの重要性を強調する（森田明 2022(2):431）。少年の将来が左右される少年法の内容をそのようにいわば拙速に決めて行くことはあってはならないことを強調し、じっくりと議論を進めていくようにいっているのである。

さらに、団藤重光は、もし18歳以上の青年層には刑事処分を科すという制度を導入するのであれば、具体的に、家庭裁判所での部の名称はどうかと問い、「おそらくそういう場合にもし部をつくとすれば部の名称は刑事部といったようなことになろうかと思う」が、「家庭裁判所の中に刑事部という表札の掛かる部屋ができるということは、家庭裁判所の性格から見て非常におかしいことじゃないか、従来の家庭裁判所の性格を根本的に変えるようなことになるんじゃないだろうか」（森田明 2022(4):404）と述べ、明確に反対の意見を示している。このように家裁の在り方からの批判には説得力がある。

3-2. 裁判官の反対勢力

裁判官の委員の中にも、改正に反対の姿勢を明確に示している委員が存在する。まず、三井明は、刑事訴訟には手続上無駄が多いように見える部分があるが、一方で、被告人の情状の調査等はまるでお粗末であり、少年審判にはとても及びもつかないものがあると指摘する。しかし、刑事訴訟は、岡垣委員（岡垣勲・裁判官）がいわれたように、刑事責任追及の手続であるから、死刑に至るまでの厳しい刑罰権の存否を争う手続であるので、それには相応しい手続が必要だということが刑事裁判をやっているとやはり体験としてわかってくるという。そして、保護処分と刑事処分の手続には、それぞれメリットがあるから、これを正しく評価することが大切であり、少年審判手続の長所を十分に伸ばして、それを損なわないような配慮が少年法の改正には必要ではないかという（森田明 2022(3):182）。

刑事手続には、刑事訴訟法に進行の順序から方法まで詳細で具体的な規定があるが、少年審判では職権主義が採用されていることから、刑事手続のような詳細な規定は存在しない。なお、この少年審判に詳細な規定が存在しないのは、審判官に大きな裁量権が委ねられているからであり、各審判官に手続の進行方法等も任されているからである。

次に、裾分一立は、要綱の青年層設置についての立案当局の説明に反対して次のようにいう。すなわち、防御権保障の名のもとに行われる対審的な刑事訴訟手続の導入の最大の欠点は、現行少年法の職権主義的審問構造のもつ教育主義的配慮を否定することになる点

にあるという。そして、それは平場少年法⁽¹¹⁾(平場安治・刑事法学者-引用者注)のいわゆる保護過程の否定になるという。つまり、いいかえれば刑罰を科すための訴訟手続で審理するような仕組みを取りつつ、手続の最終段階に至っては保護処分も選択できるようになっていたとしても、少年の矯正教育の立場からすれば、手続としてはなほだ一貫性を欠くという(森田明 2022(3):309)。つまり、最終的には、保護処分を選択できるようになっていたとしても、対審的な刑事訴訟手続を導入してしまえば、そもそも現行少年法が採用している職権主義的審判構造とは異なる訴訟構造を持つものになってしまうから、少年法の教育主義的配慮が貫徹なくなるから認められないというのである。

しかし、このように法務省の態度に反対していた裁判官らは、審議の後半となってからは、前述のとおり、法務省に同調する態度へと変節する。

この点について、伊藤広保(弁護士)は次のように説明する。

「かつては、最高裁と日弁連が、あたかも車の両輪のように反対運動を推進してきたが、植松試案以来の最高裁の変節によって、運動主体から最高裁が脱落したのみならず、試案の線による改正の推進者に加わるに至ったのである。」⁽¹²⁾

他方、裁判所に所属し、全件調査主義の下、全ての少年事件の調査を担当しているにもかかわらず、会議の委員・幹事にも選出されることのなかった家裁調査官の浅川直雄は、次のように最高裁を批判する。

「まっ先に言うておかなければならないことは、最高裁判所当局が『試案』に同調してしまった今日でも、現場の私たち家庭裁判調査官(ママ)のあいだからは、ひとことも『改正に賛成』の声はあがっていないという事実です。『最高裁の方針が既にきまった以上なにを言っても無駄だ』という憂うつが職場のすみずみをおおっている一方、ひとりひとりの調査官の心の中には『どうして、いまになって少年法を『改正』しなければならないのかわからん、われわれのしてきた仕事に間違いがあったというのなら、それをきかせてもらいたいものだ』といういきどおりに近い感情が渦巻き、くすぶっているのです。(略)法制審の少年法部会にはひとりも委員を送ることが認められませんでした。最高裁判所が『試案』に同調した際ですら現場をあずかる私たちにはひとことの相談もありませんでした。」⁽¹³⁾

このように、家裁調査官浅川直雄の最高裁に対する批判は痛烈であり、またこの意見は他の家裁調査官も同様に持つものだろう。

3-3. 日弁連の反対体制の徹底ぶり

審議における日弁連の反対姿勢は一貫して非常に徹底したものとなっており、このことが昭和少年法改正を失敗に終わらせた大きな要因となっていることは間違いないだろう。以下に審議において日弁連の委員らがどのような動きをしていたかを順に見ていく。ここでは紙幅の関係上、その経緯だけを見ていく。

まず、冒頭にも触れたが、開始早々の第2回審議において、日弁連選出委員の突然の辞任が起きる。その経緯は次のとおりである。糟谷忠男幹事(裁判官)が、法制審議会に諮問する前に事前に法務省と最高裁の事務当局の間にかなり協議があったのではないかと、これについて双方の事務当局から話を聞きたいと発言する。これに対し、布井要一委員(弁護士)が「もう総論に入っているんじゃないですか。審議のエチケットというものは...。」(森田明 2021(1):94)と露骨にこの発言に対して不快感を示す。その後も、布井要一は、議論が軌道に乗りかけているのだからそれはまたの機会にするようにと発言し、他の委員からの糟谷忠男幹事に同調する意見があった後、ついに、「私の思いと、皆さんの思いと違うようであれば、私のお役に立つ何はございません。私はこの席で辞任させていただきますから、あしからずひとつ御了承願いたいと思います。」(森田明 2021(1):94)といふ放ち、部会長の制止を振り切って退席してしまうのである。

ここでのやりとりの内容は、日弁連の委員として特に異議を申し立てなければならないものまでとはいえないため、審議において何か不穏な空気を感じ取り、審議に不信感を抱いた布井要一が、もうこれ以上参加してはられないという思いに至った上での言動であったと想像される。

次に、「中間報告」の基となる植松正部会長試案の第1、2項について採決する段階で、日弁連選出委員らはこれに強く反対の態度を示す。その理由は、いよいよ審議も終盤となり、法制審議会少年法部会としての意見を多数決により決めるという段階となり、改正の方向へと意見が固まることへの懸念が高まったからであろう。ここで、日弁連選出委員らは「修正案」の提出を求め、これが認められる。更に、日弁連選出委員らによる「修正案」の説明の機会が認められ、かなりの時間を費やしてこれを行うことになる。しかしながら、この日弁連の作戦は議論を中断させたり、改正の方向へと向いてしまっている審議の流れを変えさせるものとはならず、遂には、植松正部会長試案の第1、2項の採決をするという段階に至る。そして、この段階で、日弁連選出委員ら全員が法務大臣に対し辞表を提出し辞任するという挙に出たのである。その後は、賀集唱委員(法務省)が日弁連選出委員らを審議に戻すべく、日弁連側と折衝を試みる。この折衝の経緯については、第61回部会(1976・3・29)から第64回部会(1976・6・22)の審議の冒頭において逐次報告される。そして最終的には、植松部会長は日弁連選出委員らが審議に戻ってくる可能性はないとの判断に至り、審議は日弁連選出委員らを欠いたままの状態で開催するのである。その結果、第69回部会(1976・11・22)において、「可決された試案一から試案五の全てを含めた『中間報告に盛り込むべきものとして採決があった事項』を『中間報告』として法制審議会総会に報告することの可否について採決が行われ、出席委員全員の賛成により可決された」(森田明 2021(1):28)のである。

これらの日弁連の一連の行動は少年法改正の失敗に重要なインパクトをもたらしたといえるだろう。

3-4. 新聞や世論の反応

当時の新聞や世論の反応について少し見ていくこととする。新聞を始めとするマスコミの非行少年に対する反応が現在とは異なっていることは大いに注目に値する。すなわち、当時は新聞や世論に非行少年側への理解が見られたのである。

日弁連の雑誌「自由と正義」に掲載された庭山正一郎（弁護士）「新聞各紙社説の紹介と分析—中間報告についての論説による—」から当時の新聞や世論の反応について見ていく。

まず「中間報告が少年法部会で採択された昨年（1976(昭和 51) 年—引用者注）一月二二日より数日のうちに、各新聞で本問題に関する社説が掲載された。」⁽¹⁴⁾として、庭山が入手し得た新聞 16 紙を紹介し分析している。一方、他の新聞とは異なり、神奈川新聞とサンケイ新聞は法務省寄りの立場を採っているという⁽¹⁵⁾。この時代の新聞は、少年法の改正内容を伝えるだけでなく、中間報告が現行法の基本構造を変更するものかといった深い議論にまで記事が及んでいた。また、日弁連のとった態度について、審議の場で粘り強く話し合わずに結果的に中間報告を採択させてしまったと批判する新聞社があったことも紹介している⁽¹⁶⁾。

庭山正一郎によると、いずれの社説も中間報告自体には消極的であったとして、次のように社説の見出しを紹介している。

「各社説の見出しを抜き出してみると、『疑問の多い少年法中間報告』（中国）『少年法の基本を崩すな』（愛媛）『性急すぎる少年法改正—日弁連抜きの中間報告に疑問』（北日本）『総会の審議に期待』（河北）『なぜ急ぐ少年法の改正』（北国）『少年法改正の必要があるのか』（読売）『少年法をあたたく育てよう』（毎日）『疑問の多い少年改正（ママ）』（東京）『説得力に欠ける少年法改正』（中日）『慎重を要する少年法の改正』（神戸）『問題多い少年法改正中間報告』（山陰）等々である。」⁽¹⁷⁾

以上のようにマスコミや世論の少年法に対する見方の変化が改正に影響を与えていることは間違いないだろう。

4. 今後少年法が厳罰化改正されないために—今後の展望

以上に見てきた結果、昭和少年法改正が失敗に終わった原因は、日弁連選出委員らが審議当初より一貫して反対意見を表明し続け、中間報告には強行に反対したことや、小野清一郎を始めとした刑事法研究者委員らの反対意見が強硬であったことや、裁判官の委員らが当時反対意見を主張し続けていたことや、新聞を始めとするマスコミや世論が当時は反対意見を持っていたことが挙げられるとの結論に至った。また、当時は現在よりも改正反対を声高に主張できるような土壌があったのではないか。例えば、現在よりも社会が非行

少年を敵対視しておらず、社会が保護し守るべき存在であるとの認識や、生い立ちなどの不幸な原因から非行や犯罪に走ることへの共通理解があったのではないか。よその子もうちの子も同様に地域で育てるという社会的な理解もまだ存在し、他人に無関心ではなく、世間の目による地域の非行や犯罪への監視もまだ行き届いていたのではないか。

では、以上を踏まえ、今後少年法が厳罰化改正されないためにはどのようにしたらよいか。本論文では、日弁連、刑法学者、裁判官、マスコミや世論が改正を不成立に導いたと結論付けた。もちろん現在でもこれらの勢力は存在する。しかし 2000 年改正以降 5 度の改正を許してしまっている現在、当時と同じような勢力はなくなってしまっていることは認めざるを得ないだろう。このように情勢が変化した要因として、筆者は 2000 年以降の被害者保護に関する法律の施行等による被害者保護の意識の高まりの影響があると考えており、このことで被害者側に寄り添う弁護士が急増したことや、世間も被害者側に感情移入がしやすくなったりしたことが影響しているのではないか。犯罪者となってしまった少年側よりも何の落ち度もないのに突然犯罪被害に遭ってしまい生活が破壊されてしまった被害者側への感情移入の方がしやすくなったのではないか。

では、今後どうしたらよいか。まずは、マスコミや世論、そして研究者が当時のように非行少年に対する理解を深めてもらえるよう努めることが得策であろう。例えば、少年が非行に走る原因は大人を含む環境にあることや、少年は精神疾患が原因で非行や犯罪を犯す者がいるといった少年非行や犯罪の実態を知ってもらうことがまずは大切である。地道にこれらの実態について発信していき、理解を深めていくことが重要になるだろう。

そもそも子どもと大人とは何がどう違うのか。そして、何をどう分けなければならないのか。そもそも子どもは肉体的だけでなく精神面でも成人と比較し未熟である。このため、少年は保護を受けるべき存在であること自体は現代では異論がない。しかし、このことは僅かに時代を遡っただけでも、当然のこととはされてこなかったことを想起すべきである。例えば、チャールズ・ディケンズの小説『オリヴァー・ツイスト』（1838 年発行）の時代では、子どもは大人と同様に労働力としてみなされ、危険な仕事にも従事させられていたことが小説で描かれている。するとこの当時の子どもは現在では虐待に当たる扱いを受けていたことになる。このように、歴史を遡れば、子どもとしての当然の権利や地位は、時代により翻弄されてきたことがわかるため、子どもの地位は非常に脆く不安定なものといえる。今後、子ども観について研究していく必要があると考える。

本論文で扱った問題は、法律学の分野だけで考えると、昭和少年法改正は長い議論の末、成立しなかったということと終わることになり、せいぜいのところ、少年法の理念に合わない改正内容だったから不成立となったということと決着することになるだろう。しかし、これを人間学的に深めて考えようとすれば、更に深く問題を掘り返して、そもそも審議に参加している者は何をもってその法案に賛成していたのか、そもそも子どもと大人とはどのように異なるのか、それを前提とすると刑事処分とはどのように分けなければな

らないのかという根本問題にまで深めた考察ができるのではないか。例えば、最近の改正では、特定少年には成人の収容者と分離してなるべく接触を避けなければならないとする規定から外されたが（少年法67条2項）、その改正は本当に必要で合理性のある改正だったのかについて、人間の問題を根本から考え直すことが認められる人間学的観点からならば検証できるのではないだろうか。もっとも本論文ではこの観点からの議論は深められていないので今後の課題としたい。

少年法は厳罰化改正の時代に入ったと雖も、悲観ばかりする必要もない。最近の2021(令和3)年改正ではあまり強調されていないが、「特定少年」という制度を新設して、少年に特別の規定が除外されたが、成人年齢の引下げを阻止することには成功していると思われることができる。このことから、やはり日弁連や刑事法学者が少年法の理念に沿った反対意見を述べ続けていくことには一定の効果があったと見てよいと考える。

本論文では、『昭和少年法』から当時の議論を見ていくことで、改正失敗となった原因を探り、今後の厳罰化改正を阻止するヒントとなるものを見出そうとしたが、『昭和少年法』から得られる内容は多岐に渡る上、資料の内容も膨大であるため、本論文では論じきれなかった部分が多々あった。そのため、今後も引き続きこのテーマについて考察を進めて参りたい。

注

- (1) 佐藤節子(2007)「近代哲学の権利概念批判」総合人間学1「人間はどこにいくのか」総合人間学会編、学文社、p. 132
- (2) 小林直樹(2003)「法・法学と人間」『法の人間学的考察』岩波書店、p. 9
- (3) 法務省(1966)「少年法改正に関する構想ほか」家裁月報18巻5号、東京家裁調査官一同(1966)「少年法改正構想に対する上申書」家裁月報18巻7号、大阪家裁調査官室(1966)「少年法改正構想に対する意見書」家裁月報18巻7号、最高裁事務総局(1966)「少年法改正に関する意見」家裁月報18巻10号、日本弁護士連合会(1966)「少年法改正に関する意見 昭和四一・一二」家裁月報18巻12号等。
- (4) 例えば、沢登俊雄(1968)「現行少年法施行当初から存在していた諸問題」『展望少年法』敬文堂、澤登俊雄(1975)「少年法改正と治安政策」『犯罪者処遇制度(上)——少年法制——』大成出版社、徳岡秀雄(2009)「昭和二三年少年法と保護処分優先主義」『少年法の社会史』福村出版等がある。
- (5) 澤登俊雄(2013)「私の研究活動の歴史と少年法改正問題」『いま、子どもの人権を考える』子どもの人権研究会編、日本評論社、p. 427
- (6) 2004(平成16)年6月1日、長崎県佐世保市の小学6年生の女子児童(11歳)が学校内で同級生の女子児童をカッターナイフで殺害した事件。
- (7) 松尾浩也(1972)「少年法改正をめぐって」大成出版社、p. 297
- (8) 宮沢浩一(1970)「少年法改正要綱の概括的批判」『法律時報』42巻13号、日本評論社、p. 8
- (9) 例えば、裁判所職員総合研修所監修(2012)『少年法実務講義案』司法協会 pp. 183-186。
- (10) この科学主義は旧法でもその31条として存在していたが、不十分な内容であったため、根本的な改正が不可欠とされ、新設された。岡田行雄(2012)『少年司法における科学主義』日本評論社、pp. 15-19
- (11) 「平場少年法」とは、平場安治著(1963)有斐閣法律学全集『少年法』が体系的に少年法を論じた最初の著書で、その後類書が現れなかったこと等から、付いた愛称という(新版はしがき)。また、旧版はしがきに「『厳正にそして親切に』これが少年法の本質であると解する」とある。
- (12) 伊藤広保(1977)『改正』反対運動の経過「自由と正義」28巻9号、日本弁護士連合会編、p. 103
- (13) 浅川直雄(1977)「少年法『改正』を批判する——調査官室から訴えることば——」、同、p. 72
- (14) 庭山正一郎(1977)「新聞各紙社説の紹介と分析——中間報告についての論説による——」、同、p. 85

- (15) 庭山正一郎、同、p. 88
- (16) 庭山正一郎、同、p. 90
- (17) 庭山正一郎、同、p. 90

[参考文献]

- 森田明編 (2021) 『昭和少年法 (1) 改正論議編 I』
- (2022) 『昭和少年法 (2) 改正論議編 II』
- (2022) 『昭和少年法 (3) 改正論議編 III』
- (2022) 『昭和少年法 (4) 改正論議編 IV』
- (2022) 『昭和少年法 (5) 改正論議編 V』
- (2022) 『昭和少年法 (6) 改正論議編 VI』
- (2022) 『昭和少年法 (7) 改正論議編 VII』

[すがわら ゆか／更生保護法人真哉会／刑事法／wbqfc454@ybb.ne.jp]

Reasons for the Failure of the Showa Era Juvenile Law Reform

SUGAWARA, Yuka

The Juvenile Law has been amended five times since the reform in 2000 . However, discussions on amendments arose immediately after the full reform under GHQ after the war, but the reforms at that time failed. In recent years, “The Showa Juvenile Law (Debates on Amendments) “ (7 volumes in total), which contains the minutes of the meeting at that time, has been published. Then, in this paper, we will consider the reasons why the amendments to the Juvenile Law in the Showa period were not passed, focusing on the discussions at the Legislative Council at that time. From there, we will explore the factors that could prevent the amendments to the Juvenile Law to make it more severe in the future. As a result, we found that the opposing opinions of Seiichiro Ono who served as members of the Legislative Council belonging to the subcommittee and others were powerful, the opposing forces of the judges were strong, and the opposition system of the Japan Federation of Bar Associations was thorough. In addition, there was a background in that newspapers and public opinion at that time had a deeper understanding of juvenile delinquents than now. It must be said that these do not exist today as they did at that time. Therefore, in the future, it will be important to make society aware that juvenile crimes are often influenced by factors such as upbringing and mental illness.

Keywords:The Showa era juvenile law reform, Seiichiro Ono, Japan Federation of Bar Associations, Ministry of Justice, Court

[投稿論文]

主体性を支え、リテラシーを鍛えていくための資源

——視覚障害者の“支援”をめぐるインタビュー分析から

松崎 良美

概要：障害者差別解消法の施行に象徴されるように、社会におけるインクルージョンとダイバーシティの重要性が広く認識されてきた。障害のある若者が大学で学ぶ機会も増加しているが、修学上の課題は依然として多い。学びの機会提供を行う大学側においても、学ぶ当事者である障害学生の側においても、その“支援”の在り方を検討していくうえで理論的および実践的課題がある。本稿では、視覚障害者の同行支援や就労支援などに従事する支援者と、実際にさまざまな社会活動に取り組む視覚障害者を対象としたインタビュー調査の結果をもとに、インクルージョンを支える“支援”の在り方について障害学生の社会調査に焦点を当てて議論した。特に、社会調査において主体に求められる本質を問い、それを担保するために求められる“支援”のありようを提起した。

キーワード：総障害者支援、支援と被支援、フィールドワーク、リテラシー、主体性

1. 背景と目的

1-1. 障害のある学生の実習・フィールドワーク

障害のある学生の高等教育機関への進学率は増加傾向にあり、障害学生の在籍者数は2013年の13,449人から2022年の49,672人へと約4倍近くになっている（文部科学省2024）。多様な背景を持つ学生が大学で学ぶ機会を得ることに伴い、障害学生が学ぶ環境調整がさまざまに検討され、実践されてきた。南谷（2022）は、2016年の障害者差別解消法の施行を機に、大学組織としての支援体制が整備され、スクリーンリーダソフトウェアなどをはじめとするICT機器の発展してきたことを受け、視覚障害学生の修学環境は大きく改善されてきたことを指摘している。しかしその一方で、体験実習やフィールドワークといった授業への参加に際した対応を、「今日的な課題」として挙げる。現状ではなにかの代替や一部の授業内アクティビティの免除によって対応されているというが、「そうした代替や免除が、体験授業やフィールドワークに期待されている効能を同様にもたらすべきであるかは十分精査されるべき」と指摘する。

その実習やフィールドワークに期待される効能とは何か。代替や免除によって損なわれかねないその「効能」こそが、実習やフィールドワーク実践を通じて学ぶ者に保障されるべき「本質」とみなせよう。実習やフィールドワーク実践は社会調査のなかでも特に質的調査と分類される。Flick（2007=2011; 13-20）によれば、質的調査は「研究とは客観的であるべき」といった理想の成立しがたさを自省的に捉え、「あらゆる方法的な統制にもか

かわらず、研究に関わる者の利害関心や社会文化的な背景が、研究とその結果に影響することは避けられない」という認識に立って深められ発展してきた方法論だ。であるからこそ、「人と状況に結びつきのある主張を、実証的に根拠のある形で生み出すことを質的研究は目指す」とも述べる（Flick 2007=2011; 13-20）。すなわち、社会調査の主体は自らが観察する対象のありさまや、その対象を観察する視角そのものに、調査者自身が関与することに自覚的に記述していくことが求められる。現場との相互作用性——リフレキシビティを考慮して現場に関わり、論じていく素養を培うことこそが、さしあたりの実習やフィールドワーク実践における本質であり「効能」とみなせよう。

しかしながら、障害学生たちがそうした「効能」を授業の「本質」として習得する機会が得られているかという点においてはやや疑問が残るのが現状だ。木村ら（2017）は、自身の教育実習での体験などを踏まえて、自身の活動を支援する立場として参加したチューデントアシスタントの存在が、自身と生徒とのコミュニケーションに影響を及ぼした可能性を指摘している。そこでは、実習に取り組む主体が現場の経験を統制し難い状況が、支援者のかかわり方次第で生じていたことがうかがえる。実習の実施に伴って受け入れ先への情報提供や事前に確認すべき事項などはマニュアル化されている状況にあるものの⁽¹⁾⁽²⁾、実際の支援において支援者とのかかわり方が、その実習や調査の主体である障害者の活動そのものに与える影響についての検証は不足している（独立行政法人日本学生支援機構 2019）。

1-2. 視覚障害者支援の現場から

視覚障害者が主に移動の際に利用する支援のひとつとして同行援護が挙げられる。視覚障害者の移動のサポートを担うのは、同行援護従業者だが、厚生労働省はこの資格要件として同行援護従業者養成研修など一定の課程を修了した者と定めている。研修では、障害や疾病の理解をはじめ、移動支援、情報の提供、代筆・代読などの実践方法などの習得がカリキュラムとして盛り込まれている。一連の支援の中で重視されていることは、視覚障害当事者の「判断」や「決定」の尊重であり、その主体性を確保することだ（村上ら 2009）。

高等教育機関における障害学生の修学支援においても、配慮内容の決定時に建設的対話を重ねることが重要と指摘されることを踏まえても、障害学生本人の主体性を尊重することは自明のものといえよう（独立行政法人日本学生支援機構 2018;18-25）。しかしながら、独立行政法人日本学生支援機構（2018; 65-70）が提供する視覚障害学生への実習やフィールドワークへの配慮の仕方は、ティーチング・アシスタントの配置などに触れられる程度で、決して多くが言及されているわけではない。

松崎ら（2021, 2023）は障害のある調査者が、その視角に立つからこそ示すことのできる社会的事実があること、その社会的事実を「社会調査」を通じて示していくためには、調

査者自体の主体性をどのように尊重していくことができるのかが問われる必要があることを指摘している。社会調査やフィールドワークの実践となると、観察された事象に対する主観性の排除が学術的な議論を展開していくうえで不可避的な課題となる（松崎ら 2023）。その主観性の排除は、現場の統制があってこそ可能になるものといえるだろう。そのうえでも、最終的に観察された事象を主体が解釈していくことを支える配慮とは、具体的にどのような要件に裏付けられて実践されるものなのか問われていくことが必要だ。「主体性への配慮」を必要な考慮点として了解したうえで視覚障害者の活動のサポートに取り組む支援者に実践の様子をうかがうことと、実際に目的をもって自身の活動に取り組む視覚障害当事者の経験を伺うことを通じて、社会調査やフィールドワーク実践時において、調査者の主体性に配慮するための要点を整理することを目指した。

2. 方法

2022年から2024年にかけて、1時間から1時間半程度の半構造化面接を実施した。調査対象者は①同行援護従業者を含む視覚障害者の支援に携わる者、②実際に目的をもって自身の活動に取り組む視覚障害者とし、スノーボールサンプリングを通じて募集を行った。調査は対面およびオンラインで開催され、調査場所は対象者の希望に配慮し、大学内の教室や事務所内、適度にざわついていて客席間にある程度の距離がおかれている喫茶店等で実施した。調査実施時に改めて調査の趣旨などを説明し、質問に答えたくないものがあったときは回答の必要がなく、そのことによって不利益を被ることがないこと、データは匿名化されて扱われることなどを伝え、調査参加の同意を得たうえで実施した。

調査では、視覚障害者の支援に携わっている者に対しては、実際の支援における準備や具体的な支援の様子、「よいサポート」に対する考えや、そのための工夫や配慮、障害者との関係性などについて経験を語っていただけるよう依頼を行った。一方、視覚障害者に対しては、障害の状況や活動をする際に不可欠な支援等について、実際の活動で感じる違和感やフィットした感覚について、支援者との関係性に対する考え、移動や目的を持った活動のサポートを受ける際に感じたことなどを中心にお伺いした。

インタビューは、調査対象者の同意を得たうえで、録音機器で録音をしながらメモを取り、その後トランスクリプトを作成し、データとして取り扱った。

3. 結果

3-1. 調査対象者の概要

調査対象者は7名で、うち4名は視覚障害者の支援に携わる経験を持ち、4名は視覚障害の当事者であった（表1）。3名が病気で視覚障害者となった中途障害者であったが、K

表 1. 調査対象者一覧

| 対象者 | 性別 | 対象者プロフィール | 視覚障害の有無 |
|-----|----|--|---------|
| M 氏 | 男性 | 同行援護従業者 | なし |
| C 氏 | 女性 | 同行援護従業者 | なし |
| I 氏 | 男性 | 同行援護従業者、就労支援業務従事者 | なし |
| Y 氏 | 男性 | 就労支援業務従事者 20 代後半で病気により徐々に視力を失い、現在は光の有無を把握できる程度の視力 | あり |
| H 氏 | 男性 | ボランティア団体代表 30 代後半で病気により徐々に視力を失い、現在は全盲。 | あり |
| A 氏 | 男性 | 会社経営者 先天性の視覚障害で弱視者。 | あり |
| K 氏 | 女性 | 大学生 病気で幼いころに視力を失う。 在学中に一年間の留学、教育実習などを経験。 | あり |

氏は幼年時に病気を患い、見えにくさとの付き合いは長い。Y 氏、H 氏は中年期に視覚障害者となり、情報にアクセスする際は音声を用いる。A 氏は弱視者で音声の他にルーペなどを活用して情報獲得している。Y 氏は、自身の経験も踏まえながら視覚障害者の就労移行支援に携わっており、I 氏とは同僚の関係である。

視覚障害者の支援に携わるようになった背景はそれぞれ異なる。M 氏は視覚障害者の訓練士として勤務し、全盲の研究者のサポートに携わるようになって以来、視覚障害者の移動に対する関心を深め、活発に支援活動を行ってきた人物だ。現在は、同行援護従業者研修の講師を担い、同行援護従業者の育成活動にあたる。C 氏は大学時代に点字サークルに所属していたことがきっかけとなり、盲ろう者の通訳の仕事に携わってきた。視覚障害のある知人から、「同行援護従事者の資格をとってくれていたら、頼みやすくなる」と声を掛けられたことがきっかけとなって、同行援護研修従業者としても仕事をしている。I 氏は、視覚障害者のリハビリテーションを行う事業所で機能訓練や就労移行支援に携わる。支援の対象は主に中途の視覚障害者だ。

3-2. 自己決定の尊重とそのための支援

(1) 原則として重視される自己決定

本研究で実施したインタビューでは、ご自身の支援の経験を踏まえて考えを語ってくださったものと、障害のある調査者がフィールドワークなどの調査を実施する際の支援者のありようを相当程度意識して考えを語ってくださったものが両方含まれている。また、それぞれの方がこれまで接してきた多様な背景を持つ障害者の状況が、語りには裏付けられ

ており、先天性の視覚障害者や中途視覚障害者などで微妙にその立ち回りが異なるものになる可能性について触れられていた。いずれの場合も最も重視されていたことは、同行援護のプロセスにおいても、調査実践を想定においた場合においても、その本人の「主体性」や自己決定がどのように守られるかという点であった。

こっちの考え、主観で「これはもう時間がないからやめたほうがいい」とかそういうことは基本的に言っはいけなくて。どうしてもだったらわかるんだけど基本ダメ（C氏）

要は決めつけたり、変にこっちで方向性を決めちゃうっていうことは絶対に失敗につながることであって、あくまでもどこまでいっても本人の意志を尊重するっていうこと。そこを見失わないようにすることがやっぱり一番必要だとおもっています。あくまでも本人の意志があつてのことなので...「きっと成功するよ」っていうのは誰の考え？っていうのがすごく謎なんです。だって、自分だったらいいですよ。「自分だったらたぶんこうするな、こうすればきっと成功するかもしれない、やってみました、失敗しました」は自分だったらいいんです。だけどあくまでもわれわれはサポートする側の立場なので、本人が何をを選ぶか？本人にきっちり意志を持って選択をしてもらわない限り成功も失敗もないんですよ。下手にこっちがお膳立てしちゃったりして本人は「なんかよく分からないけど、そういわれたからそれをやってみます」みたいなことになると、本人にとっては、やった結果が成功でも失敗でもなくなっちゃうんです。（Y氏）

障害者本人の判断や選択を尊重するために、支援者としてふるまうとき、支援者自身の考えや意見を発することに大変慎重な態度をとっていることがインタビューから伺えた。障害者がとった判断や選択が、たとえ失敗につながるように思われたとしても、決してその判断や選択に介入してはならないことが強く意識されてもいた。もしも、その判断や選択に第三者の意見や考えが介在してしまうと、その判断や選択、それによってもたらされた経験は、障害者本人にとって、「成功でも失敗でもなくなっ」てしまう。

C氏は、例えばインタビューに同席する場面を想定し、障害のある調査者がインタビュー相手との間でトラブルをおこしてしまいそうとき、支援者として取りうる対応として以下のように述べている。

ちょっとこう手を添えて、「何？」と言われてから、パパパパというとか、「なんかあるよ」というサインだけ。「注意してね」みたいな。点字でやるとか。あとは録音とかしているんだったら、後日聞ける状態じゃん。だから「あのなんとかの話をしているときにこうでした」という感じで、あとでいないときに言うときもあるかな。そのとき言っちゃうと生ものだから崩れていっちゃうと思うんだよ。

とんとんって。やめておけというか「何かあるな」と思われればいいと思っていて。（中略）言ったらまずいこととか何かしらで反応されて、それだけだったらいいけれど、「もうやめて」となっているのにしゃべり続けてしまったとかなら、ちょっととんとんって。やったら「ん？」とか言って、それで「ん？」と止まった時点でちょっと空気がわかると思うので。私だったらそういうふうにするかな。割とほっといて、だいたいおそくにやる。すぐにやっちゃうと私の意見になっちゃうから。（C氏）

「言ったらまずいこととか何かしらで反応されて、それだけだったらいいけれど」とあるとおり、視覚障害者の発言でどのような結果が引き起こされてもそれは発言した障害者本人の問題でしかなく、支援者がかかわる領域ではないと捉えられていることがうかがえる。「とんとん」と何かしらの合図を送るのは、支援の対象者である視覚障害者の不利益を防ぐことが目的なのではなく、視覚的な情報として障害者に対して最低限補われるべきギリギリの対応として提案されていたといえる。「生ものだから崩れていっちゃう」、「すぐにやっちゃうと私の意見になっちゃう」などの発言からは、支援者が送るサインが、調査者たる視覚障害者本人自身が築く調査対象者の間の関係性を損ねるものにならないよう最大限に配慮されていることがうかがえた。

(2) 必要に応じた選択肢の提示

障害者本人の判断や選択を尊重するために、支援者は自身の意見や考えを発することに對して非常に禁欲的になる。一方で、障害者自身が行う判断や選択はどのように支援するのだろうか。障害者自身が行う判断や選択の支援は、障害者本人の状況や状態に応じて柔軟に対応されているようであった。支援のありかたの判断材料となるものの一つは、障害者本人がいつ受傷したかということにかかわる。

当事者の方が当事者だからわかることもあると思うんですけど、当事者でも分からないことがあると思うんですよ。それは当事者になってまだその経験がないっていうこともあったりするとおもうんですよ。その当事者だからこそすべてのことがわかっているわけではないので、当事者でもわかっていない部分に関しては、それは私たちの経験とかである程度予測値をたてたりだとか。「おそらくこの先こういうふうなことが起こるんじゃないか」「だから今の状態でこのようなことを学んだらいいのではないか」とかですね、ということはお伝えするようにはしていますけど。(I氏)

「例えばこうとかもありますよ」とか、周りの別の知り合いの話、知り合いというか利用者さんの差し支えない範囲のことを話して、「こういうことを依頼する人もいますよ」とか言ったりすると、慣れていない人からしたら「それ言ってもいいんだ」となるので。「そういう発想はなかった」とか「俺はできないと思った」という人もいるから、それを発想が浮かばなかったらそもそも言わないから、「こういうことも言っていますよ」とか、こういうこともいいですよとか」(C氏)

それを言っちゃうとちょっと今のタイミングではきついなって思える方であれば... (中略)特に中途視覚障害者ってやっぱりみんなある意味同じところをつまずく、同じところで悩んでいるのは確かにあるんですね。なので「俺はそこをこういうふうに悩んで、最終的になぜそっちの方向に向こうと思ったか、そこにたどり着くまでにこういう悩み方をして、こういう悩み方を俺はしたよな」という話を逆にしちゃうこともあります。(Y氏)

受傷して間もない障害者は、自分が今の状態でどのように支援を求めることができるのか、具体的に想像することが難しいのだという。Y氏が、自身の経験も踏まえて自分が悩んできたことを開示すると述べたことは、悩みを悩みとして、問題を問題として捉えるこ

とを促す支援として捉えることができるだろう。この、「できない」ことの把握は、受傷の経験にかかわらず、何か新しい挑戦をしようとした際にも生じうる。A氏は、自身が社会人としてIT企業で働き始めた当時のことを振り返りながら下記のようにも述べている。

自分の目のせいなのか自分自身の能力の問題なのかっていうところなんですよね。それは障害があるゆえにできないことをサポートしてくれなかったのか、これは障害とは関係ないからサポートを受けない内容だったのかって、もう分からないですね。だけど、その分かれ目みたいなものを理解しないで社会人になるほうが大変なんです。正直に言って、結構つらいです。周りの人と比べて自分は仕事ができないと。そりゃあ、明らかに絶対に他の人より早くできることはあり得ないので、あり得ないってなったときにそれは自分のせいなのか障害のせいなのか？どの程度のサポートを求めるべきなのか？（A氏）

何が必要な支援で、何が自分自身の努力で埋め合わせるべき課題であるのか——障害を受傷した際にも、何か新しいことに挑戦しようとするときにも、どうしても直面する問題としてみなせよう。しかし、本人自身が自分の置かれた状況に戸惑いを感じているようなときに、支援者はどのように適切な選択肢を提示することができるのだろうか。

(3) 当事者が試行錯誤するための支援

障害者が、自分自身で判断や選択をしていくために、障害者の状態や置かれた状況によっては、支援者は選択肢を例として挙げ、障害者本人の決定を促すことがある。あるいは、「こうしたら課題が解消されるかもしれない」というヒントにもなるような情報が提供される。この、選択肢や情報の提示の実践は、障害者本人が試行錯誤したり、“もがく”きっかけになりうるものが理想として捉えられていた。

やっぱり大切なのはある程度の選択肢を提供できることと、もっとベーシックな部分では実は情報の提供だと思うんです。例えば、それをやるためにはこういう道具を使えばもっとやりやすいかもねっていう、それも情報。実際に訓練を受けてみて「これは使える」という実感を本人が得れば、そこに対してまた興味がわいてくる。いままでそんなもの使おうとも思っていなかったことが「使えばできるじゃん」という自信にまたなってくる。そうすると、その経験を踏まえてじゃあ自分はこうしていきたいっていう、また考えも変わってくるわけですよね。だからやっぱりベーシックな部分では、いかに適切なタイミングで適切な情報を提供できるか。

（中略）いかに本人に、本人に試行錯誤してもらおうように持っていけるかっていうのはちょっと大きいかもしれないですね。本人が主体的にもがく場を提供できるかどうか。結局自分でもがかないとなかなか次にはすすめないんですよ。だからあえてもがく時間、もがくための情報提供はします。もがき始めたら、ちょっとじゃあ頑張ってもがいていてねっていう時間も必要。結果もがいてもがいて方向性を見失うようだったらまた新たな情報提供という考え方もあるし、方向性としてこういう考え方もあるんじゃない？っていういくつかの選択肢をあえて提示するっていうタイミングもあるかもしれないですし、それはやっぱりその人のもがき方、もがいた結果どうなっているのかによって次の対応っていうのはまた違ってくるのかなっていう気がします。（Y氏）

障害者の状態や状況にあわせて選択肢を提示することは、いわば障害者本人が判断や決

定をしていく“導入時”に大きな役割を果たすとみなせよう。「自分でもがかないとなかなかかかにはすすめない」という発言にもみられるとおり、障害者本人の状況に応じて本人が自分の判断や決定で方針を決めていくような機会を提供し、その試行錯誤や「もがいていく」経験が非常に重視されている。どのようにその本人が「もがく」体験を持ったかということが、新たな方向性を検討する判断材料になっていくことが指摘されていた。

しかし、試行錯誤をしたり、もがいたりする体験は、何もないところでは始まらないという。A氏は、少しずつ自分が置かれた状況を切り拓いていくための手段や道具を適切に取り扱っていけるようになることを「リテラシー」と表現するが、彼もまた、そもそも具体的な手段や方法が選択肢として認識されていることが、試行錯誤のきっかけとなったことを指摘していた。

私は盲学校でそういう単眼鏡とかの選択肢を知っていたので選べた。ただ選択肢を知らない人間、例えばインクルーシブ教育で盲学校に一度も行ったことのない視覚障害者って、先生が知っているものしか教えてくれないので周りの学生とか先輩の視覚障害者が何を使っているかなんて知らないから。選択肢を持ってない状態、あるいは福祉の制度とか大学でのサポート、というのが受けられるかっていう選択肢、情報を知らない状態でやれって言われたらそれはリテラシーの問題じゃなくて物理的に不可能なこともあるので「この選択肢からあなたは選んだ」ということをまず理解させるところが一番最初のスタートだと思っていて。選び方は「こういう選び方があるから試してみな」と言われて試してみて、自分で試した結果これにするっていう決断をして。じゃあ今度別のことをやるときに「これとこれがあるよ、どうする？」って言われたら私はまえみたいに試してみる。この時点でちょっとアドバイス量が減ってきますよね。今度次できるとき「自分で調べてみ？」って言われて、自分で選択肢を探して作って自分で試行錯誤して自分でできるようになるっていう、3、4回くらいのプロセスが何回かあって初めて応用がきくようになるんです。応用がきくようになると、それがおそらくリテラシーとして定着したというふうに言えるかなと思うんですよね。そこにいくまでには、やっぱり応用できるようにするんだと思って育てないと、要するに「自分で試してみ？」と言わずに「はい、これがあるからやって、次これやって」と言われ続けたら、たぶんそれを受けだけの人間なのでリテラシーが育たないですよ。(A氏)

「情報を知らない状態でやれって言われたらそれはリテラシーの問題じゃなくて物理的に不可能」とあるとおり、支援者が提供する選択肢や情報とは、最低限保障されるべき知識やツールとしてみなすことができる。「導入」として得た知識やツールを、実際に求められる場面でその都度試行錯誤していく過程で、次第に支援者からのアドバイス量は減っていき、「自分で選択肢を探して作って自分で試行錯誤して自分でできるようになる」という。試行錯誤の実践経験の積み重ねが、状況に応じて自分がとりうる選択肢を意識し、判断、決定していくリテラシーを身に着けることができるとしていた。

一方で、A氏は、選択肢や情報の提示がされるタイミングについても言及している。知識やツールを活かしていく必要性が本人に認識されていることもまた、リテラシー獲得の前提として求められることを指摘している。

私が盲学校の小学生のとき、そのリテラシーが必要だとは一切思わなかったんですよ。単眼鏡、拡大鏡、ルーペ、一通りのものがあるから全部試せて言われて、小学校のときに全部試して、でも拡大教科書は目の前にあるから要らないよね、拡大読書器、いちいちそんなでかい画面を持って歩きたくないし、ルーペもよく分からない小さいのでこんな覗かなきゃいけないし、単眼鏡だって別にそんな遠くを見る用事ないし。小学校のときに例えば外に行くと、あそこに鳥がいると。「鳥を見ろ」と言われて単眼鏡で見ると。「ああ、鳥だね」。でもそれは自分から単眼鏡を取り出して見たいものかって言ったらそうではないので。「分かった。先生のいうとおりにやったからいいでしょ。これで、はい次」そういうガキだったのでね（笑）。そうなるくと単眼鏡を駆使する必要は一切ないし、リテラシー的なものを身につける必要も全くないというときに、じゃあ中学になってどうだったかって言ったら、単眼鏡がないとまず電車に乗れない。それは単眼鏡にするか携帯のカメラにするかっていう選択肢をまず自分の中で作って、一番通勤ラッシュの中で使いやすくてなおかつ他の人に迷惑をかけずにすむっていうので試したら単眼鏡が一番よかった。だから単眼鏡を半年間必死で練習して歩きながら単眼鏡を見られるようになったっていう過程を踏んでいくんですよ。だから必要性に迫られないとできないので、サポートがありすぎるとどうなのかなって私はそこで思うんですよ。（A氏）

本人の判断や決定を先回りする形で提示される選択肢や情報は、受け身的に用いられるものになってしまいがちで、その本人の「失敗」や「成功」として捉え難いものになっているともみなせよう。とはいえ、小学校を盲学校で、中学校から一般校で過ごした経歴の持ち主である A 氏が、中学生になってから必死で単眼鏡や携帯のカメラなどで試行錯誤するに至ったのは、そもそも受け身的な形ではあれ、どのような選択肢がありえるかを事前に知る機会を持っていたということは否定できない。

支援者はある種、障害者本人が「もがき」ながら試行錯誤するために必要最低限の選択肢や情報を示し、あとは障害者本人が納得するまでもがくこと、そしてそのうえで判断と決定がなされることをひたすらに待つことが求められていた。

待てるかどうかというのもまたポイントではあるんですね。言っちゃうのは楽なんだけれども、言ったら意味がなくなっちゃうんですよ。ちょっとやっぱりもがいてもらう時間を取るととるところが結構ポイントではあるかなって感じがします。（Y氏）

その場限りでよければ全部こっちがやってあげたほうが早いので、絶対。楽ですよ。視覚障害者が苦しんでいるところ見なくてすみますし、気持ち的にはすごく楽ですし、物理的にもこっちがやったほうが早いので楽です。楽をしようと思ったらやっぱりそっちかなと思いますので。それを結果に対して責任を持つんだ。自分がいなくなったときに彼らがどうなるかっていうことに対して責任を持つという意志があれば、たぶん自律的に、という方向になると思いますけど、そこまで持ってる人がどれくらいいるか。（A氏）

3-3. 調査者が主体として担うべきこと

(1) 目的と本質の認識

支援者が、障害者に対して提供する「支援」は、状況や状態に合わせて適切に情報や選択肢を提示するというニュアンスが強いものであった。当然、視覚障害者がどのような文

脈で支援を依頼するのかに応じて、提供される情報はバリエーションを持つ。C氏は、お笑いライブに同行した際は、視覚障害者がお笑いライブを満喫することができるように、きめ細やかに障害者の反応を観察しながら、必要な情報を提供するような工夫を行ったという⁽³⁾。一方で、調査やフィールドワーク、実習などといった文脈での支援となった場合、その実施主体である障害者本人に目的がどのように意識されているか、調査者本人が自身の状況を踏まえたうえで、求められる成果を最大限に得るためにどのように要・不要を峻別できているかといった点が、視覚障害者の活動実践において結果の満足度を左右する要件になっていることがうかがえた。

当事者の方は目が見えていないだけで、周りのいろんな音というか情報は入るわけですからね。それをどう生かすかというのは、目が見えても見えてなくても、僕は同じことだと思うんですよ。だから、周りの人が、それはああだ、こうだと言っても、それをプラスと考えるか、それに影響を受けちゃうか、それは本人のそこまでの努力なんじゃないですかね。(M氏)

現場では納得するまで人とは話しますね。(中略) 本当に疑問に思ってることはやっぱり気になることだから。うん。で、気になることってというのは、その場にいるときに8割がたは少なくとも納得していきたいわけで。当たり前だけど、見えないから、見えないからこそ、分からないこともしつこく聞かなきゃいけないわけで。(H氏)

自身にとって何が必要な情報なのかが明確に意識されている場合、必要な情報提供を支援者に依頼することはスムーズなものとなる。また、提供された情報の取捨選択も自身の判断のもとで行われることとなる。

M氏は、すでに研究者として調査を実践する立場にあった視覚障害者を支援する立場として、H氏は自身が主宰するボランティア団体の中での活動の経験を語っており、自身の判断のもと、統率をとれる環境下で実施してきた経験を触れている。ところが、大学の授業といった文脈においては、障害者本人による判断や決定の機会が損なわれがちであったことがうかがえた。例えば、K氏は、教育実習にあたって行われた大学側と受け入れ先の小学校との間の調整に、モヤモヤした気持ちを抱えざるを得なかったという。受け入れ先が、障害に対する先入観や想定されるリスク回避のためにK氏に出した条件は、「必ず教員経験のある大人のサポーターをつける」というもので、K氏が「手伝わないでほしい」と依頼することについてもなかなか受け入れられなかったという⁽⁴⁾。実習の受け入れ先からの申し出をそのまま受け入れるのではなく、自身の「判断」や「決定」をないがしろにせず済んだのは、K氏が極めて明確な実習観を持ち、自分が実習で経験しなければ意味がないと思われることを整理していたためだ。K氏は、教育実習実施前の段階からその「モヤモヤ」を明確に意識し、妥協しうる折衷案を調整するに至った経験を語った⁽⁵⁾。

実習生は失敗して学んでいい最後のチャンスだと思うんです。それは健常者の学生でも大失敗する学生だっているわけじゃないですか。研究授業でもみんなに見られて緊張しちゃって真っ白になっちゃってとか、そういうリスクと同じだと思うんですよ。(中略) それを目が見えな

い足が悪いっていうことで調整すること、失敗することを最初から閉ざされてしまうっていうのは違うと思うんですね。私も失敗したいし間違っって叱られることだって経験だし、それできっと学んで一か月後にいろんなものを得て大学に帰るのが実習だと思うので。(K氏)

しかし、K氏が自身の目的に対してどのような選択肢を持ちうるのか、どの選択が自分の理想に最も近いものになりえるのかを整理するためには、相応の試行錯誤があったのだともいう。

今までの1年生から3年生までの失敗経験とかでいろいろな子育てボランティアとかアシスタント経験とか、結構学校とか子どもにかかわることって自分でどんどんやっていて。友達と行ったばかりに友達のほうにみんな子どもも行ってちゃってとか、そういう思い出しても恥ずかしくなるような失敗はたくさんしたので。(中略)なので全然最初から思いついてたわけではないんですけど。(K氏)

(2) 自身の感覚で現場を把握する技術の獲得

自分が何かしらの活動に携わるとき、その目的と本質を見極められていることで、必要な支援や配慮を見極めることができる。しかし、その取捨選択の判断は決して最初から備わっているものではない。実際に必要な支援やツールを選択肢として想定し、その都度試行錯誤しながら実践経験を積むことからしか、リテラシーを積むことはできない。試行錯誤が繰り返されることで、自分に必要な支援やツールがどのように活用されれば目的に近づくことができるのか、見通しをつけることができるようになる。さらにそれに加えて、自分が獲得した感覚や手段を通じて、現場で実践を積んでいく経験が重要な意味を持つ。

リテラシーを身につけた結果、私は単眼鏡ですけど、人によっては拡大読書器がいいとかiPhoneがいいんだっていう人がいて、その人って自分が何十回って試行錯誤を繰り返した結果なので絶対的な自信があるんですよ。

(中略) さっき言った単眼鏡を使えるようになっていって自分のスキルは育つと。だから単眼鏡を使っていい環境であれば彼らは能力を発揮できる。その単眼鏡を使っていい環境を自分で形成できるかっていう対外的なコミュニケーションが出てくるとできなくなる。ここは盲学校では教えられないところです。(A氏)

A氏が指摘するのは、いわば「道具の使い方」の習得と「道具を使いこなすための現場の運用」の違いとしても捉えられるだろう。必要な支援や配慮を自分の目的に応じてうまく運用する力が、障害者本人が持っている力を試し、鍛えていくうえで最終的に求められていく。障害のある調査者が、調査やフィールドワークなどの活動に臨む際、活用する支援は、物的なものであれ人的なものであれ、「使いこなす」技術の習得が必要だ。そのための機会が、障害者本人の主体性を守るものだから、支援者は自らの主観を控え、情報や選択肢の提示を必要に応じてすることや、「待つ」ことが求められている。学校などの教育現場においては、障害者がリテラシーを鍛えていくための環境調整の配慮をすることが一層求められているといえよう。

同じところをひとつ何回も歩いて、言葉であだこうだと言ってって、ああ、こんなのがあ
るんだっていう、記憶を掘り下げる意味っていうのはあるし... (中略) その人の認知のスタイル
っていうか、回数だったりっていうものはみんな違うんですね。だから、訓練士が「これで
いい」というのは、それは訓練士から見たらいいんであって、本人はオッケーじゃないんです
よね。...自分で一人で歩くっていうのは、これならば分かったっていうふうに、自分の中にす
とんと落ちなければ、オッケーにならないわけですよ。(M氏)

もし自分が今ここで足りない情報があるんじゃないかって感じたときは、自分から聞くからっ
ていうのを言ってたんです。それもサポーターに聞くとは限らなくて。実習ってやっぱり子
どもたちがいるので、あくまでも子どもたちとのやり取りがベースであって、子どもにはどうし
てもできない安全面のこととか、そういうところはあなたたちに頼むから、これはKさんは
見えてないんじゃないかと思ってもほっといてって言ったんです。たぶん捉えられてない状
況の中でやってるっていうこと自体、全部それも含めて私の経験だし私の学びだと思うので
(K氏)

さまざまな相手が何を僕に伝えてるかっていうその情報に対して、さっきも言ったけど、どこ
まで満足するかによって、まずはコミュニケーションが変わってきますよね。特に僕はこの活動
をしていて、それに対して諦めるまではしゃべって、そのときに一対一でその人がここまでか
なと思ったらそこでやめればいいし。こっちのほうが回答に近いものが情報として得られるん
であればそこと話せばいいし、ミックスしたらわかることであればそれでもいいし。あともっ
と言えば、うん、全体を考えて、ここにどれだけの時間使うのか使わないのかって考えて、途
中であきらめてもいいんだし。相手の情報量どれだけ咀嚼して、自分の重要度っていうのを鑑
みて、自分が納得できる程度をどこまでって自分でパーセンテージをある程度決めて、って
いうところを考えながら話して、ポイントは解決させていくって、そんな話ですかね (H氏)

それは同時に、障害者本人が目的を達成するうえで「わかる」まで「納得する」まであき
らめずに対峙することが求められているということでもある。そのプロセスそのものが、
障害のある調査主体にとっての「できない」ことや「必要性」を浮き上がらせ、必要な支
援の選択肢を自身の判断で検討し、運用していく土台となる。

その際、障害のある調査者自身に目的や本質が明確に意識されているとき、支援者に求め
られる要件は相対的に薄くなりうる。支援者から必要な情報が完全に与えられなくても、
その場にある支援やツールを本人がその都度工夫しながら試行錯誤し、運用していくこと
ができるためだ。

4. まとめ

4-1. 主体性は自身の判断や決定を要件とする

本稿における調査対象者は、支援をする者においても支援を受ける者においても、明確
に障害を持つ本人が自らで判断し決定する機会を持つことが非常に重視されていた。受傷
のタイミングや性格上の問題から、みずからの判断や決定が困難な者には、少しずつ自分
自身の想いを見出していくことができるような工夫や配慮が施されていた。それは、判断

や決定をしていく導入としての情報や選択肢の提示であったり、「待つ」というプロセスを通じて具体的に実践されていた。

情報や選択肢の提示は、視覚障害者が「失敗しないように」、「不利益を被ることがないように」されていたわけではない。むしろ、失敗を含む「もがき」や「試行錯誤」の経験そのものが、その本人の判断や決定の支えになっていくものとしても捉えられ、積極的にもがき経験や試行錯誤が歓迎されていたともいえる。逆に、選択を強要したり、主観の入った提案をするなど、当事者がもがいたり試行錯誤したりする経験を遠ざけるような支援の在り方は批判的に捉えられ、特に障害のある当事者から強く指摘されていた。

障害者本人がもがいたり、苦しんだりする経験が、その本人が自分の持ちうる選択肢を意識し、課題に対処していくリテラシーを築く機会として考えられていた。障害者はまず、自身の状態を整理しながら、どのようにしたら自身の能力を発揮することができるのか、試行錯誤を繰り返しながら支援やツールの活用方法を習得していく。そして、そうした支援やツールを活用しながら、自分らしく「現場」を理解していく“リテラシー”を体得していくことを目指すのだ。現場でどのように支援やツールを運用していくことが可能なのか、自分の目的を達成するために必要な立ち回り方を、失敗も成功も含めた経験を自らの責任で引き受けていくことで、学び、次の判断や決定の機会に備える。

4-2. 社会調査実践という文脈における調査者の主体性の支援

フィールドワークや社会調査に挑戦する学生は、障害の有無にかかわらず、自分がどのように振る舞うべきなのか、自分がどのような目的を設定する余地があり、どのような選択肢を用いて調査を遂行していくことができるのか、未知の状態と想定すべきだろう。調査者が、自らの主体性を持って立ち振る舞うためには、自らが活動する目的と、逸してはならない本質が意識されている必要がある。しかし、そうした意識を持つためには、課題に取り組むために最低限必要な情報と選択肢を得て、実際に試行錯誤したりもがいたりする経験が欠かせないことも示されてきた。

新しいことに挑戦しようとするとき、手持ちのスキルや自らの状態如何で、どの程度・何が実施可能なのか、把握することは難しい。しかし、「失敗」を防ごうと先回りしていくのではなく、進んで「失敗」することを許容する機会が、その本人が情報や選択肢、ツールを応用していくリテラシーを育てていく。高等教育機関における障害のある調査者の支援において、まず、この調査者本人が試行錯誤し、自身で判断し決定することを尊重することが、その本人の主体性に配慮した支援に必要な要件と指摘できるだろう。

以上を踏まえるとき、障害のある調査者にとって、調査の支援をするアシスタントは、調査者が自身の目的をかなえるために運用する調査手段やツール、資源のひとつとして捉えることができる。障害のある調査者がどのような状況に置かれているかに応じて、社会調査の知識を踏まえたうえで情報や選択肢を提示する支援者が求められることもあるかも

しれない。実際に調査を推進する過程では、調査主体となる障害者が目的をしっかりと認識し、支援者としてのアシスタントが調査プロセスでどのような影響を及ぼす可能性を持つかなど、運用のリテラシーを経験的に習得しながら活用することで、障害のある調査者は、調査者としての可能性の幅をより広げていくことが可能になるはずだ。調査者がフィールドとのかかわりで意識しなくてはならない相互作用性への意識についても、運用の仕方次第で、より精緻に配慮しながら調査を推進していくことを適えることにもなるだろう。

さらにいえば、障害のある調査者の主体性に配慮する試みは、社会調査やフィールドワークを実践的に学ぼうとする学生すべてに還元されるような知見を生み出す契機ともなりえるだろう。社会問題を提起し、議論していくためには、その足掛かりとして、まずは実態の把握を目指すことは必至だ。まさにその把握のための手法が社会調査やフィールドワークであるが、把握したつもりでいる「社会」は、果たして妥当に捉えられたものといえるのか。自省的に慎重に、試行錯誤を通じて「より妥当／マシ」な把握といえるよう、鍛え上げられていかねばならないことを、障害のある調査者／活動者の試行錯誤の経験は逆照射的に教えてくれる。社会問題として障害のある調査者の社会参画を考えていくプロセスそのものも、主体性を尊重する支援の在り方それ自体も、まさに試行錯誤を通じたものがきの過程を通じて鍛えられていくことが求められている。

[謝辞]

本稿執筆にあたり、調査にご協力くださった皆様に心から感謝申し上げます。本研究は、科学研究費補助金（若手研究）20K13703「社会調査におけるリサーチ・インクルージョン・アシスタントの可視化と可能性」の助成を受けて実施しました。

[注]

- (1) 福岡教育大学監修（2018）「障害学生修学支援ミニガイド——教育実習のサポートマニュアル——」福岡教育大学障害学生支援センター
- (2) 国立大学法人大阪教育大学（2022）「令和3年度文部科学省委託事業『教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業』教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討に関する調査研究：障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」国立大学法人大阪教育大学
- (3) 「お笑いライブにはまっている人がいて...（中略）「説明しますか？」と聞いて。コントで、無言でやる芸人さんもいるし、衣装が変わっている人とかもいるし、男なんだけれど女の格好をしている人とか、女役で出てくる人とか。この人の感覚だとわかるだろうなということ、背の高さとか、マイクをこいうふうにしていれば背の高さがわかるから、それはこの人にはいう必要はないけれど、他の人だったら言うかもしれないけれど。この人はこの知識があるとか、この感覚は分かるなと思ったら言わないとか。大道芸とか絶対見えないと分からない。マジックとかもあるし、いろんな芸人が出てきたんだけど、そういう「今日こんな感じで出てきそうなんだけれど、必要な範囲で説明しますか？」と聞いたら、「ぜひお願いします」と言われたらするし、反応を見ながら、これは余計だったかと思うこともあるわけ。言ってみて、なんか違うなと思ったらちょっとやめてみたりとか。間合いをはかる。（『言い過ぎた』とか『よかった』と判断する方法を尋ねると）顔とかなんだろう。呼吸とかそういう感じなので。なんか「え？」という顔をしたりするじゃないですか。みんながどっと笑ったのに、その人だけ「ん？」となっていたら、今のが分からなかったということは、この部分が分からないせいでギャグに気づいていないな、とか。全部ほとんど言っちゃったら...即

興だからこっちも、私の声で向こうの声が聞こえなくなっちゃうかもしれないから、それはつまらないと思うし、邪魔だと思うから。なるべく言わないで、なるべくカットという感じ。それでタイミングで言えないときもあるんだけど、一発ギャグとかだと全然。モノボケとかじゃ分からないから言うしかないんだけど、でもそれで言いそびれたらもうあきらめて次に行くという感じで。だから基本は「絶対分からないだろう」と思った瞬間に、パパパと言って、あとその人の表情的に分からないなと思ったら、ちょっと笑いが遅れちゃうけれど、それでも言うときもある。みんなの笑い声で芸人さんが笑い声が収まるまで待ったりするから。その瞬間にしゃべる。そうするとかぶらなくなるじゃん」（C氏）

- (4) 「一番受けいれてもらえなかったのは『手伝わないでほしいんです』っていうところ。分かってもらえなかったです。私は、今はかなり視野も狭いし、視力も下がっているので本当に重度の障害なんですけど、でも自分が書いた字は見えないけど黒板は書くんですよ。今までは見えてたし字を書いた経験もあるので。だから「普通に黒板を使って授業するんです」って言うのに「目が見えないんだから黒板は誰かが代わりに板書をしなければならぬですよ」と。じゃあ一回みてくださいよっていう。そこをやらせてもらえない。（中略）見てくれればわかるからっていう。そこを試せない。とにかく先回り先回りして失敗しないように、授業として成り立つように、危ないところは全部サポートしようっていう。」（K氏）
- (5) 本稿では、実際にK氏が選択した折衷案を取って掲載していない。K氏自身が自身の実習経験を「妥協するところは妥協して、でも妥協する中でどうすれば一番理想に近くなるかって考えてやった」ものに過ぎず、「私の実習が客観的にみて素晴らしいものではなかった」と捉えており、大学側が実践事例として記録に残し、マニュアル化していくことについても望まない方針を持っていたことを尊重したこと由来する。

[参考文献]

- ウヴェ・フリック（2011）『新版質的研究入門〈人間の科学〉のための方法論』小田博志監訳、春秋社。
- 木村敬一、宇内一文（2017）「インクルーシブ教育を試みた視覚障害学生の教育実習のふり返りから『合理的な配慮』のあり方を考える」『教育学雑誌』53号1-18頁。
- 同行援護従業者養成研修テキスト編集委員会（2014）『同行援護従業者養成研修テキスト第3版』中央法規出版。
- 独立行政法人日本学生支援機構（2018）『合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～』独立行政法人日本学生支援機構。
- 独立行政法人日本学生支援機構（2019）「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告（対象年度：平成17年度（2005年度）～平成28年度（2016年度）改訂版」
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/_icsFiles/afiedfile/2021/02/10/analysis2016.pdf
- 松崎良美、柴田邦臣（2021）「社会調査実践のプロセスから考える——インクルーシブな調査研究と社会問題探求の関連性——」『総合研究』7巻1-22頁。
- （2023）「社会的観点から検討する社会調査のインクルージョン——文教施設における Research Inclusion Assistant フィールドトリップから——」『津田塾大学紀要』55巻201-218頁。
- 南谷和範（2022）「視覚障害のある学生や研究者への合理的配慮と基礎的環境整備」『学術の動向』27巻10号34-30頁。
- 村上琢磨、関田巖（2009）『目の不自由な方を誘導するガイドヘルプの基本：初心者からベテランまで』文光堂。
- 文部科学省（2024）『障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）』https://www.mext.go.jp/content/20240321-mxt_gakushi01-000034752_2_1.pdf

[まつざき よしみ／青森県立保健大学／社会学／yoshimia05038my@gmail.com]

Resources for Supporting Independence and Developing Literacy: Analyzing Interviews on ‘Support’ for People with Visual Disabilities

MATSUZAKI, Yoshimi

It has been well-established that the values of inclusion and diversity are essential elements in society. Students with disabilities in universities are deepening their learning in various fields, with modifications made to accommodate their learning environments. Nevertheless, students with disabilities still face numerous challenges in their academic lives. Higher education institutions are responsible for making constructive adjustments in both theoretical and practical aspects. This paper aims to explore and discuss the nature of "support" in social activities and research organized by people with visual disabilities based on interviews conducted with support providers and people with visual disabilities who actively engaged in various social activities. As a result, the effective organization of social activities and research by people with visual disabilities, which often involves instructing their assistants to provide descriptions and accompanying support, is grounded in their own practical experiences. Therefore, assistants must remain available, responsive and non-judgmental until the person with disabilities clearly articulates their goals or directions regarding their activities and research in the given context.

Keywords: Support for persons with visual disabilities, social activity, accompanying support, self-determination, inclusive assistants

[研究ノート]

学問の総合化への様々なアプローチ

—— 総合人間学の構築に向けて (6)

古沢 広祐

概要：総合人間学の総合には、どんな意味が込められているのだろうか。その背景には、学問が細分化、専門化しすぎて全体的視野を失いがちになる状況や、大きくは文系と理系の分離・分断などといった問題状況がある。本稿では、本学会が設立された社会的背景にある総合の必要性が要請されてきた歴史的経緯をたどるとともに、さまざまな立場からの総合化や学際化への取り組みについて広く考察する。総合化が要請されだした背景には、戦後の冷戦期に提起された人文科学と自然科学の「二つの文化」の断絶状況への批判、そして1970年代以降に問題化した公害・社会問題、さらにグローバル化する地球環境問題や格差・貧困問題などの深刻化がある。それらに有効に対応しきれない既存の専門分化しすぎた学問や科学の限界性が露呈し、それへの批判が社会的背景としてあった。とりわけ人間という存在については、分析科学的なアプローチでは究明し切れない面があり、全体性に留意して総合的に認識していくようなアプローチが重要であり、総合人間学が成立する所以である。本稿では、本学会が追求してきた総合化に関する問題意識とその背景分析とともに、国の科学技術政策やさまざまな学術団体で模索されてきた学問の総合化の動きについて多角的に検討する。そうした動きをふまえて、総合人間学の構築に向けての課題について論じていく。

キーワード：総合人間学、学際、総合知、全体知、専門知、文理融合

1. はじめに — 総合化、総合人間学との出会い

本学会の設立趣旨文（2006年）には、総合人間学の総合性とくに総合知の必要性について、以下のように記載されている。

（前略）20世紀初頭すでに、鋭敏な識者たちは、特殊科学がますます増大する反面で「人間の本质」はむしろ蓋い隠され、今日ほど人間が問題になった時代はないと指摘しました。この半世紀に物理学・生物学・電子工学・脳生理学等々の諸領域で生じた“科学革命”は、旧来の世界観の変革を促すような新知見をもたらした結果、皮肉にも人間の統一的把握はいっそう困難になっております。この傾向はこれからもますます強まり、人間に対する全体知は、積極的にそれを求めない限りますます遠ざかる事になるでしょう。逆説的ではありますが、それだからこそ、“人間と世界”の全体像を得るための研究と討議の場が、必須となっていると言わねばなりません。

（中略）全体論的把握には、検証不能の領域に踏み込んで科学的認識の範囲を逸脱するという難点もあります。しかし各学問分野が還元論的な個別の研究にとどまって、人間と世界の全体像を失う今日の問題状況の克服をめざさない限り、人間学は決定的に破産し、人間の自己認識も歴史の方向づけも断念されなければならなくなってしまうでしょう。つまるところ、各分野での個別の研究を積み重ね、その中から人間認識に不可欠な知見をもらさず拾い出し、それらを体系的に整序する作業をくりかえすことで、全体像に接近するしかないでありましょう。（後略）⁽¹⁾

こうした学会設立の趣旨、とりわけ総合化について、はじめに個人的関心をなぜ持つに至ったかから振り返ってみたい。

かなり昔のこと、高校時代に読んだ SF 小説『宇宙船ビーグル号の冒険』（ヴァン・ヴォークト著/沼沢治治訳、東京創元社、初版 1964 年）のことが思い起こされる（原作 1950 年）。同書は、進化論のチャールズ・ダーウィンの『ビーグル号航海記』を念頭において書かれた SF のスペースオペラ（宇宙活劇）で、大宇宙を航行する宇宙船が遭遇する奇怪な超生命体（エイリアン）達とのドラマが描かれている。同書はその後の「スタートレック」（TV ドラマ）や「スターウォーズ」の映画などに影響を与えたとされる名作である。そこでは、主人公が総合科学（ネクシャリズム、Nexialism）によって困難な事態に対処していく様子が描かれていた。個別専門科学では対応しきれない限界性を超える全体知のあり方が、この SF 小説を読んで刺激されたのだった。

同じく近い時期に、『人間 この未知なるもの』（アレキシス・カレル著、桜沢如一訳、角川文庫、初版 1952 年）を読んで、人間の全体像とその不思議さ、さらに宇宙との関わりにまで思いをはせる契機となる出会いもあった。訳者である桜沢如一の熱のこもった後書きに触発されて、彼が提唱する食養（マクロビオティック、玄米健康食）の会合で講演を聞いたり、その活動に一時期関わりを持ったことがある。

そして大学入学時、学問の役割や意義への批判的反乱（バリケード封鎖）が全国各地の大学で起きており、そこでの自主講座的な運動を通して貴重な経験をした。経済の急速な成長と繁栄の半面で、悲惨な公害（水俣病など）や乱開発による自然破壊が激化していた時代である。従来 of 学問や科学技術が、人々や社会を幸福にするどころか不幸にするという矛盾、その現場を訪ね、住民運動や市民運動に学ぶ機会を得たのだった。当時、大学キャンパスの枠を越え出て「移動大学」（KJ 法や地理学・フィールド探検学で知られる川喜田二郎氏が提唱、全国各地にて野外合宿形式で開催）にも複数回参加した。また全国自然保護連合に関わり、全国各地の団体が開催する全国自然保護大会にも参加した。そして、社会の矛盾や環境問題への関心を次第に深めていったのだった。

途中いろいろ紆余曲折の経緯（民族文化映像研究所での越後奥三面の記録活動、米国各地の環境・社会運動を訪ねるグループツアー、その他）もあったのだが、結局のところ、人間と自然の接点に位置する農業、広義の食や農の世界の重要性に行きついたのである。そこに、現代的な諸矛盾が集中して現れている状況に気づいたのである。具体的には有機農業、エコロジー・社会運動との出会いによって、いわゆる NGO（非政府組織）、NPO（非営利組織）、協同組合などとの関わりを深めるなかで現在に至っている。こうした時代変遷の状況については、数十年間の年表図で、時代動向分析にて部分的にふれてきた（前号、参照）。その時代変遷でとくに強調したい大きな転機は、1992 年の地球サミット（国連持続可能な開発会議）であり、サステナビリティ（持続可能性）に向かう重要な契機となったのである（古沢 1988、1995、2018、2020）。

また、このような動きが総合人間学との出会いにもつながったのだった。地球環境問題が深刻化する時代状況下、とくに地球サミットを契機に日本でも国際環境 NGO が活躍しだした時期である。具体的には、総合人間学会の設立に貢献した故小原秀雄氏との出会い、とくに環境 NGO（JACSES、JWCS など）でのお付き合いからだった。詳細は省くが、とりわけ環境問題への視点や関与の仕方において触発されて、学ぶことが多くあった。さらに、人間を総合的にとらえ直そうとする見識に感化され、上記のような私自身の問題意識とも重なることから、総合人間学会に参加するご縁を得たのである。

2. 学問の総合化のさまざまな動き

2-1 世界と日本での動き、日本学術会議など

学問の総合化がクローズアップされる時代状況は、かなり以前から生じてきた。総合化の前史としては、1950年代末から1960年代にクローズアップされた文系と理系の断絶問題がある。その話題の引き金になったのが、C.P. スノーの「二つの文化と科学革命」という講演であった（1959年、英国ケンブリッジ大学）。自然科学と人文科学、それらの知的・精神的風土の断絶状況や互いの無理解を社会的危機として訴えたもので、大論争を巻き起こして関連書籍が多数出版されたのだった。この問題は世界的に伝播し、日本でも翻訳書が出されて新旧の版を重ねており、今も広く読まれ続けている（スノー1960、2021）。

スノーが提起した文系、理系の断絶状況とは、かなり素朴な問題提起であった。いわゆる東西対立、冷戦構造に揺れる時代において、急速に進む科学革命が社会的推進力となることへの知識人の対応の弱さや、とりわけ教育の立ち遅れ状況などが問題視されたのだった。しかしその後の1970年代以降に問題視されだしたことは、公害問題や広く環境問題が深刻化するなかで既存の細分化された個別学問では対処できないことへの批判が加わることになる。いわゆる学際科学や総合科学の必要性が認識され始めたのであった。

とくに高度経済成長の陰で公害列島化した時代、学園紛争が頻発した1960年代末から70年代にかけて、専門分化・細分化への反省から「学問の総合化」が教育・研究分野でキーワードとして頻繁に使用されだした。1980年代には「学際化」（interdisciplinary）という言葉が盛んに使われるようになり、1997年の大学審議会答申「高等教育の改善について」においては、「学問の総合化・学際化」「地球環境・生命倫理」「研究者の社会的責任」「人間や社会とのかかわりに関する高度の識見」のような課題が示されたのだった。

関連した動きとして、日本政府（内閣府）は「総合科学技術会議」を設置している（2001年1月）。その設置の背景とは、「21世紀の人間社会のあり方を視野に置き、……人文・社会科学とも融合した「知恵の場」として、……科学技術と社会・国民との間の双方向のコミュニケーションに努め、社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術を目指す」（第2期科学技術基本計画）として示されている。とくに、国全体の科学技術を俯瞰

し、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的としたもので、どちらかと言えば技術革新と産業競争力の強化に主眼をおくものだった。実際その名称は、その後「総合科学技術・イノベーション会議」へと変更されて（2014年）、現在に至っている。⁽²⁾

このような政府の科学技術の推進を重視した産業政策的な動きに対して、日本学術会議からは、同年4月に「21世紀における人文・社会科学の役割とその重要性—「科学技術」の新しいとらえ方、そして日本の新しい社会・文化システムを目指して—」という声明が出されている（2001年4月）。①学術の統合・融合を通じて、科学技術と社会との望ましい関係をきり拓くことができるという文明的展望を、内外に発信しなければならない。②科学技術概念をひろく人文・社会科学へと拡張し、人文・社会および自然科学諸分野が調和のとれた発展をすることが重要である。③科学技術の全体的発展のために、科学技術総合戦略を束ねる「かなめ」として人文・社会科学を位置づけることが必要である。④科学技術基本計画の運用に当たっては、人文・社会科学の役割を明確に位置づけ直す必要がある。（声明より引用）⁽³⁾

その後も、日本学術会議からは、「新しい学術の体系—社会のための学術と文理の融合—」（運営審議会附置、新しい学術体系委員会、2003年6月）、報告「「文明誌」という知の新領域開拓の可能性を検証する」（文明誌の構築特別委員会、2003年7月）、報告「新しい学術の在り方—真の science for society を求めて—」（学術の在り方常置委員会、2005年8月）、提言「知の統合—社会のための科学に向けて—」（科学者コミュニティと知の統合委員会、2007年3月）、提言「学術の総合的発展をめざして—人文・社会科学からの提言—」（第一部、人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会、2017年6月）、などが次々と出されてきたのだった。⁽⁴⁾

それらの報告や提言の内容は多岐にわたり、重要な指摘や興味深い論点が多くあり意義深いものである。詳細については、其々の声明や報告を参照頂きたい。ここでは、内容にはふれずに、国の方針が産業競争力や技術革新に傾斜していく方向性に対して、比較的バランスよく総合化の視点へ目配りをしてきた日本学術会議の動きを評価したい。しかし、国の政策方針との隔たりは大きく、後の日本学術会議会員の任命問題などで、その断絶ぶりは衆目の目に露呈したのだった。

そのあたりの推移と問題については、本学会の『総合人間学 13：科学技術時代に総合知を考える—文系学問不要論に抗して』（本の泉社、2019年）でも詳しく論じられている。同書の刊行の直後、2020年には日本学術会議会員の任命について、当時の菅政権が明確な理由を示さずに人文社会系の推薦会員6人を拒否する問題が浮上した。本稿で、この問題について言及する余裕はないが、こうした事態の背景には、学問のあり方や科学技術に対する視点に関して、政府と学術界との間で大きな見解の相違がみられた点は強調しておきたい。



図1 総合知を論じた『総合人間学』13号、14号、18号

ちなみに本学会では、「総合知」の追求を重要テーマに多角的に検討してきた経緯がある。最近の書籍版の学会誌でも、上記の『総合人間学13』に続いて、マクロな視点からではなく現場で直接に対峙する実践知や臨床知からのアプローチとして『総合人間学14：いのちのゆれの現場から実践知を問う』（本の泉社、2020年）や、近代的な「知」の成立の根底を掘り下げた『総合人間学18：近代的「知」のあり方を問い直す―授けられる「科学」／「学習」時代に、「学び」はどう対峙する？』（本の泉社、2024年）を刊行してきた（図1）。さらに本学会のキーワード（KW）集発刊委員会でも、総合人間学キーワード（KW）集・記述モデルにて、事例1「総合人間学」、総合人間学試論・私論で関連した内容が追求されてきたことを付記しておきたい。⁽⁵⁾

2-2 学術関係、大学での総合化の動き

冒頭に示した本学会の設立趣旨にあるように、本学会の設立時（2006年）は学問の総合化への機運が高まっていた時代であった。当時をふりかえると、総合人間学会と人脈的にかなり重なって同時期に設立された別の学会としては、共生社会システム学会がある（2006年設立）。キーワードの「共生」という言葉は、生物の世界から人間関係や社会・経済・政治分野まで含み込む総合性をもつことから学際領域に関わる学会である。単なる学際領域のみならず、現場で課題に取り組む実践との連携が重視されていることは、その設立趣意書に次のように記載されている。

（前略）……本学会は、理論と実践の相互交流のなかで理論を鍛え、実践を合理的なものにし、共生持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。研究者だけでなく、地域住民等とともに地域の暮らし全般を考え、実践し、目的を実現することが、本学会が目指す活動の姿です。そのためには、人文社会科学系研究者だけでなく、自然・環境科学系研究者、市民、大学院生・学生、そしてNPOなど、幅広い参加のもとに情報の交換と交流が不可欠です。……（後略）⁽⁶⁾

かつて大学院での研究成果（博士論文）を書籍にした際の題名が『共生社会の論理 いのちと暮らしの社会経済学』（1988年、学陽書房）だったこともあって、この共生社会システム学会には発足時から現在まで関わり続けている。⁽⁷⁾

また人脈的には別系統だが、総合的・学際的な視点からの学会としては、地球システム・倫理学会なども同時期の2006年に設立されている。発起人で初代会長は、伊東俊太郎氏（比較文明学、東京大学名誉教授、2023年逝去）である。その設立趣意書に書かれている内容は興味深く、以下を見るように総合人間学会の設立趣旨文や共生社会システム学会の設立趣意書と重なる点が多いことは興味深い。

（前略）……学問も象牙の塔に籠り、自然科学に範を取って、分析、（細）分科、（価値）分離に走り、総合、学際、価値、目的、行為を軽視、無視しています。今や、地方から地球へ、競争から共生へ、エゴからエコへの枠組転換なくして問題の根本的解決はないと考えられます。全体生命系の緊急の問題解決の為に学問もまた物と力の僕としての知識から、心と命の主としての智慧（普遍的真理、実践的倫理）への転換が緊要です。ここに、地球問題群、その原因、解決、方法を総合的、学際的、倫理的、行動的に究明、共有、協働することが急務であると考え、新学会、地球システム・倫理学会を設立しました……（後略）⁽⁸⁾

他方、大学のなかでも総合を掲げた取り組みや動きが進行しているので、以下に見ていこう。総合科学と言う場合に、大きくは人間科学と総合情報学の領域がある。そして時代的背景には、1990年代の学部再編として従来の教養学部の組織改編があった。その一例としては、京都大学の教養部が総合人間学部へ変わり、大学院も人間・総合学科が設置されている（1991年）。

関連の動きとしては、医学や健康科学の分野で「人間総合科学会」が設立されている（2005年2月）。その母体は2000年に私学では初の通信制大学「人間総合科学大学・人間科学部人間科学科」の開学があった（大学院を2004年に開設）。そのビジョンは、「人間とはなにか、生きるとはなにか、人類はどこに向かって生きるのか」「人間の心と身体の有機的な関連性や、日常的な生の営みと、それが織り成す文化を総合的学際的な観点から、体系的に整合性をもって研究し、関連領域との相互連携を図り斯学の発展に寄与するもの」としている。同会は「人間総合学会誌」を3巻ほど刊行して（2005年～2007年）、名称を日本心身健康科学会と変えて後続誌を「心身健康科学」として刊行している。⁽⁹⁾

同じく2005年には、上智大学に総合人間科学部が「人間の尊厳」をキーワードに設置されている。「教育学科」「心理学科」「社会学科」「社会福祉学科」からなり、各学科はヒューマン・サイエンス（科学の知）、ポリシー・マネジメント（政策・運営の知）、ヒューマン・ケア（臨床の知）の「知の3本柱」を核に構成されている。

他にも、筑波大学では、大学院博士課程の改組・再編により、人間総合科学研究科が設置されている（2001年）。その後、何度かの改組・再編をへて大学院に人間総合科学学術院が設置されてきた（2020年）。人間総合科学研究科の設立・創立主旨には、「それまでの

医学、教育学、心理学、心身障害学、体育学及び芸術学の6学問領域（研究科）を結集させ、基幹研究領域として、教育学、学校教育学、心理学、心身障害学、体育・スポーツ学、芸術・デザイン学、医学5専攻に加えて、新たな統合研究領域としての、感性認知脳科学、ヒューマン・ケア科学、スポーツ医学の3新専攻による全体として14専攻の複合的構造をもったシステムとして出発した」とのことである。⁽¹⁰⁾

以上のような動きを見るかぎり、筑波大学などでの人間総合科学の流れは、医学・体育・心理・福祉・教育学系に、芸術・デザイン・政策学系が合わさることで総合性を追求しようとしてきた様子を読み取ることができる。

2-3 AA研における総合人間学の構想

他方、総合人間学という言葉をもそのまま掲げた注目される動きもある。総合人間学の構想として、いち早くとり組んだものに、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（AA研）の共同研究プロジェクトがある（2004年8月）。そこでは、人文、社会、自然科学の主要分野が、以下の5つに区分けされて示されている。

- I 自然の認識
 - 1) 宇宙と科学的真理
- II 世界（共同体）の認識
 - 2) 個人と世界： 伝統体制と民主主義
- III 人間の認識
 - 3) 人間の相互理解：言語的および 非言語的意思疎通の諸特性
 - 4) 「自然」としての人間の制御： 私生活と公共の場における
 - 5) 人間の豊かで満足できる生活： 「自然的な」生活の研究

プロジェクトの活動としては、6つの国際シンポジウムが開催されている。興味深い内容であり、総合人間学のイメージを具体的に触発されるものなので、以下に各回のプログラムを紹介しておこう。

第1回 人にとって豊かな生とは何か（2005年3月）

- 講演：21世紀の新学術としての総合人間学
中谷英明（東京外国語大学・AA研）
- 講演1：人間の条件－脳科学の知見から
中田力（新潟大学・統合脳機能研究センター長）
- 講演2：動物としての人間－動物行動学の視点から
日高敏隆（総合地球環境学研究所長）
- 講演3：アフリカを出立して－人類最古の神話群の悠久の旅
Michael WITZEL（ハーバード大学教授/AA研客員教授）
- 講演4：中国、そして東アジアの「礼学」文化
戸川芳郎（東京大学名誉教授・東方学会理事長）

第2回 諸文明から未来世界を構想する（2005年10月）

- 講演：新しい日本人像を求めて－総合人間学の創出
中谷英明（東京外国語大学AA研教授）
- 講演1：人口問題と新金融経済－現代世界の非線形的諸問題とその解決
Jean-Francois RISCHARD（前世界銀行副総裁）
- 講演2：他者の鏡に映った文明の自画像－インドの鏡に映ったヨーロッパ
Jean-Claude GALEY（パリ社会科学高等研究院主任研究官）
- 講演3：16世紀以降ヨーロッパの国家と個人－人文科学の方法・概念の再検討のために
Maurice AYMARD（フランス人間科学館館長）

- 講演4：東アジア漢字文化圏における多様な階層性—文学をとおして
金文京(京都大学人文科学研究所所長)
- 第3回 科学技術と人間らしさ(2007年1月)**
- 講演1：テクノロジーが拓く人間の可能性
生駒俊明(科学技術振興機構・研究戦略センター長)
- 講演2：儒教から見る人間の理想的なあり方
樓宇烈(北京大学・宗教研究所所長)
- 講演3：ことばと自然
中谷英明(東京外国語大学・AA研)
- 第4回 開放知としての科学と宗教(2007年12月)**
- 講演：開放知と総合人間学
中谷英明(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)
- 講演1：【脳】モラルの脳科学的基盤
ジャン＝ピエール・シャンジュー(フランス学士院会員)
- 講演2：【動物】動物における「理解」
日高敏隆(総合地球環境学研究所前所長)
- 講演3：【原人】原人の石器製作能力—35万年前のハンドアックスを観る
山中一郎(京都大学文学研究科・総合博物館館長)
- 講演4：【日本】律令制・天皇制の神話的・宗教的特質
大津透(東京大学大学院人文社会系研究科)
- 講演5：【中国】理気世界観は何を説いたか
小島毅(東京大学大学院人文社会系研究科)
- 講演6：【インド】ブッダが希求した開放知
中谷英明(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)
- 講演7：【イスラーム】「イスラーム的知」をめぐる4つの補助線
大塚和夫(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所所長)
- 講演8：【ユダヤ】タルムード的論証の開放性—偶像崇拜との闘い
市川裕(東京大学大学院人文社会系研究科)
- 講演9：【ギリシア】英知と学知の間—古代ギリシア哲学が求めたもの
内山勝利(京都大学名誉教授)
- 第5回 意識を作る・認識を変える—よりよい地球共同体を求めて—(2009年1月)**
- 講演1：【インド仏教】ブッダによる認識の転換
東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授 中谷英明
- 講演2：【文学という経験】ドストエフスキーと父殺し
東京外国語大学学長 亀山郁夫
- 講演3：【西欧の仏教】西欧と仏教の出会い
CNRS(フランス)主任研究員 今枝由郎
- 講演4：【シャーマニズム】
Formation of Consciousness in Siberian and South Eurasian Shamanisms.
シベリアおよび南ユーラシアのシャーマンにおける意識形成(通訳付き)
ハーバード大学教授・AA研客員教授 Michael WITZEL
- 講演5：【精神医学】夢語りが神話を作る
京都大学総合人間学部教授 新宮一成
- 講演6：【脳科学】こころの形成と遺伝的・後天的メカニズム
新潟大学統合脳研究センター長 中田力
- 第6回 知性と感情の彼方(あなた)—行為と言葉と心—(2010年2月)**
- 講演1：【古代インドの宗教】
古典インドにおける意欲と知性—祭祀、信仰、遊行
東京外大AA研教授・AA研「総合人間学の構築」プロジェクト主査・日仏東洋学会
代表幹事 中谷英明
- 講演2：【自閉症のこころを開く】
「自分」と「他人」の境界—「模倣」の不思議な育成力
フランス国立科学研究機構研究ディレクター ジャクリーヌ・ナデル
- 講演3：【脳科学】社会生活における顔認知の重要性
自然科学研究機構生理学研究所教授・「総合人間学の構築」共同研究員 柿木隆介
- 講演4：【利他行為の認知科学】

- 会話という行為の始原 — なぜヒトはヒトに語りかけ始めたのか？
フランス国立高等情報通信学校教授・AA 研客員教授 ジャン＝ルイ・デサル
- 講演5：陶淵明の死生観 — 形と影と神の対話
京都大学名誉教授・日仏東洋学会会長 興膳 宏
- 講演6：【ロシア文学という経験】
共苦と黙過 — 現代日本文学におけるドストエフスキー
東京外国語大学学長・「総合人間学の構築」共同研究員 亀山郁夫

以上の詳細については、同プロジェクトの総合人間学叢書（Generalized Science of Humanity Series）全5巻にまとめられている（ネット公開）。大型共同研究プロジェクトとしては、2010年までの成果が公表されているが、その後はAA研内での取り組みとして継続している様子をうかがうことができる。⁽¹¹⁾

3. 教育分野における総合化の試み

3-1 初等教育と周辺での動き — 家庭科を例に

学問の総合化の動きとの関連では、小・中・高校の教育の分野においても、総合の試みが比較的早くから始まっている。教科横断的に学習する「総合的な学習の時間」が導入されたのは、1998年の学習指導要領の改訂が契機だった。小・中学校では2002年から高等学校では2003年から総合的な学習が全面的に実施された。その後の関連の動きとしては、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）の推進があり、とくに国連の持続可能な開発目標（SDGs）の普及・促進が影響を与えている。

最新の改訂での新学習指導要領では、「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されて（小学校2020年、中学校2021年、高校2022年）、理科・社会・家庭などの教科の科目を横断してSDGsとの関わりが記載されるようになった。先に紹介した時代背景や大学関係での改組の動きと、多少とも連動した動きであることがわかる。

ここからは全体動向というより、多少とも個人的な関係における経験をベースにした事例的な記述にて論述し考察を進めて行く。一事例ではあるが、高校の家庭科の教科書の内容に部分的に関与してきた経験からも、総合的な視点が導入されてきた様子が見える。具体的には、教科書ではないが補助教材にあたるもので、『カレント家庭科資料 暮らし／環境／共に生きる』（一橋出版、1996年）にて編集代表を務めた。従来の衣・食・住の分野に、男女・子ども・経済・高齢社会・環境が加わって、総合生活学と呼んでよいような内容として構成されている。

実際の教科書づくりへの関与としては、新学習指導要領の以前（旧課程）において『新家庭科基礎21』（実教出版、2017年）での編修の一員に加わった。この教科書の特長は、多様な執筆陣により「持続可能性」と「公正」、「人権」、「消費者問題」の視点を重視していることである（実教出版HP紹介）。さらに新学習指導要領からは、書名も『Agenda 家庭基礎』（実教出版、2022年）となり、その特徴としては、巻頭でSDGsの全体像にふれ、



図2 家庭科の教科書にみるSDGsの一例

各章末「明日へつなぐ視点」ではSDGsに関する具体的な事例を紹介し、世界の動きから身近な事例までがわかる展開となっている（図2、実教出版HPで試し読み可能）。昔の家庭科の教科書が、時代変化の中で大きく様変わりしており、まさしく総合学的な展開となっている様子をうかがい知ることができる。（12）

その他にも初等教育との関連では、多分野に関する環境問題やSDGsの入門書に関しては、子供向けの関連書籍の監修などに関わってきた（古沢2021、2022、2023、2024）。

3-2 大学教育における総合化の試み

次に、やはり個人的な関わりからの事例になるが、具体的に大学教育での総合化について、その内容を見ていくことにしたい。個人史になるが、國學院大学の経済学部の新学科として経済ネットワーク学科が開設される際、1995年に同大学に着任したのだった。当初はネットワーク学部の構想だったそうだが、学部新設のハードルが高いことで経済学部内の学科として新設されたとのことである。学問領域を越えて現場に対応する総合的実践知を重視するネットワーク思考を重視した新学科である。まさに先述してきた学の総合化の時代潮流の一環であり、その一例として捉えることができる。

教科として担当したのは、教養課程で専攻地域事情（東アジア地域への視察学習）や専門課程でのフィールドワーク（タイ、ラオス、中国、韓国、国内）、環境分野の科目（環境と経済）などであった。またゼミ合宿では、織座農園（長野県佐久郡佐久穂町、有機農業体験実習）、福島県昭和村（からむしの里）などにお世話になった。

総合学習の取り組みとしては、文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」（通称、現代GP）の「持続可能な社会につながる環境教育の推進」部門にて、「歴史文化を踏まえた環境総合教育の拠点形成～地域と国際を結ぶフィールド実践による主体形成～」が採択されたことでの取り組みがある（2006年度、代表者：横山実・当時副学長）。全学部（経済学部、法学部、文学部、神道文化学部、教養総合）を横断して、私を含めて

有志の教員による多彩な実践が行われた。⁽¹³⁾

分野を横断しての総合教育の実践がベースとなって、その後に総合的・学際的研究プロジェクトとして、「共存学」研究プロジェクトが展開している。「共存学」研究プロジェクトは、國學院大學 21 世紀研究教育計画のもとで研究開発推進機構の研究開発推進センター事業として、2010 年から 10 年間ほど活動しており、当初からプロジェクトリーダーを務めたのだった。ちょうど東日本大震災（2011 年）とも重なって、取り組み課題としては震災復興が主要テーマに組み込まれての研究事業となった。詳細は省くが、その成果は、『共存学 文化・社会の多様性』（弘文堂、2012 年）、『共存学 2 災害後の人と文化ゆらぐ世界』（弘文堂、2014 年）、『共存学 3 復興・地域の創生、リスク世界のゆくえ』（弘文堂、2015 年）、『共存学 4 多文化世界の可能性』（弘文堂、2017 年）としてまとめられている。

3-3 放送大学に見る総合化の試み

教育活動における総合化については、本務校だった國學院大學とは別に放送大学との関わりもあるので、以下につけ加えておきたい。具体的には、TV 放送番組の科目で『大地と人間 食・農・環境の未来』（編著：祖田修、全 15 章のうち 4 章を古沢が担当、1998 年～2002 年、放送大学教育振興会）、『人間と自然 食・農・環境の展望』（編者：祖田修・八木宏典、全 15 章のうち 4 章を担当、2003 年～2007 年、放送大学教育振興会）において、10 年間ほど授業を担当したのであった（実際は 1 年間の授業収録を約 5 年間にわたって放送）。ここで内容に立ち入る余裕はないが、テーマ設定のとおり、食・農・環境を主軸にして国内から国際まで、経済・社会・環境分野を横断的かつ学際的視点から解きほぐした内容構成である。

当時から、放送大学の活動については関心をもっていたが、本務校の授業や仕事などで時間的な余裕がなかったので放送大学の授業科目全体への目配りはできなかった。2020 年に定年退職して余裕が生まれたことから、改めて 300 科目近い科目（TV とラジオ放送）の内容構成に注目するとともに、関心テーマの授業については視聴してきた。放送大学は、公開制で一般人が視聴できるので（最近では BS 放送に移行）、まさに万人に開かれた教育であり内容的にも優れたものが多く、より広く一般人への活用・普及が図られるべき存在である。その点をふまえて、以下、そこでの総合化の動きについて見ていこう。

ここで放送大学の歴史と位置づけについて、簡単にふれておきたい。その歴史は古く、1981 年に放送大学学園法が公布・施行され、放送大学学園が設立されて、1985 年から放送による授業が開始された。そのモデルは英国の放送大学（Open University）であり、まさにその言葉どおり万人に開かれたオープンな大学である。その開放性の視点から最近の放送大学の「中長期ビジョン 2033」を見ると、以下のような方針が強調されている。基本的理念は、「学びたい人が、いつでも、どこでも、学べる開かれた大学」の諸活動を推進することである。⁽¹⁴⁾

そのビジョン1（教育研究活動の活性化）には、次の3点が示されている。「生涯学習の中核拠点としての社会的・先導的役割」、「社会と時代の要請に応える教育改革」、「総合知を活用した学術研究の推進」である。

以上をふまえて、現在進行中の授業番組の中で、総合人間学にとっての重要科目を抽出してみたい。2024年現在、大学自体の番組はBS放送に移行しているのだが、放送大学のミッション（学びたい人が、いつでも、どこでも、学べる開かれた大学）に基づいて、誰でもいつでもアクセスできる「オープンコースウェア（OCW）」が用意されている。すなわち、放送大学のテレビ・ラジオ放送の多くの授業科目について、1番組または全15番組をOCWとして、本学の登録学生以外の一般人向けにインターネットにて広く公開されているのである（特別講義については一部の講義を公開）。（15）

以下、私なりに総合人間学にとって重要と思われる科目を抽出してみると、次のようなものを挙げることができる（2024年10月現在）。

| | |
|--|---|
| <p>OCW（全15回公開） テレビ版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の課題と展望（'22） ・知覚・認知心理学（'23） ・教育社会学概論（'19） ・サプライチェーン・マネジメント（'21） ・エネルギーと社会（'19） ・中国と東部ユーラシアの歴史（'20） ・博物館情報・メディア論（'18） ・宮沢賢治と宇宙（'24） ・宇宙の誕生と進化（'19） | <ul style="list-style-type: none"> ・現代の国際政治（'22） ・災害社会学（'20） ・イメージの力（'24） ・進化心理学（'23） ・神経・生理心理学（'22） ・社会・集団・家族心理学（'20） ・情報技術が拓く人間理解（'20） ・生物の進化と多様化の科学（'17） ・「人新世」時代の文化人類学（'20） ・フィールドワークと民族誌（'24） ・身心一体科学からの健康寿命延伸 ～日本文化を先端科学につなぐ～特別講義 |
| <p>OCW（全15回公開） ラジオ版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理と教育へのいざない（'24） ・グリーンサポートと死生学（'24） ・貧困の諸相（'23） ・リスクコミュニケーションの探究（'23） ・都市と地域の社会学（'24） ・現代国際社会と有機農業（'23） ・NPO・NGOの世界（'21） ・哲学・思想を今考える（'23） ・AIシステムと人・社会との関係（'20） ・音楽・情報・脳（'23） | <p>授業科目一覧（1回分のみ公開） ラジオ版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神分析とユング心理学（'23） ・環境と持続可能な経済発展（'24） ・多文化共生のコミュニケーション（'24） ・リスク社会における市民参加（'21） ・総合人類学としてのヒト学（'18） ・病・人・社会（1）～統合失調症が教えること ～特別講義 ・科学は文化だ－科学技術週間60年の変遷にみる 日本の科学と社会～特別講義 ・「俯瞰科学」で分析 今後100年の人類社会 ～特別講義 |
| <p>授業科目等一覧（1回分のみ公開） テレビ版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジリエンスの科学（'24） ・持続可能な社会と生活（'23） ・社会政策の国際動向と日本の位置（'23） | |

これら以外にも、OCWで公開されていない特別科目などで本番の放送で視聴するとよいものに、以下がある。

- 2019年 特別番組（TV、クロス討論）「“人新世”時代の人類と地球の未来
～人類学からの問い（前編・後編）」
- 2022年 “科学”からの招待状『大統合自然史』全6回TV放送
 - 第1回：大統合自然史への誘い
 - 第2回：宇宙創生から物質へ
 - 第3回：宇宙の進化、
 - 第4回：分子から生命へ ～ミッシングリンクに迫る～
 - 第5回：生命の起源と進化、
 - 第6回：物質から生命、そして人類へ

上記の科目選択については、あくまで私的な関心からのものであり、参考程度に受けとめて頂きたい。関心をお持ちの方は、300をこえる各種科目を取捨選択して実際に視聴することをお勧めしたい。

4. 今後に向けて — 総合知から全体知へ

以上、学問の総合化について、内外の動向をふまえた流れを広く追うとともに、とくに総合人間学の構築に関連する動きについては個人史的な歩みもまじえて論じた。こうした総合化をめざす動きは、テーマ自体が大きいことからさまざまなかたちで展開されており、一律にはとらえきれない広がりがある。

かつてスノーが提起した「二つの文化」をめぐる断絶問題は、その後も時代の変化の中で大学制度や学術界において、それぞれに文理融合をめざす試みが行われてきたことは既述した通りである。スノーが提起した問題は、その後も科学論や科学技術社会学などにおいて盛んに論じられてきた。例えばスノーの講演から数年後には、T・クーンによる『科学革命の構造』（原書1962年、邦訳：中山茂訳、みすず書房、1971年）が出されており、パラダイム論の提起によって科学の連続性と累積的な発展への批判的な視点が提示されている。

あるいは、科学（Science）、技術（Technology）、社会（Society）の相互関係を総合的にとらえる科学技術社会学という分野が1980年代にかけて活発化していく（通称STS）。科学で問うことができても、科学では答えることができない問いの存在も指摘されて、トランスサイエンス領域の重要性などがクローズアップされている（小林2007）。とりわけ安全、健康、環境そして倫理に関する領域では、科学者や専門家だけでなく広範囲の関係者（ステークホルダー）による判断や市民参加による意志決定の重要性が指摘されだしたのだった。⁽¹⁶⁾

科学のあり方についても、M・ギボンズによる知の創出における二つにタイプ分けとしてモード論が展開されている。すなわち、大学など従来の専門分野に依拠した伝統的な知識生産の「モード1」に対して、専門分野を越えて大学以外のさまざまな所で知識が生産される状況を「モード2」と呼び、その重要性が指摘されている（ギボンズ1997）。そ

して科学者と市民の間での双方向の意思疎通をはかるサイエンス（科学技術）コミュニケーションといった分野もクローズアップされてきたのであった。とくに教育分野では、STEAM（Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics）教育が推奨されたり、新規科学技術の社会への導入に関しては、ELSI（倫理的・法的・社会的課題：Ethical, Legal and Social Issues）の研究が要請されだしている。⁽¹⁷⁾

現在、政府（内閣府）が進めている総合科学技術・イノベーション会議においては、第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021年）をもとに、「総合知」の活用と推進が図られており、総合知キャラバンと総合知ポータルサイト（ネット公開）が運用されている。ここでの「総合知」とは、文理融合で多様な「知」が集い新たな価値を創出すること、とされている。集合知による新たな価値創造、知の活力を生み出してイノベーション力を高めて世界に伍していくこと、まさに実利的というか競争と経済発展のための手段に位置づけられていることが特徴的だと思われる。⁽¹⁸⁾

政府が進める「総合知」とは、たんに多分野を寄せ集めて競い合わせることで新規なものを生み出す、そのための手段として矮小化されていると言わざるをえない。ここで知のあり方について詳細に論じる余裕はないが、ざっくりといえば、近視眼的で実利性に偏った道具的知性への偏重が顕著であるといつてよかろう。総合とか文理融合と言っても、人文・社会科学は手段ないし道具的な位置でしかなく、その特性や特有の規範的知性や批判的知性は片隅に追いやられているのが実態ではなかろうか（隠岐 2018）。

本稿で論じてきた総合化や総合知についての見方は、現状認識へ多面的かつ多角的な問いかけである。物事や事態の断片だけを取り上げるのではなく、多様な関係性や相互連関性を見極めていく中で、問題の本質へと課題を掘り下げ発見していくというか、奥に隠れている構造の解明をめざすような総合知のあり方である。具体的なイメージとしては、すでに既述した論考でふれてきたような事柄である。すなわち巨視的視点としては、人類社会が直面する課題（危機）を、生存環境の危機、社会編成（政治経済を含む）の危機、実存（精神）的危機として、人間存在の三つの矛盾に対する問いかけとして不十分ながら考察してきた。そして人間存在に関する成り立ち方を立体的・重層的にとらえる見方としては、マクロの大枠の体系的な図式として、三層構造の図などを示してきた（図3）。そのような捉え方が、集合知的な総合人間学を全体知的な総合人間学として成立させることになるのではないかと考える。⁽¹⁹⁾より詳細については、誌面の制約もあり今後を持ち越すことにしたい。全体知的な試みの一つに、人類史を時空間的なマクロな視点から「人新世」という時代的転機を立体的にとらえ返した一般書も刊行しているので参考にして頂きたい（古沢 2024）。さらなる課題としては、マクロな視点と諸問題のミクロな視点をつなぐ上での階層化や、相互関連と中間領域に関する考察も必要であり、今後の論考へとゆだねたい。

本稿では、総合化について多方面のさまざまな動きに関して、歴史的かつ具体的事例を中心にして、学問や知の総合化をめざす諸動向についてはば広く見渡した。科学技術の発展が世界動向を大きく突き動かす時代となった現代社会、ここでは学問の細分化や専門化が進む半面で、総合化を希求する多様な動きも並行的に進展している。しかし、その総合化については課題も多く内在しており、い

まだ模索状況が継続しているのが現状である。総合化については、人間存在を多面的かつ多角的にとらえる視点が重要であること、その上での全体知的な総合化が検討されるべき点であることを、ここでは再度、強調しておきたい。

総合人間学のあり方と全体像を模索する作業については、より多くの視点や考え方が交錯し合い、研鑽し合うことが重要である。その点では、多方面からのリアクションや問題提起を期待したいところである。そのような応答を重ね合わせていくプロセスによって、今後の展開へとつなげていくことを願いつつ、本稿を閉じることにしたい。



図3 総合人間学のための学問3領域と人間の三層構造

[注]

- (1) 総合人間学会、設立趣旨 2006 年（新版 2019 年）：http://synthetic-anthropology.org/?page_id=2
- (2) 総合科学技術・イノベーション会議の概要：<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/index.html>
- (3) 「21 世紀における人文・社会科学の役割とその重要性—「科学技術」の新しいとらえ方、そして日本の新しい社会・文化システムを目指して」平成 13 年 4 月 26 日 日本学術会議 2001 年：
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-18-k135.pdf>
- (4) 「提言：学術の総合的發展をめざして—人文・社会科学からの提言—」2017 年 6 月 1 日、日本学術会議第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会：<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t242-2.pdf>
- (5) 総合人間学キーワード（KW）集・記述モデル：<http://synthetic-anthropology.org/blog/wp-content/uploads/2021/08/KW2021.pdf>
- (6) 共生社会システム学会、設立趣意書：<https://www.kyosei-gakkai.jp/blank-7>
- (7) 共生社会システム学会の 10 周年記念として、以下が出版されている。
尾関周二・矢口芳生（監修）（2016）『共生社会 I — 共生社会とは何か』農林統計出版、
——（2016）『共生社会 I — 共生社会をつくる』農林統計出版
- (8) 地球システム・倫理学会、設立趣意書：<https://www.jasgse.com/aboutus>
- (9) 人間総合科学会誌、1 巻、1 号（2005）巻頭言、『人間総合科学会』設立にあたって、久住 眞：
<https://doi.org/10.11427/jshas.1.1>
- (10) 筑波大学、大学院、人間総合科学究科：https://www.chs.tsukuba.ac.jp/~chs/about_us/about_us2/
- (11) 総合人間学叢書（Generalized Science of Humanity Series）全 5 巻（ネット公開：<http://www.classics.jp/GSH/>
- (12) 『Agenda 家庭基礎』（実教出版、2022 年）の詳細、試し読み：<https://www.jikkyo.co.jp/book/detail/22020122>
- (13) 國學院大學、現代 GP「歴史文化を踏まえた環境総合教育の拠点形成～地域と国際を結ぶフィールド実践による主体形成～」：<https://www2.kokugakuin.ac.jp/kankyo/index.html>
- (14) 放送大学学園のミッション：<https://www.ouj.ac.jp/doc/about/ouj/corporate/vision2033/vision2033.pdf>
- (15) 放送大学オープンコースウェア（OCW）：<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/ocw/>

- (16) STS に関しては、科学技術社会論学会が日本では 2001 年に設立されており、一般向け公開シンポジウムなどが開催されている。科学技術社会論学会：<https://jssts.jp/>
- (17) ELSI に関しては、日本では 2020 年に大阪大学が社会技術共創研究センター（ELSI センター）を発足させて研究と人材育成に取り組んでいる。ELSI センター：<https://elsi.osaka-u.ac.jp/>
- (18) 内閣府：「総合知」ポータルサイト、「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策：<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/index.html>, <https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/kihon.html>
- (19) 総合知、全体知に関しては、本学会のキーワード集発刊委員会にて公開されている以下の論考が参考になる。上柿崇英（2021）「総合人間学における知の構造について」総合人間学試論・私論（Essays on Synthetic Anthropology）、『総合人間学キーワード（KW）集・記述モデル』：<http://synthetic-anthropology.org/blog/wp-content/uploads/2021/08/KW2021.pdf>
- （*上記のサイトの最終閲覧日、2025 年 1 月 10 日）

[参考文献]（基本的に本文中にて記載、それ以外は以下）

- 隠岐さや香（2018）『文系と理系はなぜ分かれたのか』星海社
- 小林傳司（2007）『トランスサイエンスの時代 科学技術と社会をつなぐ』NTT 出版
- チャールズ・P・スノー（2021）『二つの文化と科学革命【新装版】』松井卷之助訳、ステファン・コリーニ解説、みすず書房 [初版 1960 年発行、増補新版 1965 年発行、増補版 1967 年発行、第 3 版 1984 年発行、新装版 1999 年発行、改訂版 2011 年発行（改版にあたり「第 III 部」と「付録」を割愛し、新たに原書 1993 年版に付された S・コリーニ「解説」を所収)]
- 古沢広祐（1988）『共生社会の論理 いのちと暮らしの社会経済学』学陽書房
- （1996）『地球文明ビジョン 環境が語る脱成長社会』日本放送出版協会
- （2018）『みんな幸せってどんな世界 共存学のすすめ』ほんの木
- （2020）『食・農・環境と SDGs 持続可能な社会のトータルビジョン』農山漁村文化協会
- （2024）『今さらだけど人新世って？ 知っておくべき地球史とヒトの大転換点』WAVE 出版
- 古沢広祐監修（2021）『持続可能な社会を考える新しい環境問題（全 4 巻）』金の星社
- （2022）『こども SDGs ブック』金の星社
- （2023）『SDGs クイズブック 楽しく学ぼう！ 17 の目標（全 4 巻）』金の星社
- （2024）『SDGs 用語大事典 基本 400 語』金の星社
- マイケル・ギボンズ（1997）『現代社会と知の創造 モード論とは何か』小林信一監訳、丸善ライブラリー

[ふるさわ こうゆう／國學院大學研究開発推進機構／環境社会経済学、持続可能社会論／
furusawakoyu@gmail.com]

Various Approaches to Academic Integration: Toward the Construction of a Synthetic Anthropology (6)

FURUSAWA, Koyu

What is the meaning of the word “synthesis” in the term “Synthetic Anthropology”? The background to this question is the problematic situation in which studies have become so segmented and specialized that they tend to lose their holistic perspective, and in which the humanities and sciences are largely separated and fragmented.

This paper traces the historical background of the need for synthesis in the social context in which this society was founded, and discusses efforts toward synthesis and interdisciplinarity from various perspectives.

The background of the demand for synthesis includes criticism of the disconnection between the “two cultures” of the humanities and natural sciences raised during the post-war Cold War period, and the growing seriousness of pollution and social issues that have become problems since the 1970s, as well as global environmental problems, inequality, poverty, and other issues. The limitations of existing over-specialized disciplines and sciences, which could not respond effectively to these issues, were exposed, and criticism of them was the social background. In particular, there are aspects of human existence that cannot be fully investigated by an analytical scientific approach, and it is important to take a holistic approach that pays attention to the totality of human existence, which is the reason for the establishment of synthetic anthropology.

In this paper, I will examine from various perspectives the awareness of the issues and background analysis of synthesis pursued by the society, as well as the national science and technology policy and the movement toward academic synthesis that has been pursued by various academic organizations. Based on such movements, issues toward the construction of synthetic anthropology will be discussed.

Keywords: synthetic anthropology, interdisciplinary, comprehensive knowledge, holistic knowledge, specialized knowledge, fusion of humanities and sciences

[若手シンポジウム]

宗教生活のダイナミズム

——若手シンポジウム 趣意文——

本多 俊貴

The Dynamism of Religious Life

HONDA, Toshiki

本企画では、宗教という現象を人間生活から離れず、かつ動的に捉え直すことができないかと考え、台湾の農村調査を行う社会学者の前野清太郎氏と、長崎県の隠れキリシタン研究に取り組む歴史学者の内藤幹夫氏による企画を実施した。両者とも、緻密な実証研究の蓄積から、近代における劇的な社会変容とともに、生活の中で組み替わっていく宗教的实践を捉えている。

近年、日本で宗教といえば、いわゆるカルト教団が非難の対象となり、オウム真理教から旧統一教会に至るまで、教団の特異な思想・実践とそれに取り込まれた人々の異様さが語られがちである。あるいは、特有な宗教的实践を大切にする家族で育った二世・三世の苦悩がクローズアップされる。一般的に、近代都市で台頭した新宗教は、家や地域等の集団を単位とせず、個人の救いとして広がるというが、その時々標準的な意識や文化と衝突しがちであったといえよう。とりわけ、無宗教の観念が強い現代日本では、「宗教」なるものへの忌避感も根強いと思われる。

このような雰囲気蔓延する中、2023年に本多は、府中市本町の「古峰講」の代参に関わる機会を得た。代参講は日本の民間信仰とされ、町内でクジ引きをして、当たりを引いた人が神社にお参りし、構成員（講中）の札をもらう慣行である。そこで見た古峰講は、共同体の慣習というより、町人の集合的な信仰心にもとづく宗教的实践であったが、教団の支配的な影響はみられず、地域の暮らしの中で組み替えられ、存続する文化であったように見受けられた。この点は、本企画の着想と関わるため、古峰神社の代参講の事例を簡単に紹介したい。古峰講の信仰は、火事の厄除けにあり、町内の人々の共通の願いに立脚して広がった。古峰神社はやや特異な形態を持つ神社であり、氏神と氏子の固定的な集団を形成せず、厄除けを願う町人の代参のみで成り立つ。そのため、地域社会の共同体的な繋がりに溶け込んだ講文化というよりは、町人の信仰心に支えられた民間信仰であったといえよう。古峰講は、この20年間でダイナミックに変容した。もともと府中市本町は、

大國魂神社の氏子であり、その祭礼の繋がりが強く、氏子の共同性を土台として古峰信仰が共有されてきた。だが、1990年頃になると、信仰心にもとづく実践はやや後退し、親睦を目的とする町内の旅行という意味が強くなっていた。ところが、観光の個人化が進むと、代参の旅を楽しみとする人々は減少し、クジに外れたがる人々が増えてきた。それでも古峰講をやめようとはせず、近年は、むしろ終了して火災が発生したら困るという思いで続けたという。府中の古峰講は、現代の社会変容に応じて生活の中で変化し、親睦化とその宗教的意義のあり方がその時々により替わられてきたのである。

このような事例をみると、宗教とは、本来、われわれの生活の中に根を持つ文化であり、生活の中で大きく組み替えられてきたのではないかと思えてならない。宗教への忌避感が根強い日本社会で、生活に埋め込まれた宗教は民間信仰と呼ばれがちであるが、その宗教的实践が持つ意味を改めて問う必要もあるのではないか。

本企画の報告者は、このような関心を共有しつつ各自の課題に取り組んできた。前野清太郎は、日本と台湾の先祖祭祀・葬送儀礼を比較しつつ、私事化してゆく宗教が、生活の中で、その「正しさ」のあり方を組み替えられた点に論及した。内藤幹生は、近代に国家としては解放されたキリシタン信仰が、葬儀を軸に地域社会の確執・軋轢を抱え、その闘争によって組み替えられる点を描き出した。民間信仰ないし伝統的な宗教は、生活の繋がりが社会システムの変化に応じて、ときとして人々の確執を孕みながらも大きく組み替えられてきたのである。このような観点から「宗教生活」を問うことは、「人間にとっての宗教」を見直すためにも、必要な課題ではなかろうか。

〈報告者〉

| | |
|-----|--------------------------|
| 趣意文 | 本多俊貴（拓殖大学／社会学） |
| 報告 | 前野清太郎（金沢大学／社会学） |
| 報告 | 内藤幹生（元千葉県文書館／宗教民俗学／宗教史学） |

[ほんだ としき／拓殖大学／社会学／ t-honda@ner.takushoku-u.ac.jp]

[若手シンポジウム]

再宗教化する死者への儀礼

— 日・台2社会からの試論 —

前野 清太郎

Re-religionized Rituals for the Dead: A Comparative Study of Cases in Japan and Taiwan

Maeno, Seitaro

概要：東アジアにおける死者への儀礼はさまざまな異なる理念の併存のもとに成り立ってきた。そこでは体系化された教義により「正しい」意味付けがなされることのないまま、「正しい」ふるまいを再現しつづけることが志向されてきた。現代の日本および台湾において、「正しい」ふるまいを再現しつづけようとする志向＝オートプラクシーに支えられた民俗的な実践（祖先祭祀、葬儀、墓への埋葬）は、既存宗教に完全に組み込まれることのないまま私事化しつつある。親族や隣人との相互作用を失うなかで、死者への処遇の「正しさ」はそれを実践する個々の人々の解釈に委ねられ、ふるまいそのものの「正しい」再現より、断片的であっても人々が「正しい」と信じる意味付けが重要になっていく。「正しい」意味付けに即した実践が継ぎ足されていくに従って「正しい」ふるまいは次の世代にとりやがて過重となる。受け止めきれなくなった「正しい」ふるまいを整理するため、人々は「正しい」意味付けを受け取れる意味の体系を志向するようになる。そこでは個人の救済のためよりも、実践を継承する（あるいは継承した上でそれを止める）ために「宗教」の形成が志向されている。

キーワード：死者、祖先祭祀、民俗、漢人社会、世俗化

1. はじめに

現代の死者への処遇が、私事化し世俗化に向かっているとの論が語られるようになって幾分久しい。教会＝宗教組織からの個人の離脱現象は欧米社会における死の問題と密接に結びついていた。ところが東アジアにおいて人々の宗教組織に対する所属は明確でなく、同じ議論をそのままの文脈で適用することは難しかった。そこで試みられたのが、親族が支える「宗教」として特別な死者への処遇＝祖先祭祀をとらえ、そこからの離脱を私事化・世俗化とみなすことであった。

しかしながら、そもそも宗教一般に関し私事化と世俗化を同時に進行する現象として捉えることには根強い批判がある。古くはルックマンが、自由に意味を選択可能になった近代的個人は、私的な領域の中で既存宗教のなかにある諸要素をブリコラージュして自身なりの意味体系を構築すると考えた（ルックマン 1967=1976:146-147）。すなわち既存の宗教

組織から離脱しても人々は個人の中で非世俗的であり続けるのであり、私事化と世俗化は必ずしもイコールではないのだという。

あるいは祖先祭祀の解体を世俗化に見立てること自体に無理があったのかもしれない。日本の場合、イエからの離脱に伴いイエの祖先という概念が消滅し、個別的な死者記憶へ、というストーリーが提示された（スミス 1974=1983:348-259; 森岡 1986:51-54）。だが、公的な行事としての祖先祭祀の儀礼が消え、私的な行事としての死者供養の儀礼が残ったとする（森岡 1986:51-55）流れは、私事化と理解しえても単純な世俗化とはみなしがたい⁽¹⁾。

特別な死者への処遇としての祖先祭祀が、日本においては近代に構築された国家イデオロギーとしての性格をもったことは多く論じられている（森 1991; 矢野 2005; 問芝 2020 など）。他方で、国家イデオロギーの影響を受ける以前の死者へのふるまい方が異なる理念を同時に包含しうるものであったとする指摘も見逃すことはできない（孝本 2001:19-27; 矢野 2005:110-113）。儒教を模した葬儀の段取りの武士層への浸透（吾妻 2010）、地域上層を經由した規範の模倣（大藤 1992）、近世後期からはじまる先祖代々墓の普及（市川 2002）のように、新たな要素のブリコラージュを繰り返し民俗的な実践は成り立ってきた。

祖先や死者に対する異なる理念の共存現象は日本特有の現象ではない。漢人社会は祖先祭祀が浸透した社会として日本にしばしば対比されるが、その意味付けは決して一貫してきたわけではなかった。上古の礼法を整理したとされる儒教経典『儀礼』『礼記』は、遺体処理から埋葬後の祭祀に至る死者への処遇の段取りとケースバリエーションを細かに記載する。これら儒教経典により指示された段取りは精緻であっても遺族に死者の安寧を担保してくれるような儀礼を欠いており、現実には親族の要望に応じて儒教式段取りに適宜道教式あるいは仏教式の儀礼が挿入された（劉 1994:266-267; 浅野 2015:282-289）。儒者たちは非儒教的な儀礼を、本来の儀礼を排除しない限りとの限定付きで、「情」において極力受容しようとした（松本 2008:234-243）。朱子こと朱熹らの『家礼』は以降の儀礼実践の参照軸となり普及したが、そこには同時代に実践されていた方式を実態の不明な古礼に代替する見立てが多く盛り込まれていた（松本 2008:415-416; 水口 2019:120-130）。かつての漢人社会に確認された広範囲の親族を網羅する共同の祖先祭祀さえも、儒教的な議論から逸脱していながら受容された儀礼であった（井上 2000:162-163, 166-170）。

人類学者のワトソンは、いかに「正しい」意味付けのもとにふるまいを理解するか（＝オーソドキシ orthodoxy）よりも、いかに「正しい」ふるまいをそのまま再現するか（＝オートプラクシー orthopraxy）が漢人社会の死者への処遇では重要であったという（ワトソン 1988=1991:23-25）。そして彼は「正しい」ふるまいを維持する存在として、国家による規制と、隣人・親族からなる「観衆」たちを挙げている（ワトソン 1988=1991:19-21, 24-25）。ワトソンの議論は、前者の国家との関係をめぐって論争に発展していった（横田 2024:185-189）。論争の背景には漢人社会の広大さにもかかわらず、きわめて儀礼が均一的

であることをどのように理解するかとの問題意識があった。

たしかに人々の民俗的な実践に介入する国家の存在は、現代の中国においてなお重要である。ところが同じ漢人社会であっても、たとえば現代台湾の場合、国家は法整備など現代日本同様の間接的な介入に後退をしている。国家が「正しさ」を担保する存在ではなくなったとき、儀礼の意味を説明できないインフォーマントの存在（ワトソン 1988=1991:19-20）や、死者に対する混乱した説明の併存（スミス 1974=1983:101-108）のように、現代日本と現代台湾における死者への処遇は、きわめて似通った図式をもつ。そこには「正しい」ふるまいを再現しようとする志向はあっても、「正しい」意味付けは体系化されぬままではしか提供されていない。人々は欧米社会におけるような意味で「宗教的」でないまま——意味付けを提供してくれる宗教組織への所属をもつことのないまま現代の私事化を迎えている（ルックマン 1976:10-11）。本論では、世俗化なき私事化のなかで、人々がいかに民俗的な実践として行ってきた死者への儀礼を捉え直していくかについて、現代日本と現代台湾の事例から考察してみたい。

2. 祖先祭祀と「祖先祭祀のような」実践

2-1. リニージなき「祖先祭祀のようなもの」

「位牌」を中心に日本の祖先祭祀を分析した人類学者スミスの研究（スミス 1974=1981, 1974=1983）は、以後の日本人の研究へも大きな影響を与えた。彼が日本社会を対象に選定した背景には漢人社会との比較が念頭にあった。

特定の人物を始祖とし、その始祖からつながる家系を把握する子孫たちが形成した集団を社会人類学ではリニージ（lineage）と呼ぶ。アフリカにおける社会構造分析の成果を踏まえて整理されたこの概念は他の社会にも適用され、漢人社会は父系親族によるリニージがユニットとなって社会を構成し、祖先祭祀が社会維持のための機能を発揮していると考えられた。ところが日本社会は親族が大きく発達した集団を形成してはいないにもかかわらず、「祖先祭祀」が行われていた。スミスはその「祖先祭祀のような」実践が何であるのか把握しようとしたのであった（前山 1983:378-392）。

筆者もかつて自身が調査を行っていた台湾農村で教科書的な祖先祭祀を「発見」したものであった。写真1は筆者が調査してきた台湾南部の大斗村（仮名）にある祖先祭祀施設である。祖堂、宗祠、祖厝など各種の呼称で呼ばれるこの種の施設は、内部に祖先の位牌を備え、同姓の父系親族の子孫たちが一年の主要な祭日に集って祖先に供物を捧げ拝礼するために用いられる。許姓の人々により管理されているこの建物の内部には「堂上許姓歴代祖考妣之神位」と金色に文字彫りされた大型の「位牌⁽²⁾」が中央の祭壇に据えられているとともに、彼らの系譜を確認するための家系図が石彫りのパネルではめ込まれている。

ところが、現在の大斗村における祖先祭祀は、もはやこのような教科書的な形で行われ



写真1 許姓の祖先祭祀施設



写真2 家屋内の箱型位牌と内部に納められる板

ていない。かつて村内の多数姓が所有していた祖先祭祀施設は、1970年代ころまでに機能を失い、解体され土地も分割されてしまった。多くの人々にとり「祖先に対する祭祀」は各自の住宅内で個別に行うものになっている。実は上記の許姓の祖先祭祀施設は、かつて存在した施設に比べてずっと新しい。多数の長屋を建て増した屋敷地を形成し集住していた彼らは、長屋の中央の一室に「位牌」を据えて祖先祭祀を行っていた。解体して大半の土地を分割相続したのち、土地の一角のみを共有地として残した。いわばこの建物は、土地の分割によって親族の結合が弱まったことを契機に、あえて理想的な形で結合の継続を象徴するように建てられたものであった。

大斗村には、もう一つ現在も「祖先祭祀」のために用いられている施設がある。許姓のすぐ隣の土地に屋敷地を作って集住していた江姓の人々が用いる建物である。江YSと江Hという名の兄弟の子孫であるという。江姓の祖先祭祀施設は江YSの子孫とされる人々が建てたもので、内部には小さな白木の「位牌」が安置されている。ところが「位牌」の表面には4人の男性名と3人の配偶者の名前が墨書されているものの、そこに子孫たちが知る江YSと江Hの名前はない。彼らは自身と祭祀している「位牌」上の人々との関係を系譜的には説明することができなかった。

把握された系譜をもとに行われる許姓の人々の実践と、系譜の欠けた「祖先」に対する江姓の人々の実践は、リニージの有無を祖先祭祀の前提とするならば同じものではありえない。しかし「祖先」なる何者かを祭祀することが「正しい」との意味付けをもつ点では共通をしている。まさにこの状況は、スミスが日本社会について示した、実態の異なる「祖先祭祀のようなもの」の併存状況に等しい。

2-2. 「位牌」をめぐる祖先と死者

社会人類学の概念を援用してリニージと捉えられたような、系譜関係を把握した親族集団の形成を好ましいものととらえる思想は、宋代以降の儒者らの議論に端を発している。井上徹によれば、宋代の儒者らが提示したのは4世代前の高祖父までを共通して祀る「小宗」の祭祀と、始祖となる人物を嫡系が中心となって傍系の親族を従えながら祭祀し続ける「大宗」の祭祀の2パターンの形態であった（井上 2000:64-67）。宋代儒者らの議論をふまえて編纂された『家礼』は、施設を設けて「位牌」を祀る「小宗」の祭祀を詳細に優先して記述している。一方で、その記述には常設の「位牌」を設けず高祖父よりも上の世代の先祖を祭祀すること、特定の始祖の墓を対象に4世代を超えた広範囲の子孫たちが集う祭祀を営むことを認める余地が残されていた（井上 2000:154-162）。このような記述は明代以降注釈書などを通じて祖先祭祀を推奨するものと解釈されていき、最終的には『家礼』が指示していない祖先の「位牌」を常設しての祭祀を「古の礼に合わざるも」「礼の意を得た」と認められていった（井上 2000:162-163, 166-170）。

大斗村をふくむ現代台湾の人々が、上記のような祖先祭祀と「位牌」をめぐる儒教的言説史を把握しているとはとてもいえない。だが、かつての儒者たちが整理に苦しんだ、近い死者への祭祀（「小宗」の祭祀）と遠い祖先への祭祀（「大宗」の祭祀）をいかに併存させるかの問題は現代でも残っている。もっとも、儒者たちのテキストを現実の親族集団形成へと結びつけた集団形成がもたらす財産維持の効能や、「正しい」ふるまいを顕示することによる文化的な差異化といったメリットはもはや存在していない。残っているのは遠い祖先を祭祀する義務としての断片化した「正しさ」の意味付けだけである。

共有された祭祀施設はあくまで共通の祖先（の「位牌」）を祭祀するために用意されている。祖先の「位牌」の下に新たな個人の位牌を並べていく場合や、大斗村の許姓のように位牌の内部に新たな死者の名を書き加えていく場合もあるが、共有の場所で自らに近い個別の死者（の「位牌」）だけに特別な扱いをするのは難しい。許姓の人々の場合、古い屋敷地の長屋から新しい戸建住宅に住み替えるに際し、個々の自宅内に「位牌」を設けて日々の焼香はそちらの「位牌」に対して行っている。自身との関係がわからなくなってしまった白木の「位牌」を祭祀する江姓の人々も、自宅にそれぞれの「位牌」を持っている点では同様である。

かつての儒者たちの議論が想定していた「位牌」は、あくまで個人を対象にした「位牌」（木主）であった。ところが、現代台湾においてこのような個人名のみが記された「位牌」は稀で、多くは日本の繰り位牌に似た、内部に死者の名を記入した板を挿入していく箱型位牌に置き換えられている⁽³⁾。

箱型位牌は日本の仏具・神具のように専門道具店で簡単に購入することができる。新たに「位牌」を設ける場合はすでにある箱型位牌の内部に納められた板を取り出し、そこに

記載された死者の氏名をすべて新しい板へと書き写し、買い求めた箱型位牌の中に納める。箱型位牌の表面には「堂上○姓歴代祖先之神位」などの姓が記されているが、外部からではそこに納められている死者の個別名を知ることはできない。

外部から見えないゆえによいこともある。たとえば箱型位牌はふだん濫りに動かしたり触ったりしてはならないとされている。転居などの必要がある場合は、箱型位牌を焼香用の香炉とともに赤色の手籠に納めて、箱型位牌を継承する血縁者が胸に抱いていく。屋外では直射日光の当たらぬよう箱型位牌に黒傘をさしかけ、絶えず「これから門を出ます」、「右に曲がります」、「家が近づいてきました」など絶えず声掛けを続ける。このような状況で箱型位牌は集合的な「祖先」となり、その中にいる個別の死者の人格は消える。しかし転居先に箱型位牌を安置した後は、個々の人格が一緒に宿っている対象として、傍らに遺影などを掲げて死者をそれぞれに追憶する対象物に戻る。

見知っている死者が宿る対象としても、想像の外にある祖先が宿る対象としても、どちらにも解釈できる箱型位牌は、(儒者らの議論が想定していなかった器物なのだが)近い死者への祭祀(あるいは追憶)と遠い祖先への祭祀を併存させる機能を持っている。逆にいうと箱型位牌は、わざわざ共通の施設を設けずとも、遠い祖先を祭祀する義務は果たしているとの自己解釈を与えてくれる存在でもある。許姓の事例のように土地を分割しても親族の結合は弱まらないことをアピールしたいという動機でもなければ、個々の自宅の外に祖先祭祀を持ち出す必要がなくなってしまう。祖先祭祀が私事となることで「正しい」ふるまいを見せることがもはや志向されなくなる一方で、「祖先」を祭祀し続けなければならないという断片化した「正しい」意味付けはなおも人々を動かし続けている。

3. 葬儀における「正しさ」の交錯

3-1. 葬祭業者への「正しさ」の委託

現代日本にせよ現代台湾にせよ、死者への処遇に対して国家が法整備など間接的なあり方でしか関与しなくなりつつある一方で、大きな役割を果たすようになってきているのが葬祭業者である。死者への処遇のなかでも遺体処理からはじまる葬儀の過程において、彼らは単なる労働の一部の代行にとどまらず、過程全体を差配する存在ともなりつつある(田中(2017)など)。そのことは幅広い関係者が「正しい」ふるまいの再現をめぐる相互作用する実践から、しばしば「正しい」とされるサービスを提供された遺族による参加へと葬儀のあり方を変えてきた⁽⁴⁾。

死亡者の遺体の取り扱いから埋葬後の祖先祭祀への統合までは、『家礼』のなかでも特に重きを置かれて記述がなされている。表1のように『家礼』の儒教式の骨組みは組み替えられながらも、道教式あるいは仏教式の儀礼を挿入しながら葬儀の段取りを構成していった(劉 1994:266-267; 浅野 2015:282-289)。

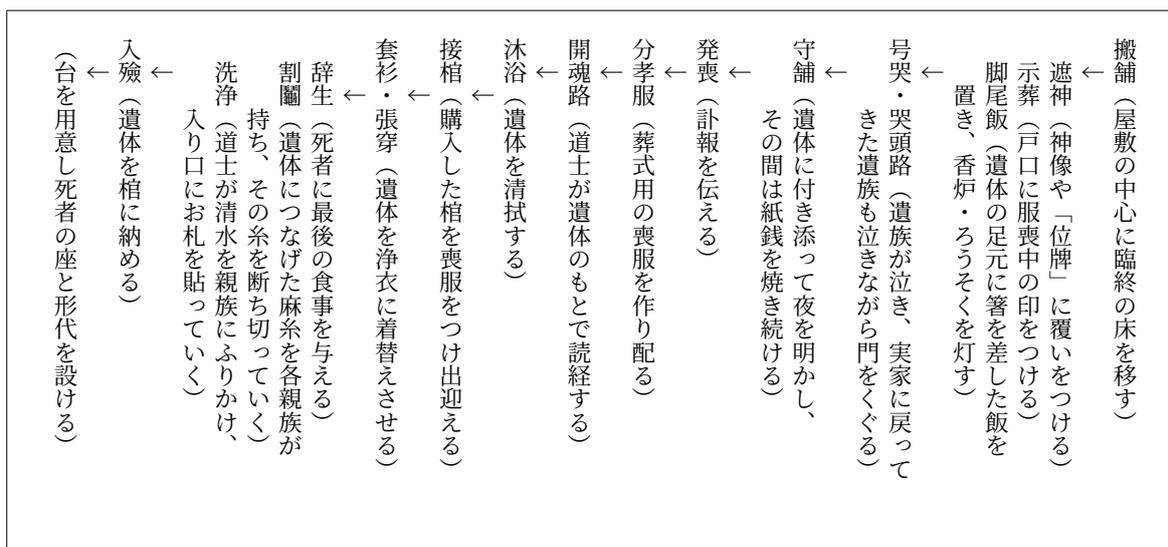


表 1 台湾における「伝統的」な葬儀の段取り
 出所：鈴木 (1934)、劉 (1994)、陳 (2019) を元に筆者整理
 注：字下げしていない部分は『家礼』と対応の見出せる部分

道教研究者の浅野春二は、葬儀全体の段取りを仕切るのは、個々の儀礼を担当する職能者の道士ではなく、土公・阿兄とよばれる埋葬を担う職能者と、耆老・老大とよばれる地元で尊敬と信頼を集める高齢者であり、とくに後者の高齢者たちが「正しい」ふるまいのための段取り決定に強い影響力をもっていたという (浅野 2015:285-287)。しかし筆者が訪問していた当時の大斗村では、浅野が記録するような「観衆」はもはや確認できなかった。2017 年、当時筆者は 40 代後半の知人と親しくしていたが、彼の祖母 (孫 T 氏) が死去し、葬儀のための用意が進められていく過程を偶然共にした。以下は当時のメモから死去の翌日までの流れを再整理したものである。

2017 年 5 月 23 日、発熱により一時入院していた孫 T 氏は午後 7 時ごろに息を引き取った。遺族となった子女らは直ちに台北・高雄にいる兄弟姉妹へ連絡を取るとともに葬祭業者を手配した。午後 9 時には冷蔵棺に納められた遺体に戻り、屋外では夜通し金タライを使って死者に供える紙銭が焼かれ続けた。午後 9 時半、業者が葬式用の祭壇を設置するためのビニールテントを戸口の前に設営したが、葬具はまだ揃わず棺は戸口の外に留められたままであった。

翌 24 日午前 8 時、葬具が葬祭業者から少しずつ届けられはじめた。束ねた紙銭に線香を差し、線香を芯にして封筒状にした紙を差し込む仮位牌 (魂帛) が作られ、表面に死者の氏名・生年月日が書き込まれた。戸の両側に貼られた春聯が葬儀用の弔聯に張り替えられ、戸口に桃色の暖簾が垂らされた。葬具の準備が始まったころ、家の前の道路にタクシーが停まり、孫 T 氏の娘の一人が跪いて声を上げながら前庭を通り家に向かおうとした。家にいた彼女の妹が駆け寄り「気持ちだけのものだから」と彼女を起こし家に入らせた。

午前 9 時、大型の葬具がトラックで葬祭業者が到着し、それまで戸口に留められていた棺がようやく屋内に安置された。続けて仏像・遺影などを備えた木製の大型の祭壇が戸口の前に運び込まれた。祭壇に遺影と仮位牌が安置され、果物とともに金タライに浸したタオルと衣服・靴、歯ブラシが添えられた。午前 11 時、葬祭業者は持参した親族記載表 (息子家族用と娘家族用の 2 種類) を渡し、居合わせた親族に記載を求めた。2013 年の文 Y の死去時の弔問状が

探し出され、それと引き比べながら弔問状作成のための親族記載表が埋められていった。午後14時半、遺体の周囲を蔽うカーテン（幃）と遺体に手向ける紙製の家と侍者像からなる葬具（紙紮）が届き、屋内へ運び込まれた。

一連の出来事と出来事の間で、遺族の誰かが葬儀の段取りの進行を積極的に仕切る状況は見てとることができなかった。戸口のそばに金タライを置いて紙銭（焚き上げをして冥界に送る紙幣）を焼く行為だけは例外で、自発的に作業が続けられたが、それ以外の葬具の配置は一切が葬祭業者に委ねられていた。周辺の親族と隣人を「観衆」として巻き込んで「正しい」葬儀のあり方を調整しようとする相互作用は、こと葬儀本体に関してはほとんど見られなかった。



写真3 大斗村における葬儀祭壇



写真4 仏壇に納められた「位牌」

3-2. 葬祭業者を交えた「正しさ」の交錯

近世における武士らの『家礼』受容や神葬の試み、近代以降の国家イデオロギーとしての「祖先祭祀」構築がみられたとはいえ、日本社会に『家礼』ほどに精緻な「正しい」ふるまいを体系的に示すテキストはついで普及しなかった。祖先祭祀の重要性を強調しながらも、近代日本はそれが一体どういう行為なのか肝心の実践方法を明確に示すことはできなかった（問芝 2020:104-112）。だからといって日本社会が漢人社会よりも「正しい」ふるまいに従おうとするオートプラクシー的な要素が薄いかといえば、決してそうではない。筆者自身が参与者の一人であった葬儀の例を引いてみよう⁽⁵⁾。筆者の実家は石川県南部のいわゆる真宗地帯にある。実家のあるH集落は大谷派（東）と本願寺派（西）のいずれの門徒もあり、前野家は本願寺派の寺院を「手次寺⁽⁶⁾」としている。こうした地域的な背景を交えて葬儀は異なる「正しさ」が入り乱れたものとなった。

2月12日午前8時ころ、施設内のベッドで死亡しているのが確認された祖父は医師による確認ののち、遺体がA氏の車で自宅に移送され、仏間に布団を敷いて安置された。A氏は遺体を仏間に引いた布団の上に安置すると、その前に布団の前に経机と線香などの仏具が置いて一旦会社に戻った。筆者とともに東京にいた父は、遺体が自宅に戻った後で帰宅した。そして父は布団の上に守刀を、枕元に逆屏風を持ち出して据えた。午後7時、手次寺の僧侶による読

経がなされ、その後に親族の男性一同と A 氏を交えて葬儀の段取りについて話し合いが行われた。話し合いの前に A 氏より守刀と逆屏風は「真宗においては一般的ではない」とアドバイスを受けた。しかし、喪主にあたる父は祖母の死（筆者からは曾祖母）の際と同じようにするとそのまま据え置いた。

A 氏は納棺師も兼ねており、以後の段取りは多く彼のサポートと指示のもとで進んでいった。翌日の納棺では、A 氏が遺体を白帷子に着替えさせ、彼の補助を受けながら親族・知人で手甲・脚絆・白足袋の紐を結んでいった。そして最後に紙の六文銭を入れた頭陀袋と輪袈裟を首にかけ寝棺に遺体を納めた。守刀や逆屏風は「真宗においては一般的ではない」との彼のアドバイスも一連のサポートの流れで出た言葉であった。

本願寺派が整理した『葬儀規範』においては、仏典に根拠があるのは白布のみ、として白服または平服に白服をかけることだけを指示している（浄土真宗本願寺派総合研究所仏教音楽・儀礼研究室 2010:22）。ゆえにたしかに守刀や逆屏風は「真宗的ではない」のだが、同じように手甲・脚絆や六文銭も十分に「真宗的ではない」。実際、「俗にいう死装束（軽かたびら、手甲、脚半、白足袋、草履、頭巾、頭陀袋、つえ、六文銭、守り刀）は根拠のない迷信によるものですから、浄土真宗では絶対に着用しません。」（現代真宗作法を考える会 2002:72-73）と激しく批判する信徒向けの書籍もある。

しかしここで A 氏のいう「真宗では一般的」が意味するものは、教義的に体系化された「正しい」意味付けに沿っているかではない。真宗門徒が多数であるこの地域で、過去に行われた実践としての「正しい」ふるまいを再現しているかである。もう一件、祖父の葬儀での出来事を引いてみよう。

2月13日午後7時より葬祭場にて通夜が行われた。通夜開始に先立って、A 氏から段取りの簡単な説明が行われた。「真宗においては」死者は臨終とともに浄土へと旅立つため、焼香にあたっては遺影を見ることなく本尊（阿弥陀如来）に向かい焼香・拝礼するようという。通夜は葬祭業者のアナウンスによって進行した。「仏説阿弥陀経」の読経に続けて焼香がアナウンスされたが、ここで若干のトラブルが起こった。「仏説阿弥陀経」に続き、H 集落西組による「正信念仏偈」の唱和が行われていたが、この段階で焼香がアナウンスされたために一部の焼香者は唱和を中断して焼香に向かうことになった。焼香の段取りに混乱が生じていると感じた親族は、段取りが間違っているのではないかと A 氏を呼び尋ねた。A 氏は急ぎ会葬者に確認をとり、親族に通夜では「正信念仏偈」の唱和を行う最中に焼香を行うのが H 集落の慣行で正しいと伝えた。

真宗（ここでは本願寺派）の見解を表明できる僧侶が沈黙しており、葬祭業者が宗教者ではない以上は、個別的な状況において、オートプラクシー的な説明によってしか親族を納得させることができない。ただしそうした説明が意味を持つのは、ワトソンの言うような「正しい」ふるまいを証明してくれる「観衆」が葬祭業者を間に挟んだにせよ存在していたためである。先に見た台湾の事例のように、葬祭業者と遺族の二者間関係で儀礼が行われていたならば、納得そのものが成立しえなかったであろう。

同じ葬祭業者から発せられた「死者は臨終とともに浄土へと旅立つ。ゆえに…」との説明は多分にオーソドキシ的な要素を持っている。葬祭業者は遺族と同じ文脈を共有する「観衆」ではない以上、段取りの「正しさ」を完全には証明できない。日本の場合は、「正しさ」を示しうるテキストもない。オーソドキシ的な説明は、個別的な状況でない限りスムーズに遺族にふるまい方を納得させる権威になりうる。もちろん「正しさ」の交錯する状況は遺族の側自身がふるまいの「正しさ」をある程度持っているがゆえに成り立つのであって、そうでなければ先の台湾の事例と同じように、一方的に葬祭業者に「正しい」ふるまいを与えられる形の参加をせざるを得ない⁽⁷⁾。

3. 継承における「正しさ」の遷移

3-1. 拡張し続ける死者への儀礼

日本において、そもそも祖先祭祀用の施設が独立して発達してきたとは言い難い。仏壇や墓が祖先祭祀のための設備としても機能をし、研究の側も仏壇や墓をそのような対象として扱ってきた。先にも触れた通り、近代日本は祖先祭祀を国家イデオロギーと結びつけながら、その実践については墓や仏壇（の「位牌」）を大事にする、といったレベルの断片的な「正しさ」の意味付けしかなしえなかった（問芝 2020:104-112）。矢野敬一の事例研究などが示すように、仏の脇に「位牌」を安置する仏壇や、死者を葬ったことを記憶するための石塔＝墓が、新たに実践しやすい祖先祭祀の対象にされていった（矢野 2006:112-145）。この意味で、日本の祖先祭祀は必ずしもそこに再現すべき具体的な「正しい」ふるまいが示されていたとはいえない。既にみた台湾の祖先祭祀の再編現象と同じように、断片的な「正しい」意味付けをたよりに、人々は自身が納得できる実践のかたちを模索したのである。

筆者の実家の例をまた引くことにしよう。筆者の実家のあるH集落において、墓はかつて遺体の焼き場（サンマイ）でもあった集落の共同墓地に設けられている。真宗においては17世紀以降本山への納骨が盛んになり、18世紀ころより一般門徒の納骨を受け入れるようになっていったとともに、「手次寺」となっている地方寺院も納骨を受け入れるようになっていった（蒲池 2003:217-218）。このような慣行はいわゆる「無墓制」につながったとされるが、19世紀には真宗門徒においても石塔（墓石）・位牌の作成がみられるようになった。真宗教団も「施主存寄次第」として、教義上は墓も祖先祭祀も信仰に必須ではないとしながらもそれらを積極的に排除しようとはしなかった（蒲池 2003:218-21）。H集落では古い墓でも19世紀を遡らないことから、上記のような趨勢の中で、江戸後期にかけ焼き場の近辺に石塔を建立することが広まっていったのであろう。

筆者の高祖父（維三）は自身の祖父夫妻（二代磯与衛門）と父夫妻（三代磯与衛門）のため各人の法名を彫り込んだ大型の石塔を建てた。更に彼は早世した弟2人のために小

さな個人の石塔を建て、続けてやはり早世してしまった自身の3人の息子のためにも個人の石塔を建てた。その後、維三は娘（みわ）に婿養子（胖）を迎えるが、胖も早世したため先代の戸主たちにのための石塔を模した新たな石塔を建て、やがてそこには妻（つい）、自身、そして娘のみわが順々に合葬されていった。維三にとって「正しい」と考えられたのは、戸主たち のための石塔を模した新たな石塔を建て、やがてそこには妻（つい）、自身、そして娘のみわがの石塔と戸主となれなかった死者の石塔という秩序であったのであろう。だが、筆者の祖父（清）にとってはイエを単位にする集合的な「家墓」こそが「正しい」あり方であった。彼は2基の合葬墓の間に新たに石塔に「南無阿弥陀仏」と記した「前野家」の墓を設けて、3基の墓をそろえ、早世者たちの個人の石塔を撤去して「前野家」の墓への統合を行った。

「祖先」たる死者を祭祀する別種の対象物として、自宅の仏壇には2基の「位牌」が安置されている。1基は「先祖代々之霊位」と記された厨子型の位牌であり、同じく厨子型のもう1基は内部に板を収める繰り位牌である。繰り位牌には高祖父（維三）以下の法名が記された板が納められており、彼が「位牌」の作成に関与していた可能性が高い。繰り位牌には板とは別に高祖父の妻（つい）の写真が挟み込まれており、彼にとって繰り位牌はもう1基の「先祖代々之霊位」とは異なる、個人的に死者を追憶するための器具としての意味をもったことが伺われる。

先の筆者の祖父の死にあたっては、故人の遺志に応じて遺族一同が遺骨を分骨し、本山の納骨堂、「手次寺」の納骨堂、そして「家墓」に納めた。実のところ筆者の曾祖父母（胖、みわ）より上の世代まで本山納骨は行わず、「手次寺」の納骨と個人名の刻まれた合葬墓への納骨だけが行われていた。しかし祖父にとって本山納骨はより教義的に「正しい」意味付けをもつ行為であった。遺族一同も3カ所への納骨は過剰と感じながら、いずれも「真宗的に」「正しい」実践としてそれを受け入れた。

他方で、仏壇の常設の「位牌」、繰り位牌については、「そもそも真宗に位牌はない」上は新たに板を加えることは行われなかったが、同時に積極的な処分も行わず、そのままに安置されている。すでに死者が収められている以上、「吊い上げ⁽⁸⁾」すべきものと遺族一同は考えているためである。

ここまで見てきた事例は、形を変えはしても死者への儀礼を継続する場合に生じる意味の読み替えに関するものであった。ならば「墓じまい」「仏壇じまい」のように祭祀を打ち切っている場合はどうか。



写真5 家族型塔位

個人墓や「位牌」を対象にした「弔い上げ」そのものはかつてより存在してきた。漢人社会においても、『家礼』の示す「小宗」の祭祀においては、古い「位牌」を順々に処分していかななくてはならない。かつての「弔い上げ」は個別的な死者を対象にした儀礼を打ち切ることで、死者または祖先を祭祀し続ける行為一般を継続させようとするものであった。

4-2. 祭祀の「放棄」と意味の読み替え

よって現代取り上げられる「墓じまい」「仏壇じまい」とは祭祀し続ける行為の継承を終わらせようとする点で大きな差異がある。さりながら、完全に死者または祖先を祭祀することに意味を見出していないならば、それを法的に問題のない形で廃棄してしまえばよいはずである。ところが、現代の「墓じまい」「仏壇じまい」にあたっては永代供養のような「しまった」後の受け皿がしばしば見出される。

宋代の儒者たちの墓をめぐる議論にみられるように、漢人社会の墓はもともと個人を葬るものであることが原則であった（井上 2000:154-161）。植民地期の台湾では、衛生対策の一環として共同墓地が出現したが、墓は依然として個人を埋葬するものであった（胎中 2008:58-60, 66-67）。1970年代以降、共同墓地への埋葬の過密化がすすむとともに、分散する個人墓への墓参負担を減らしつつ親族の結合強化をめざして親族の遺骨を合葬する「家墓」が台湾でも出現しはじめた（鈴木 2023:10-12）。

2000年代以降、政府による納骨堂への改葬が奨励され、新規埋葬も納骨堂に行うことが主になっていった。これらの納骨堂はロッカー式で、個人の骨壺を個々のロッカーに納めるようになっている。納骨堂の普及は墓を再び個人のものへと戻したのであるが、それはかつて「家墓」を出現させた個人墓への墓参負担の問題を復活させることにもなった。先に見た孫 T 氏の場合にも納骨堂への埋葬が選ばれたが、彼女に先立って死去していた夫は共同墓地の個人墓に土葬されていた。遺族らは交通の便のよい納骨堂を選びはしたが、父母の墓が分散してしまったことで墓参負担は増してしまっている。

実は納骨堂には個人の遺骨のみでなく、「位牌」を受け入れているところもある。台北市内の場合、そもそも公営納骨堂が3カ所しかなくスペースに限りがあることから、個人名のみを記す「位牌」しか受け入れていない⁽⁹⁾。しかし比較的スペースに余裕のある台北近郊であれば、たとえば新北市中和区のように祖先の「位牌」、個人の「位牌」、およびその他の理由により家庭内で祀られていた「位牌」の3種類を受け入れている⁽¹⁰⁾。

私営の納骨堂の場合、より「位牌」の受け入れにはオープンである。公営納骨堂は「位牌」を共同で棚に並べる形式をとるものが多いが、市営の納骨堂では上部に祖先の「位牌」を収め、下部に遺骨を納められるようにした「家族型塔位」なるものの提供もみられる。これはかつてあった「家墓」と同じように墓参負担を軽減しながら、さらに一歩進んで長らく漢人社会で分離してきた「祖先祭祀」と墓参を一致させるものである。仏教系団

体が運営に関与することも多い私営の納骨堂では、施設内のスタッフが（家族に代わり）朝夕焼香することで「位牌」を祭祀する負担を減少させることとともに、定期的な法要によって祖先を「安心させる」ことがしばしばアピールされる。子孫が供物をささげ交流する対象としての祖先から、供養によって霊的に「なぐさめる」対象へと祖先の意味付けが変化しているのである。

5. 考察と結論

日本と漢人社会における死者への処遇は、いずれも「正しい」意味付けを把握することよりも、「正しい」ふるまいを再現することに重きをおくオートプラクシー的な志向を強く持っていた。歴史的にみれば後者がふるまいを「正しく」再現するための準拠テキストを持ったのに対し、前者はそうしたテキストが広く共有されるまでには至らなかった。しかし人々が行うふるまいの「正しさ」を担保していた国家の介入が失われ、私事化とともに隣人・親族がつくる「観衆」との相互作用が消えた現在にあっては、テキストは「正しさ」の十分な権威を発揮するには至っていない。国家と「観衆」を埋める存在としてニッチを埋めるのが葬祭業者ではあるが、宗教者でも遺族と文脈を共有する「観衆」でもない彼らは、葬儀内の限定された形でしか権威を発揮することはできない。祖先祭祀を含む葬儀外の死者の問題は個々の人々に委ねられていく。

「正しい」ふるまいを再現させるメカニズムが弱まれば、そもそも断片的な「正しい」意味付けしか持たない人々の側の解釈の余地が大きくなっていく。現代台湾においては本来テキストに準拠して「正しく」行うべき祖先祭祀は家内的な祭祀に読み替えられていった。一方日本においては、そもそも準拠すべき「正しい」ふるまいを詳細なテキストとして示すことができなかつたことで、近代における多様な「祖先祭祀のようなもの」の出現を生んだ。けれども断片的な「正しい」意味付けを切り貼りした祭祀実践は、代替わりした継承者たちを動かしながらも、同時にそれを先の世代とそっくり同じように継承するには十分納得するに足る体系化された意味を提供してくれない。従って祭祀をやめ「世俗化」するためにさえ、しばしば非世俗的なものを含む「正しい」意味付けを自身のためにありあわせで作り上げなくてはならない。

オートプラクシーとオーソドキシシーの2種類の正当性については、とくに宗教に関する分析において用いられてきた概念である。中でもギアツの論は、本論において見てきた現象とも結びつきがあろう。ギアツはジャワとバリのそれぞれの社会の例を挙げながら、そこで生じている現象をウェーバーの議論を借りて「宗教の合理化」ととらえた（ギアツ 1973=1987:293-298）。ジャワとバリが属すインドネシア国家では、独立後に進められた近代化過程の中で、多分に意識的に新しい信仰体系を作り出すことが要請されていた。そこでは混然一体とした民俗的な実践から、ロジックが付けられる体系だけが抜き出されて

いった（ギアーツ 1973=1987:252-289, 300-321）。ギアーツの論の特色は、オーソドキシカオートプラクシーかをその宗教がもつ特色としてでなく、近代における「既存宗教」の出現という視点で捉えた点にある。

日本にせよ漢人社会にせよ、死者への処遇はそもそも異なる理念の併存を許すブリコラージュの側面をもっていた。もちろんそれは、複数の人々が関与する集団的なものとして行われる点でルックマンの考えた近代的個人が行うブリコラージュとは異なる。しかし併存する解釈を許すことで、個々の実践における理念の「混ざり具合」の濃淡にばらつきがあったことを考慮すれば、シンクレティズムというには、やはりちぐはぐなブリコラージュであったとみるべきだろう。岡本亮輔は、ルックマン以降の私事化論とその批判を整理しつつ、ブリコラージュは個人が属する社会の中で選択可能な「チャンネル」としての制度化された宗教を組み合わせる形でのみ生じるとする文脈依存モデルを提示している（岡本 2007:32-33, 40-41）。岡本によれば私事化のもとで行われるブリコラージュは、個人が自身のいる社会と結びつくために意味体系を構築しようとする試みだという（岡本 2007:42）。制度化した宗教組織を背景に私事化と私事としてのブリコラージュが生まれた欧米に対して、東アジアでは「宗教」と民俗的な実践があいまいなまま世俗化なき私事化に突入していった。オートプラクシーに支えられた民俗的な実践は、個人の救済のためではなく、私事として実践を継承する（あるいは継承した上でそれを止める）意味付けを獲得するためにオーソドキシカルな「宗教」となりつつあるのである。

[注]

- (1) この問題は、スミスのいう「メモリアリズム」が「供養主義」としばしば訳されることも関連しよう。
- (2) 「位牌」と以下総称はするが、その形状も機能もかなり多様性に富む。同じ問題は日本の「位牌」にもあてはまり、たとえば単独の個人名のみを記した「位牌」、複数の個人を同時に納める「繰り位牌」、集合的な「祖先」のみ記載する「位牌」、更に葬儀時のみに用いられる白木の「仮位牌」などは本来異なる機能を帯びた器物である。
- (3) 箱型位牌の起源は定かではない。日本統治期に出現したともいい、かつては個別の「位牌」を集めて一同に安置する場合と、大型の板（大牌）を設けてそこに死者の名を追記していく方式が主体であった（鈴木 1934:263; 陳 1973:144）。
- (4) 葬祭業者「が」地域的な実践の差異を消滅させる主体となっているわけではない（田中 2017:2-3, 28-31）。また遺族の意思が葬儀の構成において力をもつことは次節でみる通りだ。あくまで彼らはさまざまな意味を収集して選ぶオプションとして示す存在である（田中 2017:236-237）。
- (5) 本事例が日本の典型例であるというつもりはない。宗派により門徒と教義との関係性は異なるし、神葬祭の場合もテキストとの関係性は異なる。この事例によって示したいのは、あくまで日本においても複数の「正しさ」の交錯がありうるとの事実である。
- (6) いわゆる檀那寺であるが、信徒と本山の間の仲介であるとの意味合いを込めてこのように呼称される。
- (7) 筆者と父は祖父の死去の直前まで、東京で死去した祖母の妹の夫（O氏）の葬儀に関与していた。O氏夫妻には子がなく、筆者と父が直近の遺族ではあったが、浄土宗式で行われた葬儀において、遺族ではあっても葬祭業者の提供するパッケージをただ受け取らざるをえなかった。
- (8) そもそも「位牌」は正式な教義において存在しないことになっている。したがって存在しないものを吊うことはできないはずであるが、実際には過去帳への転記といった形で片付ける方法が用意されている（現代真宗作法を考える会 2002:45）。
- (9) 台北市殯葬儀管理处「神主牌寄存 Q&A」 https://mso.gov.taipei/News_Content.aspx?n=

A60001E67031F624&sms=87415A8B9CE81B16&s=C1BDD6004F197277

(10) 新北市中和区公所「納骨堂専区 相関申請辦法」<https://www.zhonghe.ntpc.gov.tw/home.jsp?id=54fa46e9e522dde4&act=be4f48068b2b0031&dataserno=e2268ba2c898f528494b738fbe45451f>

[参考文献]

- 浅野春二（2015）『台湾における道教儀礼の研究』笠間書院
- 吾妻重二（2010）「日本における『家礼』の受容——林鷺峰『泣血余滴』、『祭奠私儀』を中心に」『東アジア文化交渉研究』3
- 井上徹（2000）『中国の宗族と国家の礼制——宗法主義からの視点』研文出版
- 市川秀之（2002）「先祖代々墓の成立」『日本民俗学』230
- 岡本亮輔（2007）「私事化論再考——個人主義モデルから文脈依存モデルへ」『宗教研究』81(1).
- 大藤修（1992）「近世農民層の葬祭・先祖祭祀と家族・村落」『国立歴史民俗博物館研究報告』41
- 蒲池勢至（1993）「無墓制と真宗の墓制」『一橋大学研究報告』49
- ギアーツ, C. (1973=1984) 『文化の解釈学 I』、吉田禎吾ほか訳、岩波書店
- 現代真宗作法を考える会（2002）『仏事作法なんでも大事典』中国新聞社
- 孝本貞（2001）『現代日本における先祖祭祀』御茶の水書房
- 浄土真宗本願寺派総合研究所仏教音楽・儀礼研究室（2010）『『浄土真宗本願寺派 葬儀規範』解説——浄土真宗の葬儀儀礼』本願寺出版社
- 鈴木清一郎（1934）『台湾旧慣冠婚葬祭と年中行事』台湾日日新報社
- 鈴木洋平（2023）「台湾雲林県北港地域における親族墓建立」『村落社会研究ジャーナル』30(1)
- スミス, R. J. (1974=1981) 『現代日本の祖先崇拜——文化人類学からのアプローチ』上、前山隆訳、御茶の水書房
- （1974=1983）『現代日本の祖先崇拜——文化人類学からのアプローチ』下、前山隆訳、御茶の水書房
- 田中大介（2017）『葬儀業のエスノグラフィ』東京大学出版会
- 陳継成（2019）『殯葬礼儀——理論、実務、證照』五南圖書
- 陳祥水（1973）「「公媽牌」的祭祀——承継財富与祖先地位之確定」『中央研究院民族学研究所集刊』36
- 胎中千鶴（2008）『葬儀の植民地社会史——帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社
- 問芝志保（2020）『先祖祭祀と墓制の近代——創られた国民的習俗』春風社
- 前山隆（1983）「訳者解説 「家」の先祖から「家族」の先祖へ——ロバート・J・スミスの研究をめぐって」スミス, R. J. 『現代日本の祖先崇拜——文化人類学からのアプローチ』下、御茶の水書房
- 松本浩一（2008）『宋代の道教と民間信仰』汲古書院
- 水口拓寿（2015）『儒学から見た風水——宋から清に至る言説史』風響社
- 森謙二（1992）「穂積陳重と柳田國男——イデオロギーとしての祖先祭祀」黒木三郎先生古稀記念論文集刊行委員会編『黒木三郎先生古希記念論集 現代法社会学の諸問題』上、民事法研究会
- 森岡清美（1986）「先祖祭祀と日本の世俗化」『東洋学術研究』110
- 劉枝萬（1994）『台湾の道教と民間信仰』風響社
- ルックマン, T. (1967=1976) 『見えない宗教——現代宗教社会学入門』赤池憲昭・スィングドロー, Y. 訳、ヨルダン社
- （1976）「日本版への序」『見えない宗教——現代宗教社会学入門』赤池憲昭・スィングドロー, Y. 訳、ヨルダン社
- 矢野敬一（2006）『慰霊・追悼・顕彰の近代』吉川弘文館
- 横田浩一（2023）「信仰——漢人民俗宗教研究にみる「中国」の一体性と多様性」河合洋尚編『中国民族誌学100年の軌跡と展望』風響社
- ワトソン, J.L. (1988=1991) 「中国の葬儀の構造——基本の型・儀式の手順・実施の優位」J.L. ワトソン&E.S. ロウスキ編『中国の死の儀礼』西脇常記ほか訳、平凡社

[まへの せいたろう／金沢大学／社会学／s-maeno@staff.kanazawa-u.ac.jp]

[若手シンポジウム]

明治初中期における潜伏キリシタンの信仰問題

——特に葬儀をめぐるせめぎあいから——

内藤幹生

Issues of Faith among Hidden Christian in the Early to mid-Meiji Period:

Focusing on Conflict over Funerals

NAITO, Mikio

概要：近代移行期である明治初中期において、キリシタンは国家レベルでは禁教という規制からは解放され、自由となった。キリシタンは公然と信仰活動をするようになった。しかし、それは、条件付きであったために、何かの規制は残った。葬儀もその一つであり、キリスト教式の葬儀は自葬と見なされて、正式に許可されず、処罰の対象となった。また、キリシタンが存在した村社会・地域社会内部においては、解放された彼らをさらに忌避するようになり、非キリシタンとの間に軋轢が生じるようになったが、それは葬儀において顕著であった。そのような状況の中で、キリシタンは新しい信仰秩序を模索し、形成していくのである。キリシタンが規制から解放される動向を、葬儀に関する出来事から見ていき、時代的意義を検討する。

キーワード：近代化、自葬、村社会・地域社会、解放、せめぎあい

1. はじめに

禁教下のキリシタンは表面的に寺請制度に従い、寺院による葬儀を行った後に、陰でキリシタン独自の葬儀を行っていた。それが、幕末期に長崎浦上村のキリシタンがフランス人宣教師と接触したことで、信仰態度を変化させると、状態は変化した。長崎浦上村のキリシタンは檀那寺と決別し、公然と独自の葬儀を行うようになった。キリシタンによる葬儀を行うことで信仰を主張したのであった。そのような動向はまた、大きなキリシタン迫害事件となった浦上四番崩れの直接契機にもなった。その後、明治6年（1873）にキリシタン禁教高札は撤去されたが、それは、宗教政策上の大きな転換であった。キリシタンが表向きの規制から解放される直接契機であり、宗教政策における近代化を象徴した出来事であった。キリシタンによる葬儀は、国家レベルでの解放につながる大きな行動要因の一つであった。

しかし、信仰が解放された一方で、新たなる問題も生じたのであった。潜伏キリシタンの多くは村社会で生活していたのであるが、彼らが存在していた村社会・地域社会内部に

においては、非キリシタンとキリシタン、そしてキリスト教（カトリック）に違和感を持つキリシタンとカトリックに入信したキリシタンの確執が表面化し、双方が分断状態となった。そして、それは葬儀においても現れていた。

本論文では、長崎近郊のキリシタン集落を事例にして、信仰をめぐる動向が村社会とキリシタン自身にどう影響したか葬儀を中心に検討し、当該期における村社会との関係、キリシタン内部の状況を見ていく。そして、そのようなキリシタン（キリスト教）をめぐる村社会・地域社会内部における問題はどのようなものであったか、長崎近郊の潜伏キリシタンを事例にして見ていき、それは何を意味していたのか考え、その時代的意義をあきらかにする⁽¹⁾。

2. 潜伏キリシタンの信仰上の態度の変化と葬送法への影響

2.1 潜伏キリシタンの葬儀と信仰意識の変化

幕藩体制下では宗門改制度により寺院への所属が義務付けられていたため、民衆はほとんどが仏教徒となっていた。そのため、江戸期において、葬儀は原則仏式であり、それ以外の葬儀は自葬⁽²⁾と見なされ、固く禁止されていた。

近世初期に禁制となってから、キリシタンは信仰を隠匿して保持し、表面的に寺請制度に組み込まれ、村社会に順応して生活した。表面では寺請制度に従い、檀那寺による仏教式葬を行い、その後で陰でキリシタンによる独自の葬儀を行う二重の葬儀を行っていた⁽³⁾。そのような隠匿によるキリシタンの葬儀は信仰活動の一つとなった。また、キリシタンが存在する村々では、潜伏キリシタンと非キリシタンが一丸となり、安定した村社会を運営していた。

安政5年（1858）の修好通商条約締結により状況は変化した。長崎の居留地には現大浦天主堂が建設され、近隣の浦上村のキリシタンはフランス人宣教師と接触すると隠匿していた信仰を公表するようになった。キリシタンは仏式による葬儀は「来世の妨げになる」と宣言し、檀那寺と決別し、自葬を決行した⁽⁴⁾。

信仰を公表するようになったキリシタンは檀那寺および氏子神社と決別し、神仏事を拒否し、寺院による葬儀も拒否するようになる。しかし、まだ江戸幕府の禁教政策は継続中であった。そのため、信仰を表明し、自葬した浦上村のキリシタンは捕縛される。後には全村民が流罪となる大事件の浦上四番崩れとなった。フランス人宣教師と接触後、村社会内部においてはキリシタンと非キリシタンの確執が表面化し、双方は分裂状態となったが、キリシタンによる自葬はそのような事態を招く大きな原因の一つであった。

信仰表明後、キリシタン集落では村内分裂の状態となったが、村内の変化により、キリシタン内部の状況も変化した。信仰を表明したキリシタンが活発に行動した一方で、キリシタン内部の状況変化に動揺するキリシタンも現れ、混沌とした状態となった。

また、非キリシタンと決別し分裂していく状況の中、やむを得ず改心したキリシタンも存在した。キリシタンの教えを「不筋成宗門であった」と反省し、仏教に改心し、農業等の本来の役割に専念すると庄屋に宣言するキリシタンが現れた⁽⁵⁾。さらに檀那寺に帰依もすると宣言するキリシタンも現れた。また、一旦改心し、その後キリシタンの信仰に立ち帰る者も出現した。

2.2 キリシタンへの処罰（浦上四番崩れ）とキリシタン禁制の終結

キリシタン禁制政策に反する動向を示した潜伏キリシタンは、江戸幕府の処罰の対象となり、自葬等を行ったキリシタンは処罰された。その後、政権を引き継いだ明治維新政府もキリシタン禁教政策を踏襲し、国家神道政策を軸とした強権国家を建設しようとし、キリシタンを格好の処罰対象とした。明治維新政府は、キリシタンの処罰を強権国家建設のための口実にした。長崎浦上村の潜伏キリシタンは捕縛され、総流罪となり、西日本の各藩に送られた。これは浦上四番崩れといわれるキリシタン迫害事件である。この時に流刑地でキリシタンは改心を目的とした刑罰を受け、少なくない処刑者を出した。

このやり方は欧米列強から非難された。また、多くのキリシタンが改心に応じなかったため、事態は長期化し、混迷を極めた。明治維新政府は、政策を軌道修正せざるをえなくなり、最終的に流罪となったキリシタンは放免となり、帰村した。そして、ほぼ同時にキリシタン禁制を掲げた高札の撤去も決定した。禁教高札は江戸期を通じて立てられていたが、この時に撤去されたのであった。そして、ここからキリシタン（キリスト教）に対する権力側の対応は大きく変化するのであった。キリシタンは、この時に国家レベルでは解放されたのであった。

3. 禁教高札撤去とキリシタンの葬儀をめぐる状況

3.1 禁教高札撤去とキリスト教式葬儀（自葬）禁令の継続

維新政府は、禁教高札撤去の前年の明治5年（1872）に神官・僧侶以外による葬儀を自葬とし、禁止した⁽⁶⁾。その政策は、禁教高札撤去後も継続されたため、キリスト教式による葬儀が自葬と見なされ処罰される事件がしばしば見られた。そして、同年にはキリシタン取り締まりのために制定された宗門改が廃止となったが、寺院と家々の結びつき（檀家）は慣例として残ったため、その後も大部分の家では仏式による葬儀が執行され、自由な葬儀は許可されなかった。

また、禁教高札撤去により積極的に行動するキリシタンと非キリシタンの確執はさらに深刻化する。信仰が禁教高札により国家レベルで解放されると、非キリシタンは一層キリシタンを忌避するようになった。そのため、信仰をめぐる村内は分裂状態となった。キリシタンの中にはキリスト教（カトリック）以外の葬送法を一層排除しようとするキリシタ

ンも出現した。次にあげる事例は、長崎県宝亀村（現平戸市）において、神道・仏教・儒教による葬儀を拒否しようとして、戸長に申し出をした出来事である。禁教高札撤去の翌年の明治7年（1874）長崎県宝亀村のキリシタン藤澤喜太郎は、父早治の葬儀をキリシタンのやり方で実施したいと戸長内山吉次郎を介して、長崎県令宮川房之に次のような届けを出している。

史料1

親早治儀持病ニ御座候処、去ル十六日死去仕候処、神・儒・仏三道ヲきらひ切支丹宗法ニ而、山頭小助江為送申候、此段御届申上候也

長崎県第廿五大区三ノ小区
宝亀村式百拾式番地

明治七年
戌六月廿一日
長崎県令
宮川房之殿
右之通届出候間、奥印仕指上候也、

藤澤喜太郎（印）

明治七年六月廿二日 第廿大区戸長

内山吉次郎⁽⁷⁾

これによれば、藤澤喜太郎は、父親早治が持病で六月十六日に亡くなったが、神道・仏教・儒教を嫌っていたため、キリシタンのやり方で葬儀を実施したいと山頭小助に申し送ったとの旨を戸長内山吉次郎に届出をし、戸長は届出に奥印をし、県令宮川房之に差し出した。このように、キリシタン（カトリック）以外の信仰を排除するやり方で葬儀を実施するキリシタンが現れたのであった。なお、その後、長崎県は自葬に関して協議するように伺を立てている⁽⁸⁾。

また、明治維新政府は、内政レベルでは禁教継続を宣言したが、対外的には禁教高札撤去をキリスト教解禁とアピールしたため、解禁と判断した外国人宣教師は本格的な宣教活動を開始した。キリスト教は長崎県ばかりでなく、日本全国に浸透していった。明治維新政府と長崎県は禁教高札撤去により、キリシタンによる自葬が村落内部に蔓延することを危惧した。キリスト教（カトリック）入信者が増加することにより、非キリシタンとの確執や軋轢が深刻化し、村落社会が混迷していくことを防止したかったと思われる。長崎裁判所の杉本芳熙は、長崎県にキリスト教が広まり、自葬が行われている状況を警戒し、明治9年（1879）に史料2にあるような伺を立てている。

史料2

長崎県下浦上村其外旧来耶蘇宗遵信ノ者不少、荏苒今日ニ至リ益蔓延ニ及ヒ、且彼徒ニ於テハ悉皆自葬致候趣・・・（中略）・・・若シ然ルトキハ違令ノ廉取糺シ可申ハ勿論ノ事ニ候得

共、右等ノ筋ハ万一交際上ニ関係可致哉モ難計愚考仕候条、為念一応相伺候間、猶御評議被下度、右ハ警察官吏ヨリ伺出候向モ有之ニ付、速ニ御裁下奉仰候也

長崎裁判所詰

明治九年六月十九日

中兼事 杉本芳熙⁽⁹⁾

長崎県の浦上村等ではキリスト教（耶蘇宗）を熱く信仰している者が少なからず存在しているが、そのままにしておいたため、今日まで一層蔓延してしまっている。そして、彼らは皆自葬を行っている。それなので、もし問題が発生した時は取り調べることはもちろん、地域内の交際に関係する場合も考えられる。場合によっては警察官吏が出向くこともあるので、すみやかに裁可してほしい、と状況の深刻さを述べて伺を立てている。このように、長崎近郊では、禁教高札撤去後に正式にキリスト教（カトリック）に入信するキリシタンが急増したため、入信者が存在する各地では様々な問題が発生し、状態は深刻化したものと思われる。

3.2 キリスト教式葬儀の実施状況—矛盾する自葬禁止政策

当初、明治維新政府は国家神道体制を押し進め、神道を国教化しようとした。そのため、外来信仰であるキリスト教を徹底的に排除しようとする政策を掲げた。自葬禁止はそのような政策の一つであった。禁教高札撤去後も、キリスト教が国内に広がることを警戒した政府は自葬を継続させた。しかし、キリスト教の排除は、政教分離や信教の自由を掲げる近代国家にふさわしくないとの意見が政府側からも出たため、挫折した。明治7年（1874）1月29日には、太政官布告第十三号により教導職⁽¹⁰⁾による葬儀が許可され、同年7月29日には、教部省布告第三十四号により転宗、葬儀は人民の望みに任せると布告され⁽¹¹⁾、キリスト教（キリシタン）に対する規制は徐々に緩和された。また、対外的にキリスト教解禁をアピールしたため、政策を軌道修正せざるを得なくなった。禁教高札撤去をキリスト教解禁と判断した外国人宣教師は布教活動をさらに活発化させ、長崎県のキリシタンの存在地域に進出した。主な地域には、教会や講義所等の信仰に関わる施設が建設されていった。完全に解放された状況ではなかったが、信仰活動は本格化した。

しかし、権力側（明治維新政府、長崎県）は禁教高札撤去をキリスト教解禁とはみなさず、禁教継続の方針に変化はなかったため、葬儀に関しては、神官、僧侶、教導職以外の実施は認めなかった。キリスト教式（カトリック式）の葬儀を実施したキリシタンと権力側の間には、しばしば問題が発生した。長崎県のキリシタン存在地域ばかりでなく、全国でキリスト教入信者が自葬を実施し、処罰される事件が相次いだ。そのような状況であるため、キリスト教式葬儀は次第に黙認のような状態になった。

次にあげる記録史料から、禁教高札撤去後のキリスト教式葬儀の実施状況を見ていく。北松浦郡鹿町村では、戸長坂本清太郎が村内におけるキリスト教式（カトリック式）の実

施状況を次のような条目にして、郡長の佐々悟治に状況を伝え、指揮を求めた。

史料3

第一条

一、当村内へ耶蘇宗ノ者有之候処、右之者共死亡候時ハ、仲間中ニテ葬儀取扱候由ニ御座候処、右者葬儀ノ義ハ神官・僧侶及教導職ノ外、自葬不相成旨兼テ御達も有之候得共、右ノ宗旨ニ限り、仲間中ニテ葬儀取扱候儀ハ、不苦候哉

第二条

一、右仲間中ニ而、葬儀取扱候儀ニ相成筋ニ御座候ハ、右耶蘇宗ノ僧侶へ相尽、葬儀執行候義ハ、不苦儀ニ候哉
右両条奉伺候、至急御指揮奉仰候也

鹿町村戸長

明治十二年七月五日 坂本清太郎 (印)
北松浦郡長 佐々悟治殿⁽¹²⁾

鹿町村では、神官・僧侶・教導職以外の葬儀は自葬であると伝えたにもかかわらず、キリシタンの仲間同士で葬儀を実施し、その中にはカトリックの宣教師に頼む者も存在していたようである。

そして、そのような状態はしばらく続いたようで、明治17年(1884)になると、長崎県は、葬儀に関する証明書の提出を定めたと思われる。長崎県は、キリシタンの存在地域でキリスト教式(カトリック式)の葬儀を執行するために、キリシタンは葬証を作成させるなどした。権力側(長崎県)は、葬証を作成し、葬儀内容を明文化させることでキリスト教式(カトリック式)の葬儀を公認したと思われる。この年(明治17年)、西彼杵郡黒崎村(現長崎市黒崎町)では、戸長山口達右衛門が葬証をめぐる状況を県令石田英吉に述べて、伺を立てているが、それは史料4の通りである。

史料4

伺

本年甲第廿八号御達第廿条ニ、死亡者ハ葬証アルニ非サレバ、葬儀ヲ営ムヲ得ス、依而死亡者ノ家族速ニ死亡届ノ手続ヲナシ、戸長ハ或ハ衛生委員 ヨリ第十一号書式ノ葬証ヲ請ケ、之ヲ寺院住職又ハ教導職ニ差出シ、葬儀営ムヘシト有之、又全廿二条ニ寺院住職又ハ教導職ハ第廿条ノ葬証、若クハ第廿一条ノ保証書ヲ得サレバ、葬儀ヲ執行スルヲ得ス、依テ葬儀執行済之分ハ、裏面ニ書式ノ通り記載調印ノ上、翌月五日限り該証発付地ノ戸長若クハ衛生委員ニ返付スヘシト有之、然ルニ当村ノ如キハ村中半ハ天主教信徒ニシテ、神仏道之葬儀ヲ受クルヲ忌ミ、外国教師ノ葬儀ヲ受クルニ付、是等ハ右戸長より附与シタル葬証天主教師へ差出、右教師ニ於テ、葬儀執行済ノ上、書式ノ通り裏書シ、返付スル時ハ戸長・衛生委員ニ於テ受理スヘキモノニ候哉、此段奉伺候也

黒崎村戸長

明治十七年五月五日
長崎県令石田英吉殿⁽¹³⁾

山口達右衛門

これによると、明治17年の長崎県からの布達甲号第28号達20条に、葬証がなければ葬儀ができなく、また、家族は死亡届の手続きをして、戸長か衛生委員から受け取る葬証を僧侶か教導職に差し出して葬儀を営むとあり、それができなければ葬儀を執行することはできないとして、葬儀執行後には葬証の裏面に記載し、調印して戸長か衛生委員に返付する、とした。しかし、黒崎村は、村民半分がカトリック教徒であるので、彼らは神仏による葬儀を忌み嫌うため、外国人宣教師に葬証を差し出し、葬儀を執行してもらい、葬証に裏書きをして、戸長か衛生委員に返付することが望ましいのではないかと黒崎村戸長山口達右衛門は、長崎県令に伺を立てている。この時点での葬儀の実施は仏僧か神官か教導職による、という決まりであったため、黒崎村では外国人宣教師が教導職と見なされて葬儀を執行することになったようである。これは、カトリック教徒となったキリシタンが多く存在した地域の特有な事例であったといえよう。このように、キリシタンはカトリック式の葬儀を次第に執行できるようになったようである。カトリック式の葬儀は、次第に自葬と見なされなくなってきたと思われる。そして、権力側（長崎県）も、葬儀に対する規則を課すことで、増大するキリシタンのカトリック式葬儀に対処したのである。

3.3 キリシタンのカトリック式葬儀の諸相

それでは、黒崎村での外国人宣教師による葬儀はどのように執行されたのか、記録史料から見ていく。史料は黒崎村の中村近蔵⁽¹⁴⁾の家でカトリック式葬儀が実施された際の記録である。中村近蔵は、禁教高札撤去後の黒崎村でカトリック入信活動に尽力した人物であるが、近蔵の父作市の葬儀を執行する際の記録である。史料5、6を参照する。

史料5

今般本日私実父中村作市死亡ニ付、医師死亡証ヲ添へ御届仕候処、葬証御下渡シ、且葬儀執行済之上ハ葬主ノ裏書ヲ受ケ、戸長役所へ返納スヘキ旨御口達ノ処、右実父并私ニモ天主教信者ニテ右教師ノ葬儀ヲ受ケ候ニ付テハ、葬儀執行済之上全教師ヨリノ裏書ヲ受ケ戸長役所へ返納可致哉、此段奉伺候也

西彼杵郡黒崎村五百九十四番戸

明治十七年五月十六日 中村近蔵

黒崎村戸長

山口達右衛門殿⁽¹⁵⁾

中村近蔵は、実父作市が死去した際に葬証を戸長山口達右衛門から渡され、その際に葬儀が済んだ時には葬主の裏書きをして返納するように口達されたのであるが、亡くなった実父も近蔵もカトリック（天主教）信者であるため、葬儀を済ませた後に宣教師からの裏書きをしてもらい、葬証を戸長役所に返納したという。戸長山口達右衛門は郡長小鹿島右

衛門にそれに対する指令を伺っている。

史料6

葬証裏書ノ義、中村近蔵ヨリ伺出ニ付指令案伺
 当村五百九拾四番戸中村作市死亡ニ付、葬証附与候処、全人并ニ実子中村近蔵モ天主教信
 者ニテ、全教師ノ葬儀ヲ受ケ候ニ付テハ、右教師ノ裏書ヲ受ケ、戸長へ返納云々伺出候
 処、右ニ付テハ、先般伺出置候得共、未タ御指令無之、就テハ右指令方当惑仕候間、至急
 何分之御指令被成下度、此段別紙本人ヨリノ伺書相添奉伺候也

西彼杵郡黒崎村戸長

明治十七年五月十七日
 西彼杵郡長 小鹿島右衛門殿⁽¹⁶⁾

山口達右衛門

これによれば、中村近蔵が宣教師による葬儀を執行し、裏書きを作成してもらい、返納
 すると言ってきた旨を戸長山口達右衛門は郡長に伝えたが、いまだに郡長からの指揮はな
 いため当惑してしまい、至急指令を下してほしく、中村近蔵の伺い書を添えて訪れたと
 いう。

また次にあげる史料は、この頃に、長崎県のキリシタンの存在地域で活動していた宣教
 師エミール・ラゲ⁽¹⁷⁾が北松浦郡鹿町村で葬証にサインをしたことに対する危惧を戸長坂
 本清太郎が県令石田英吉に伝えた記録である。

史料7

葬儀執行ノ義ニ付伺
 耶蘇宗信徒当村平民豊浦豊蔵ヨリ死亡届出候ニ付、本年御序甲第二十八号御布達第二十条
 ニ基キ葬証ヲ付与セシ処、長崎天主堂教職羅牙（ラゲ）ナル者葬儀執リ行ヒタル段、葬証
 裏面へ記載調印返付セリ、然ルニ右羅牙ナル者ハ葬儀執行スルノ公許を得タル者ニ候哉、
 甚タ疑惑ヲ生シ候間、葬証相添へ、此段奉伺候也

北松浦郡鹿町村戸長

明治十七年七月二日
 長崎県令 石田英吉殿
 前書之通伺出候間、進達仕候也
 (明治)十七年七月四日

坂本清太郎

郡長代理
 北松浦郡書記 北島貞⁽¹⁸⁾

これによれば、鹿町村のカトリック教徒（豊浦）豊蔵は、長崎のカトリック教会の宣教
 師ラゲが葬儀を執行し、その旨を付与された葬証の裏面に記載し、調印して返付したので
 あるが、ラゲが葬儀を執行することを長崎県は公許したのか、という疑惑が生じ、その葬
 証を携えて、県令に伺ったという。宣教師ラゲが調印（サイン）した葬証は次の通りで
 ある。

史料8
葬証

鹿町村百式番戸平民農
豊浦豊蔵姉
シメ
年齢七五年四ヶ月

六月廿六日死亡

右死亡届済ニ付、此証ヲ以テ葬儀執行可致事

鹿町村戸長

明治十七年六月廿六日 坂本清太郎
右者本月廿七日、長崎天主堂教職成者無相違、葬儀取行ヒ候事実正也

明治拾七年六月廿七日 羅牙（宣教師ラゲのサイン）

鹿町村戸長
坂本清太郎殿⁽¹⁹⁾

このように、権力側（長崎県）は信仰に関する何らかの条件を課すことでキリスト教を公認した一方で、カトリックに入信したキリシタン達が仲間同士で独自の葬儀を執行するようなことさせなく、宣教師から正式な形式で葬儀を執行させたのであった。権力側はキリシタンによる独自の葬儀を自葬と見なしたようである。

キリシタン（キリスト教）が国家レベルで解放されると、キリスト教は次第に国家レベルでは公認されていくのであるが、公認されると、権力側は信仰に関連する事項に関して正確性を要求するようになったようである。

禁教高札撤去前のキリシタンは、信仰を公表し、自分たちのやり方で葬儀を執行し、その結果として処罰されたが、撤去後はこのように権力側が定めた規則をキリシタンとして解釈し、それに従い葬儀を執行するという状態に変化したようである。キリシタンはこうした経緯でしだいに公認されていったと思われる。

4. キリスト教式葬儀（自葬）の解禁とその状況

4.1 権力側の懸念

明治17年（1884）10月には教導職が廃止され、自葬が許可された。維新政府は伺書を出し、その様子を知ろうとした。内務卿であった山県有朋は教導職廃止により、自葬禁止が解除となったことについて、太政大臣三条実美に史料9のように伺を立てている。

史料 9

教導職ノ廃止ニ依リ自葬ノ禁自ラ解除候ヤ否ヤノ儀ニ付伺
 今般第十九号布達ヲ以テ教導職被廃止候ニ付テハ、明治五年六月第九拾二号布告中葬儀
 ハ神官・僧侶ノ内ニ依頼スヘキ旨記載有之候得共、該布告タル違令・違令ノ廃止セラレタ
 ル以上ハ全ク裁制ヲ備ヘサルノ法律ニ有之候、旁以テ自今自葬ノ禁ハ自然解除ニ属シ候儀
 ト相心得可然乎、此段相伺候也
 明治十七年九月廿七日（十月一日より自葬解禁となる） 内務卿 山縣有朋

太政大臣 三条実美殿⁽²⁰⁾

内務卿山縣有朋は、明治5年6月の布告に、葬儀は神官・僧侶に依頼すると記載されて
 いるが、今回の教導職廃止の布達により、自葬禁止は解除となり、制裁は行わないことにな
 ると理解したが、どうであるのか、と三条実美に伺っている。

しかし、権力側（長崎県）に懸念はあったようである。権力側は、キリスト教式による
 葬儀の実施により、村社会において非キリシタンの村民や神官・僧侶との間に軋轢が生
 じ、村政に差し支えるのではないかと警戒した。長崎県でも、長崎区長朝長東九郎は、県
 内のキリスト教式葬儀の状況を伺った。

史料 10

葬儀執行之儀ニ付伺
 明治五年六月第九拾二号御布告ニ葬儀ハ神官・僧侶ノ内ヘ相頼ト有之候処、目下区内住
 民ニ於テモ神官・僧侶ニ依頼セズ、外国人即チ耶蘇教師等ヘ依頼シテ葬儀執行候者有之、
 死亡ノ節当戸ニ於テ下附之葬証ヘ右之旨英文ヲ以テ裏記致シ差出候ニ付、前条之御布告ニ
 照合シ、抵触ノ恐れ有之候モ奈何ニセン自信ノ厚キ他ノ説論ヲ容レズ、強イテ之ヲ諭示ス
 ルトキハ其関係スル処、頗ル広ク彼此憂慮仕候、去リトテ前條ノ御布告存スル以上ハ其俣
 差措キ難ク殆ンド処分上差支候ニ付、如何可致哉、此段至急何分之御指揮相伺候也
 明治十七年十月廿七日

長崎区長朝長東九郎 (印)

長崎県大書記官柳本直太郎殿
 追テ各人之宗旨取調候際耶蘇宗或ハ無宗旨等申立テ候者モ有之候ハ、如何可致哉、強イ
 テ神仏ノ内ニ従ハセシムル訳ニモ至ル間敷乎ト存候条、併セテ御指揮相仰キ候也⁽²¹⁾

これによれば、長崎市内では神官・僧侶に葬儀の際に依頼せず、カトリックの宣教師に
 依頼して葬儀を執行し、葬証には英文で裏書きをしているという。そして、それは神官・
 僧侶に葬儀を依頼すると定めた明治5年の自葬禁止の布告に抵触する恐れがあるが、自ら
 の信仰心が厚く、説論しても受け入れない状態でとても憂慮しており、そのまま差し置く
 ことができなく、そして、取調べではキリスト教か無宗旨と申し立てる者もおり、強いて
 神仏に属させる訳にもいかず、県に至急指揮を頼んだという。朝長東九郎は、明治5年の
 神官・僧侶による葬儀の執行（すなわち自葬禁止令）を根拠に、長崎市内におけるキリス

ト教式葬儀への対処を求めており、自葬が解禁になってもキリスト教式葬儀は禁止されていると認識していたようであり、禁止となっているはずのキリスト教式葬儀が広まることで、問題が起こることを警戒していたようである。このように、自葬が解禁になっても、しばらくキリスト教式葬儀はキリシタンが存在した集落では忌避され、警戒されたと思われるのである。

このように、明治維新政府のキリスト教（キリシタン）に対する政策は、この時に大きく転換したのであった。キリシタンは禁教高札撤去後、一定程度解放されたが、規制もいくつか残っていた。自葬の解禁は、残っていたキリスト教に対する大きな規制の解除であった。なお、自葬が解禁になった直後の明治17年10月4日に、維新政府は「墓地及ヒ埋葬取締規則」を制定したが、その第6条に「葬儀ハ寺若クハ家屋構内、又ハ墓地若クハ火葬場ニ於テ行フヘシ」とあり、家屋構内であれば信仰に関係なく自由に葬儀を執行することができるようになった⁽²²⁾。そして、宗教政策と葬儀の問題は、原則的に分離することになった。

4.2 厳格化・画一化する信仰

教導職が廃止され、自葬が解禁となり、キリスト教による葬儀が公認されると、キリシタンは教会に帰属することが必要となった⁽²³⁾。キリスト教（カトリック）か、他宗（仏教、神道）かの選択を迫られるようになり、その後のキリシタンのあり方にも影響した。

幕末期にフランス人宣教師が来日して布教活動が開始されてから、キリシタンの中にはカトリック信仰に違和感を持つ者が現れた。彼らは禁教解除後になっても潜伏時代の信仰形態のままだった。仏教徒でもなく、カトリック教徒でもない独自の信仰形態を保持していたのであった。しかし、長崎県伊王島馬込に関しては、そのような独自の信仰形態を保持することはできなくなり、カトリック教徒となったキリシタンが存在したようである。キリシタンは、キリスト教徒でもない仏教徒でもない曖昧な状態は許容されなくなっていった。この時にキリシタン内部では「離れ」⁽²⁴⁾と宣教師からよばれたカトリックに入信しない潜伏時の状態を保つキリシタンが出現していたが、そのような状態を許容されない場合もあった。次にあげる記録史料は、この頃に中心に宣教活動を行っていたパリ外国宣教会の年次報告に記載されたものである。長崎県伊王島馬込で、明治17年（1884）に、キリシタンが葬儀を実施した際のやり取りであるが、葬儀のやり方に迷うキリシタンが、最終的にカトリック式の葬儀を選んだ記録である。

史料 11

「…馬込では20の家庭が、力ある指導者の影響を受け、我々同僚の回宗への勧告に逆らい、同じ地域のカトリック信者の80の家庭の模範に倣うことを拒み続けていた。しかし、熱心な宣教師にできないことを、神が成し遂げてくださった。神はこのために、一人の異教徒を用いられたのである。それは村長で、彼は長崎県知事の命令を自分なりに解

積して、葬儀は必ずいずれかの宗教の司祭が司式しなければならないと定めた。…（中略）…「離れ」である 20 の家庭の立場は面倒なことになった。宣教師を呼ぶには決心がつかない。さりとして、僧侶を呼ぶのはいやである。というのは、この人々は結局、祖先からの伝統を大切にしてきたからである。そこで、それまでと同じようにすることに決め、自分たちの手で死者を埋葬することにした。

しかし、村長はそうは考えない。彼は僧侶か宣教師か、そのいずれかを選べと命じる。さんざん逃げ口上を使ったあげくのはて、彼らは逃げ道がなく、村長は絶対に譲歩しないと見て取って、我々の同僚を呼んだのである。…」⁽²⁵⁾

次の別の記録にもほぼ同様の内容の記録が記載されている。これは、宣教師フランシスク・マルナスによる記録の翻訳である。

史料 12

「…異教徒である馬込の戸長は長崎県令の命令を自己流に解釈して宗教の聖職者が常に葬儀を司宰しなければならないと定めた。彼は、キリスト教徒の埋葬にはカトリックの宣教師が、他の住民については僧侶が司宰する、と声明した。（離れ）は僧侶を望まず、先ず彼ら自身で埋葬すると主張した。戸長はそれを聞き入れず、彼らと呼びだして宣教師か仏僧を選べと言った。結局、彼らは宣教師を選び、洗礼を受け、改宗した喜びをはっきりと示した。…」⁽²⁶⁾

この伊王島馬込の「離れ」の 20 家族は、入信をずっと拒んでいたが、この時に葬儀を通じて入信してカトリック教徒になったようである。このように宣教師の訪問、禁教解除等の状況変化を受け入れられないキリシタンが少なからず存在し、それは葬儀のやり方にも影響した。正式なカトリック信仰に違和感を持ったキリシタンは、カトリック式の葬儀を実施することも、仏教式で葬儀を実施することもできなかったようである。伊王島馬込の「離れ」は禁教高札撤去後しばらく、潜伏時代のキリシタンのやり方の葬儀を続けていたものと思われる。そして、教導職廃止後にカトリック式の葬儀が公認となると、カトリック式か仏教式のいずれかで葬儀をするように権力側からも指示されるようになり、最終的に伊王島馬込の「離れ」のキリシタンの 20 家族はカトリック式の葬儀を選択したようである。

このように、キリシタン（キリスト教）は近代化が進展するにつれて解放され、公認されるようになったが、潜伏期のような多様で曖昧な状態は許容されなくなり、信仰は画一化・厳格化していくのであった。そして、厳格化・画一化される信仰に適応できないキリシタンも少なからず存在し、キリシタン内部においてしばしば問題が発生したようである。

なお、伊王島馬込では、キリシタンの中の「離れ」とよばれる集団は指導によりカトリック教徒となったようであるが、他地域では潜伏期の状態を貫く集団が存在した。また、寺院や神社に潜伏時代の恩恵を感じ、寺社へ帰属する集団も現れた。そして、それぞ

れが反目し合うことになった。このように、キリスト教が解放される一方で、キリシタン内部においては軋轢が生じ始めたのであった。そして、そのような問題は葬儀の際に起こることが多かったようである⁽²⁷⁾。

5. おわりに

以上見てきた通り、近世から近代への移行期の明治初期に、宗教政策も大きく変わったことで、キリシタンの葬儀のあり方は変化し、村社会内部の状況も変化した。この間、キリシタンに関する諸問題は国家レベルでは終結・解放へと進んでいったが、地域社会・村社会レベルの問題が表面化していき、深刻化した。今回取り上げた長崎近郊のキリシタン集落における葬儀に関する問題の事例は、その一例であると言えよう。それらは、その後のキリシタンの信仰意識にも関係し、彼らのあり方にも影響した。

そして、キリシタン（キリスト教）の信仰が国家レベルで解放されると、国家から次第に公認されるようになった。そうなったことにより、近世期の潜伏状態に見られたような多様で混合化した信仰は認められなくなり、国家レベルでは、厳格化・画一化した信仰を求められるようになった。そして、それを受け入れられないキリシタンが出現したのである。近代へ移行するにつれ、信仰の多様性は否定されるようになり、厳格化・画一化が進行した。そのような状態に適応できないキリシタンが存在したのであった。信仰が解放され、認められていくと、厳密さも求められるようになり、キリシタンはかえって自由でなくなるような状況になったのである。

そうした国家による政策は、国家レベルでは解放を加速させた一方で、地域社会・村社会レベルでは軋轢を生じさせる結果となったと言えるのである。明治期にキリシタンはこうした葬儀を含む信仰上の問題が浮き彫りとなる状況の中で、新しい信仰秩序を模索し、構築して行くのであった⁽²⁸⁾

[注]

- (1) 明治初中期におけるキリシタンの葬儀をめぐる問題は、主に宗教政策の中の一つとして、事例が紹介され、分析されてきた。安丸良夫・宮地正人『日本近代思想大系5 宗教と国家』岩波書店、1988年等。しかし、当該期のキリシタンが自葬を執行したことによる村社会とキリシタン自身およびした影響についてはあまり明らかにされてない。また、鈴江英一氏は「切支丹禁制高札撤去布告後の禁教政策」『キリスト教史学』53、1999年、『キリスト教解禁以前』岩田書院、2000年、「切支丹禁制高札布告後の禁教政策・追論」『キリスト教史学』60、2006年等において、禁教高札撤去後のキリシタンを含むキリスト教徒の自葬に触れ、禁教高札撤去は法令改革の一環であり、維新政府はキリスト教を解禁する意図はなく、禁制政策を継続しようとしたために、処罰されたという。これは、重要な指摘であるが、鈴江氏は主に正教における事例を取り上げており、そのままキリシタンについて当てはまるかどうか疑問である。禁教高札撤去と浦上村のキリシタンの帰村は同時に実施され、以降、キリシタンの葬儀を含む信仰の動向に対する権力側からの迫害の記録は見られなくなっている。そして、大橋幸泰氏は『キリシタン民衆史の研究』東京堂出版、2001年、『潜伏キリシタン—江戸時代の禁教政策と民衆—』講談社学術文庫 2546、2019年等において、近世後期から近代移行期のキリシタンと村社会の関係について、葬儀を含む一連のキリシタン露見事件の記録資料から明らかにしているが、禁教高札撤去以降の動向については検討課題としている。安高啓

明氏は『浦上四番崩れ—長崎・天草禁教史の新解釈』長崎文献社、2016年において、これまであまり知られていない幕末・維新期の浦上村のキリシタンの信仰をめぐる問題の事例として葬儀も取り上げているが、事例紹介が中心になっている。また、キリシタンの葬儀ではなく、明治初期に新規に入信したキリスト教徒の葬儀に関する研究として、都倉武之「明治十三年・三河国明大寺村天主教徒自葬事件」『近代日本研究』18、2001年、慶応義塾福澤研究センター、山崎菜生子「『自葬事件』に見る明治初期の宗教政策：伊藤貞竹自葬事件を中心に」『史論』58、2005年、東京女子大学歴史学研究室等があげられ、これらの研究において禁教高札撤去後に起きた自葬事件の意義が考察されている。本発表では先行研究のそのような問題点をふまえて、禁制という権力側の規制からの解放される過程における動向におけるキリシタンの葬儀に焦点を当て、検討した。

- (2) 自葬とは、江戸期においては寺院以外による葬儀をいい、明治初期においては神官・僧侶以外による葬儀をいった。幕藩体制下では宗門改制度により寺院への所属が義務付けられていたため、民衆はほとんどが仏教徒となっていた。そのため、江戸期において、葬儀は原則仏式であり、それ以外の葬儀は自葬と見なされた。そして、維新政府は明治5年(1872)に神官・僧侶以外による葬儀を自葬禁止した。その後維新政府は段階的に緩和し、明治17年(1884)に教導職を廃止すると、自葬は解禁となった。しかし、禁教高札が撤去されても自葬は禁止されていたため、キリスト教式による葬儀が自葬と見なされ処罰される事件がしばしば見られた。
- (3) 例えば、潜伏キリシタンは仏教式の葬儀の後に経文の効力を消すために「経消しのオラショ」という儀式を行っていたといわれている。なお、キリシタンは潜伏期に、現実社会に順応したため、信仰内容が習俗化し、現世利便的な信仰観が入り込み、キリスト教と民俗信仰が習合する信仰になった。それは、禁教高札撤去後にカトリック入信を拒むキリシタンが現れる原因にもなった。
- (4) 「浦上村山里本原郷百姓三八儀、母たか病死仕候を旦那寺聖徳寺江不拘埋葬仕候一件差出の儀申上候書付(慶応3年3~6月)『日本庶民生活史料集成18』三一書房、1972年、pp857~861
- (5) 「異宗改心ニ付、高谷官十郎ヨリ長崎奉行所宛口上書(慶応3年6月26日)『幕末維新外交史料集成2』財政経済学会、1943年、p60
- (6) 明治5年6月28日太政官布告第百九十二号に「自葬ヲ禁シ、葬儀ハ神官・僧侶ノ内ヘ依頼セシム」とある。『日本近代思想大系5 宗教と国家』p448等参照。
- (7) 長崎歴史文化博物館蔵「明治従七年至十八年(長崎県)庶務課戸籍掛事務簿 宗教之部」請求番号11-321-2(明治七年六月二十一日藤澤喜太郎父早治死去ニ付忌服届書)
- (8) 長崎歴史文化博物館蔵「明治従七年至十八年(長崎県)庶務課戸籍掛事務簿 宗教之部」請求番号11-321-2(明治七年七月七日第廿五区内自葬届差出ニ付協議伺書)
- (9) 国立公文書館蔵「司法省伺耶蘇宗ヲ奉セン者処分ノ儀(長崎県下浦上村等耶蘇 教蔓延ニ付伺書)請求番号本館2A-005-00・記00784100(10)明治5年(1872)に維新政府が神道国教化推進のために設置した宗教官吏。任命制の半官半民であり、主に神官・僧侶が任命されたが、落語家や俳人が任命されることもあった。同7年(1874)1月29日太政官布告第十三号に「葬儀ヲ教導職ノ輩ニ依頼スルヲ許ス」とあり、この時に神官・僧侶ばかりでなく、教導職による葬儀が許可された。『日本近代思想大系5 宗教と国家』p460等参照。
- (11) 『日本近代思想大系5 宗教と国家』p463等参照。明治7年7月29日教部省達第三十四号に「葬儀ヲ改メ、又ハ転宗等人民ノ望ニ任ス」とあり、信教の自由が認められたように思われるが、「転宗又ハ葬儀相改候節其寺院ノ離檀状ヲ以」とあり、それは寺院に限定されていたようであった。
- (12) 長崎歴史文化博物館蔵「明治従七年至十八年(長崎県)庶務課戸籍掛事務簿 宗教之部」請求番号11-321-2
- (13) 長崎歴史文化博物館蔵「明治従七年至十八年(長崎県)庶務課戸籍掛事務簿 宗教之部」請求番号11-321-2
- (14) カトリックの宗教者で教育者。この頃に黒崎・出津で活動していたフランス人宣教師マルコ・ド・ロに従事し、教育福祉活動やカトリック布教に尽力した。大浦羅典神学校で学んでいる。
- (15) 長崎歴史文化博物館蔵「明治従七年至十八年(長崎県)庶務課戸籍掛事務簿 宗教之部」請求番号11-321-2(中村近蔵父作市死亡ニ付葬証之義ニ付伺)
- (16) 長崎歴史文化博物館蔵「明治従七年至十八年(長崎県)庶務課戸籍掛事務簿 宗教之部」請求番号11-321-2(中村近蔵天主教教師ヨリ葬証裏書之義ニ付伺)
- (17) 1854年生、1929没。ベルギー人のパリ外国宣教会宣教師。聖書翻訳や仏和辞典の編纂を手掛ける。主に九州地方で活動した。

- (18) 長崎歴史文化博物館蔵「明治十七年從九月至十二月（長崎県）庶務課戸籍掛事務簿 第三番 社寺の部」（明治十七年六月二十六日鹿町村豊浦豊蔵葬儀執行ニ付戸長坂本清太郎伺）請求番号 11 - 359 - 3
- (19) 長崎歴史文化博物館蔵「明治十七年從九月至十二月（長崎県）庶務課戸籍掛事務簿 第三番 社寺の部」（明治十七年六月二十六日豊浦豊蔵姉シメ死亡ニ付葬証）請求番号 11 - 359 - 3
- (20) 国立公文書館蔵「教導職廃止ニヨリ自葬ノ禁解除ノ件」請求番号 本館-2A-010-00・公 03707100
- (21) 長崎歴史文化博物館蔵「明治十七年從九月至十二月（長崎県）庶務課戸籍掛事務簿 第三番 社寺の部」（長崎区長朝長東九郎ヨリ長崎県大書記官柳本直太郎宛長崎区内耶蘇葬儀執行ニ付伺）請求番号 11 - 359 - 3
- (22) 国立公文書館蔵「墓地及埋葬取締規則布達ノ件」（明治十七年太政官布達）請求番号 公 03707100
- (23) 明治 17 年（1884）に教導職が廃止され、自葬が解禁になると、キリシタンは信仰も葬送儀礼も自由となった。しかし、キリスト教が公認されていく方向に進むと、信者は教会に属さなければならぬともなり、そうなる、ここで取り上げたような、カトリック教会に抵抗があるキリシタンは躊躇したようである。なお、鈴江英一氏は「切支丹禁制高札撤去後の禁教政策」において、明治 17 年の自葬解禁と教導職廃止がキリスト教の事実上の解禁としている。そして、自葬解禁となり、信仰による葬儀の規制が撤廃された明治 17 年は日本のキリスト教史にとって重要な転換点であったとも指摘されている。例えば、山口輝臣『『欧化』のなかの国家と宗教—明治十七—』『史学雑誌』第 104 編 11 号、1995 年等
- (24) 「離れ」という呼び方は、カトリックから離れている意味で宣教師から名付けられた。
- (25) 松村菅和・女子カルメル会共同訳『パリ外国宣教会年次報告 1』（1884 年年次報告）、聖母の騎士社、1996 年、p103
- (26) F・マルナス著・久野桂一郎訳『日本キリスト教復活史』みすず書房、1985 年 p524
- (27) 例えば、長崎県平戸市生月では、明治 18 年（1885）にキリシタンのカトリック改宗指導者が急死をしたことで数百人が改宗を止める出来事があったとされている。（『パリ外国宣教会年次報告 1』p114 参照）そのような迷信的な理由から改心への軋轢が生じる場合もあったようである。
- (28) 幕末維新期から禁教高札撤去後、そして教導職廃止後にかけてのキリシタンの葬儀をめぐる問題は、その後のキリシタンの信仰形態の在り方にも影響した。その後、キリシタンは、カトリック教徒となった復活キリシタンと潜伏時代の信仰形態を保持するカクレキリシタンに分派したが、そうなった背景には葬儀を含む信仰上の問題があったと思われる。例えば旧外海町黒崎では昭和初期まで仏式の葬儀を行った後にカクレキリシタンのやり方の葬儀を行う二重葬儀を行っていたが、そのような葬送法を行っていたことから潜伏期の信仰形態を保持するカクレキリシタンの信仰観を見ることができるのである。宮崎賢太郎『カクレキリシタン—現代に生きる民俗信仰—』角川文庫、2018 年、p368 等参照。そのような問題分析を含めて、潜伏キリシタンが復活キリシタンとカクレキリシタンに分派した時代的意義を明らかにすることを今後の検討課題としたい。

[参考文献]

- 家近良樹（1998）『浦上キリシタン流配事件—キリスト教解禁への道』吉川弘文館
- 浦川和三郎（1927）『切支丹の復活 前篇』日本カトリック刊行会
- 浦川和三郎（1928）『切支丹の復活 後篇』日本カトリック刊行会
- 海老沢有道（1968）『維新変革期とキリスト教』新生社
- 大橋幸泰（2000）「キリシタン民衆の転回と禁教高札撤去」保坂智編『民衆運動史近世から近代へ 1 一揆と周縁』青木書店
- 大橋幸泰（2001）『キリシタン民衆史の研究』東京堂出版
- 大橋幸泰編（2023）『アジア遊学 284 近世日本のキリシタンと異文化交流』勉誠出版
- 片岡弥吉（1979）『キリシタン殉教史』時事通信社
- 片岡弥吉（1997）『かくれキリシタン—歴史と民俗 NHK ブックス 56』日本放送協会
- 川村信三（2003）『キリシタン信仰組織の誕生と変容—「コンフラリヤ」から「コンフラリヤ」へ』教文館
- 五野井隆史（1990）『日本キリスト教史』吉川弘文館
- 清水紘一（1981）『キリシタン禁制史』教育社歴史新書 日本史
- 鈴江英一（1999）「切支丹禁制高札撤去布告後の禁教政策」『キリスト教史学 53』キリスト教史学会
- 鈴江英一（2006）「切支丹禁制高札撤去布告後の禁教政策・追論」『キリスト教史学 60』キリスト教史学会
- 鈴江英一（2000）『キリスト教解禁以前』岩田書院
- 鈴木裕子（1977）「明治政府のキリスト教政策」『史学雑誌 第 86 編 2 号』史學會

- 高木慶子 (1993) 『高木仙右衛門覚書の研究』 中央出版社
中園茂生 (2018) 『かくれキリシタンの起源—信仰と信者の実相』 弦書房
H・チースリク監修・太田淑子編 (1999) 『日本史小百科キリシタン』 東京堂出版
東馬場郁生 (2006) 『きりしたん史再考—信仰受容の宗教学』 天理大学おやさと研究所
東馬場郁生 (2018) 『きりしたん受容史—教えと信仰と実践の諸相』 教文館
宮崎賢太郎 (1996) 『カクレキリシタンの信仰世界』 東京大学出版会
宮崎賢太郎 (2014) 『カクレキリシタンの実像—日本人のキリスト教理解と受容』 吉川弘文館
宮崎賢太郎 (2018) 『潜伏キリシタンは何を信じていたのか』 KADOKAWA
安丸良夫 (1974) 『神々の明治維新一神仏分離と廃仏毀釈』 岩波書店
安丸良夫 (1986) 「近代化」の思想と民俗 『日本民俗文化大系 1 風土と文化—日本列島の位相』 小学館
安丸良夫・宮地正人校注 (1988) 『日本近代思想大系 5 宗教と国家』 岩波書店
山崎渾子 (2006) 『岩倉使節団における宗教問題』 思文閣出版

[ないとう みきお / 元千葉県文書館 / 宗教民俗学 / 宗教史学 / nightoutline@gmail.com]

[報告：キーワード（KW）集発刊委員会]

総合人間学におけるキーワード（KW）とは何か、 それは如何に記述されるべきか

キーワード（KW）集発刊委員会

What are Key Words (KW) in Synthetic Anthropology and How should they be described?

Key Words (KW) Collection Publication Committee

概要：本ワークショップでは、これまでの活動を振り返り、次期に向けての活動について提案した。プログラムでは、まず穴見委員が従来の公募企画を振り返り、応募された KW の検討で問題になった点などを指摘した。続いて長谷場委員と古沢委員が検討すべき KW の参考例をあげて、検討すべき論点や課題などについて報告して、全体討論を行なった。

キーワード：総合人間学、キーワード、生命の自律、人新世、健康

総合人間学キーワード（KW）集発刊委員会（KW 委員会）は、学会創立 20 周年（2026 年）にむけて「総合人間学 KW 集」の作成を計画し、2022 年 2 月から学会員の皆様に「総合人間学 KW」執筆の公募を行い（第 1 期）、応募 KW7 編の審査を終了して学会ホームページに公開してきた。さらに第 2 期に向けて、これまでの経過や今後に向けての課題を学会員の皆様と共有すべく、2024 年大会にてワークショップ企画を開催した。

コロナ禍の期間をはさんで数年間検討してきた KW 委員会が第 1 期の成果を公開したのを期に企画された本ワークショップでは、これまでの活動を振り返るとともに、次期に向けての活動を提案した。プログラムとしては、まず穴見委員が従来の公募企画を振り返り、応募された KW の検討で問題になった点などを指摘した。

続いて長谷場委員と古沢委員が検討すべき KW を提案した。長谷場委員はより客観的かつ普遍的な総合人間学 KW として「生命と人間の自律」をあげ、生命、人間、社会、地球環境を貫く根本存続原理「恒常性」（ホメオスタシス）と関係づけた見解を述べた。古沢委員は、過去の学会の大会シンポジウムのテーマをふり返って、そこに見出される共通項を検討した。また「人新世」をテーマにした自著を例に紹介し KW のイメージを示し、これと関連する事項、例えば「資本主義」などが KW となることを指摘した。さらに、ヒト、動物、環境に対する統合・拡張的なアプローチを意味する「One Health」や「Planetary health」の概念を指摘し、本学会においても広い意味での「健康」が検討すべきテーマであり、重要な KW になるのではないかと提案した。但し「健康」概念には、自然科学（医学）のような実証的科学とは異なる「生政治」「優生思想」批判のような人文社会（規範

的) 科学のアプローチもあり、総合的な記述について留意すべき点を強調した。

こうした発表を踏まえて、過去の大会の実行委員長を含んでフロアとオンライン参加者を交えた活発な議論が展開された。最後に、太田委員が、KW を抽出する候補として過去の大会シンポジウムテーマがどのように変遷してきたかを紹介し、穴見委員が第2期の活動の見通しを簡潔に紹介した。

総合人間学会 第18回研究大会 (2024年6月15日(土)・16日(日)：学習院大学+オンライン)

ワークショップ1：6月15日09：10～11：10

テーマ：総合人間学におけるキーワード (KW) とは何か、それは如何に記述されるべきか

- 趣旨説明と経過報告：「第1期公募 KW 終了から第2期 KW 公募に向けて」 穴見慎一 (KW 副委員長)
- 報告1 KW 参考1「生命と人間の自律」：長谷場 健 (KW 委員長)
- 報告2 KW 参考2「人新世」「健康」を例に：古沢広祐 (KW 委員)
- コメント全体討論 過去大会シンポ企画者や執筆者コメントなど
- 司会：太田 明 (KW 委員)

★参考情報：総合人間学キーワード (KW) 集：http://synthetic-anthropology.org/?page_id=2688

[ワークショップ]

ワークショップの趣旨説明・委員会活動の経過報告

穴見 慎一

An Explanation of the Purpose of the Workshop and a Progress Report on the Activities of the Synthetic Anthropology Keyword Committee

ANAMI, Shinichi

概要：KW 委員会の近年の活動を振り返り、その反省を踏まえて今後の活動方針を示すとともに、第二報告、第三報告に繋げるべく、本ワークショップの趣旨説明を行う。特に、「公募 KW」企画（第一期）の経験を踏まえて、総合人間学 KW の記述の在り方や KW 選出の在り方を論じ、予定されている「公募 KW」企画（第二期）や「執筆依頼 KW」企画に向けて議論を開始する。

キーワード：総合人間学 KW、KW 記述の在り方、KW 選出の在り方、問い、問題意識／Synthetic Anthropology Keyword, How to Write Keywords, How to Select Keywords, Problem, Problem Background

1. これまでの委員会活動を振り返る

総合人間学キーワード集発刊委員会（以下、KW 委員会）では、これまで主に四つの活動を行ってきた。(1)「KW リスト（案）」の整理、(2)「KW 記述モデル」の作成、(3)「対話」共同執筆企画、そして(4)「公募 KW」企画（第一期）である。以下順に、それらの活動を簡単に総括する。

(1)「KW リスト（案）」の整理

本件は KW 委員会の前身である「ワーキング・グループ」作成の KW リスト（案）をより体系的なものに整序する試みである。しかし、会員へのアンケート調査も踏まえて集められた KW 群は選出基準も曖昧で、選出者に由来する特定分野への偏りも大きく、それを体系的に整序することは困難を極めた。

そもそも、体系的に整除すると言っても、そのような基準が総合人間学では確立しておらず、その結果、半ば未整理で、会員間で共有・活用し難いリストになった。現在は、総合人間学 KW を考える際の歴史的「参考文献」としての活用を考えている。

(2) 「KW 記述モデル」の作成

上記 (1) の活動は「ワーキング・グループ」からの引き継ぎであったが、それに対し「総合人間学 KW とは何か」を問う最初の試みとなった本件からが KW 委員会独自の活動と言い得るものである。それは、総合人間学の特性を反映した KW の在り方を模索する試みであり、複数の執筆者が共同で行う KW 記述様式モデルを三つ開発した。事例 1「総合人間学」、事例 2「自己家畜化論」、そして事例 3「DNA と人間」である。

それらは既に学会ホームページ上で公開済みであり、詳しい説明はそちらに譲るが、三者三様の試みは、全てが議論喚起の為の参考として作成されたものであり、総合人間学 KW の記述様式としての規定性を期待するものではない。ただ、一つの KW を専門分野を異にする複数の執筆者が協力して行う記述様式は総合人間学 KW の独自色の一つであると考えている。

(3) 「対話」共同執筆企画

本件は上記 (2) で触れた「KW 記述モデル：事例 3」の方向を徹底追究した試みとして位置づけられる。それは、複数の執筆者による KW 記述の論理を求め、KW「対話」の執筆を対話形式で展開する KW 記述様式開発の試みである。

これも学会ホームページ上で公開済みであり、詳しい説明はそちらに譲ろうと思うが、この複数の執筆者による対話形式での KW 記述には一年余りの時間を要し、過度の労力を要する点で KW 記述様式としては実用的ではないとの反省があった。しかしながら、論者間での「問題意識」の共有を目指す上で、「対話」は総合人間学方法論上の主要な構成要素である、との気づきが得られた。今後は、総合人間学研究の方法論としての「対話」の実用化に向けて広く議論していく必要があると考えている。

(4) 「公募 KW」企画（第一期）

本件は会員参加の機会を設けることで、総合人間学 KW の在り方を広く問う試みとして実施された。当初は一年余りで完了する予定の企画であったが、実際にやってみると関係者間で議論を要するところも多く、本企画の完了までに二年近くかかり、改めて二つの論点、「KW 選出の在り方」と「KW 記述の在り方」、の議論を深める必要を確認した。

前者の論点については、基本的にはあらゆる言説が総合人間学 KW の対象としてあり得るのだが、記述対象となる KW（タイトル）をどの様に表現するのか、と言う問題である。これは実質的には記述内容に関わる点で後者の論点とも深く関わる問題で、形式的には文字数制限とも関わる問題である。すなわち、一 KW = 3,000 字以内の記述で、そもそも執筆対象となる KW の全てを論じ尽くすことなどできず、そこに生じてしまう記述内容の偏りをどの様に評価し、その構造的限界に対しどの様に対応するのかという課題である。

一般的な解決方法としては、論文タイトルの様に記述内容に応じた KW 選出（タイトル

表現)にすればよい、とする考え方もあろう。例えば、学会ホームページ上で公開されている本件 KW 作品の一つに「生物における生命」という力作があるが、これは記述内容が生物・生物学に特化したものであるとの理由から選出された KW (タイトル表現)である。

しかし、総合人間学において「生物における」との制限を設ける表現はそもそも総合人間学 KW にはふさわしくない、との向きもあろう。その意味では簡潔に「生命」と表現すべきであろう。だが、そうすることで生じる KW (タイトル表現)と記述内容とのズレに違和感を覚える人は少なくないだろう。それはあたかも、論文のタイトルとその記述内容とのズレを難じる査読者のごとき心的態度である。

そこで、記述内容の偏りの問題を解決する意味でも、文字数制限の問題を解決する意味でも、KW の記述内容の中心を「生命とは何か」についてのあらゆる側面からの説明ではなく、むしろ「何故、生命なのか」との執筆者自身の「問題意識」の展開にしてはどうかとの意見もある。つまり、何故その KW が総合人間学 KW 足り得るのかとの説明に全力を注ぐべき、との考え方である。と言うのも、論文では一般に自らが「問い」を立て、自らがそれに「答える」記述様式をとるが、総合人間学 KW の記述様式は論文とは同じではないので、「問い」を立てる必要も、それに「答える」必要もないはずである。しかし、その現実を上記で見た様に、KW (タイトル表現)が「問い」に当たり、記述内容はそれに「答える」論文の記述様式に還元されているかのようである。したがって、そうではなく、敢えて論文の記述様式に喩えて言えば、KW 記述の中心は具体的に「問い」を立てる以前の、その背景を成す「問題意識」を述べれば十分であると考えられるのではないか。

無論、「問い」と「問題意識」とを区別せずに、後者は前者に含まれるとする理解もあるし、むしろそれが一般的なのかも知れない。しかし、それ故にこそ、両者を敢えて区別する理解の仕方に、総合人間学の特徴を見出せるかもしれない。ここで「問い」とは個別や特殊が捨象され、言葉で完全に表現し得るものとし、これに対し「問題意識」には個別や特殊や言葉で表現できないものも含まれるとして、両者を弁別する視点が重要となる。と言うのも、総合人間学と他の既存の学問とを分ける特徴の一つは、「学」としての議論に如何にして個別や特殊や非言語的なものを位置付け得るかにあると理解され、且つ、比較的容易にそれが可能なのは「問い」の背景を成す「問題意識」の記述であると考えられるからである。

この見解に従えば、「問題意識」に直接関係のない事柄は KW 記述から捨象しても良いとの共通認識が生まれ、記述対象 KW の関連情報の全てを 3,000 字以内に詰め込まねばならないとの強迫観念から解放されることだろう。そして何より、そうすることで総合人間学 KW 記述の目的も鮮明になる。すなわち、それは規範性を強く帯びた既存の KW (ターム)記述とは異なり、会員間における「問題意識」共有の為の「対話」の媒体としての役割を担うということである。つまり、総合人間学 KW にはシンポジウムや一般研究発表の場で参加者間におけるテーマや問いの設定への理解を促し、質疑・応答の橋渡し役を担

い、また、投稿論文等の記載事項としても採用されることで、査読作業のみならず、掲載後の読者理解をも促し得る効用が期待されるのである。その意味では、作成が目指される総合人間学 KW 集は、総合人間学「問題意識」集との異名を持つことになるだろう。

しかしながら、この問題についての見解は KW 委員会の委員間でも割れており、それ故、今後の重要課題として位置づけられている。

2. 「公募 KW（第一期）」企画完了報告

本件に関する応募総数は 6 組 = 14KW であったが、原稿の未提出や、審査段階での一部申請取り下げ、あるいは一部保留にした結果、掲載は以下に示した 4 組 = 7KW となった。これは全て学会ホームページで閲覧可能である。

- (1) 政治人（菊池理夫氏）／(2) 人間の尊厳（左同）／(3) コミュニティ（左同）
- (4) スピリチュアリティ（松本孚氏）
- (5) 共同性（福田鈴子氏・砂子岳彦氏）
- (6) 人間生物世界（岩田好宏氏）／(7) 生物における生命（左同）

本企画は 2022 年 2 月に公募を開始し、同年 3 月に募集を締め切った。その後委員会では応募された申請書の審査に入り、全てが承認された。そこで、原稿（第一稿）の提出締め切りは同年 4 月末を予定したが、より具体的な期日は各著者と相談の上で決定した。同年 5 月からは委員会による原稿（第一稿）審査が開始され、以後、委員会作成の文書（「委員会応答」）による複数回の連絡や、著者出席のもとに開催される拡大委員会での議論を経て記述内容改訂の模索が続いて行く。こうして、2024 年 4 月によりややく上記 7KW の原稿が完成し、学会 HP への掲載を完了した。

「公募 KW（第一期）」企画の反省としては、既に触れたが、やはり企画実施予定期間（遅くとも 2023 年 6 月完了予定）が大幅に遅れてしまったことが挙げられる。その原因は、一言で言えば委員会の準備不足（企画説明の不足、審査基準や執筆要領の不備）によるところが大きい。ひいき目に見て、学会初の試み故に致し方ない面もあろうかとは思いますが、本質的には、「総合人間学 KW とは何か」を廻る委員会内意思疎通の限界（企画への理解の相違）があった。しかしながら、それはひとり KW 委員会の問題ではなく、その元を辿れば「総合人間学とは何か」を廻る学会内意思疎通の限界（総合人間学への理解の相違）に端を発する問題であったと言わざるを得ない。そして、この十数年間放置されてきた「総合人間学とは何か」との問いに真正面から応える為にも、「総合人間学 KW とは何か」を問う試みが必要なのだと思う。

3. 今後の活動に向けて

(1)KW 記述のポイント整理

「公募 KW（第一期）」で委員会が執筆者に求めたことは、おおむね次のような点であった。

- 1) 平易でわかりやすい記述は、分野を超えた知の総合を実践するための基本的な要件であると考ええる。
- 2) 総合人間学の KW として取り上げる理由、問題意識がわかるようにする。
- 3) 執筆者の専門をベースにしながら、専門の枠を超えて他の専門分野との繋がりが分かるようにする。
- 4) 自然、社会、人文の総合的視点を持って論考する。

また、検討を積み重ねていくなかで、さらに次のような問題点が意識されるようになった。

- 1) 各専門分野における KW とは異なる総合人間学に独自の KW はあり得るか。
- 2) 自説に基づく新造の KW はどこまで認められるか。
- 3) 採択された KW はどこまで学会の見解として規範性をもつか。
- 4) KW 集全体の体系・分類はどうあるべきか／必要か。

以上の委員会反省と本日の議論（ワークショップ）の成果を踏まえて、2024年8月から「公募 KW（第二期）」企画を実施した。それは「公募 KW（第一期）」企画に続き、会員推薦の総合人間学 KW を模索する試みであり、その具体的作業を通じて「総合人間学とは何か」との問いに迫ろうとするものである。その意味でも、KW 記述のポイントが何であるかを再整理し、先に指摘した「委員会内意思疎通の限界（企画への理解の相違）」の問題を克服する必要があるだろう。

(2) 総合人間学 KW 再選出

もう一つの新たな活動方針は、これまでの委員会活動とは一旦切り離れた、新たな独立企画に関するものである。それが、「執筆依頼 KW」企画である。この企画では、KW 委員会が選出した総合人間学 KW の執筆をそれに相応しい特定の会員に依頼する。その実施要領（案）は本日の議論（ワークショップ）を踏まえて作成され、その詳細は次の運営委員会で議論される予定である。

本企画最大のポイントは執筆者の人選もさることながら、執筆対象となる総合人間学 KW に何をを選ぶのかにある。と言うのも、これまでの種々の KW 執筆企画の最大の反省点の一つは、会員間で共有可能な総合人間学 KW とは何かを誰も具体的に示し得なかったことにあるからである。例えば、「公募 KW」企画にはそれ固有の意義が認められるとしても、その執筆対象 KW は執筆者個人の選定によるものであり、それがそのまま学会を代

表するものであるとはにわかには言い難いということである。

したがって、本企画の大前提として、会員間で共有可能な総合人間学 KW を改めて選出すべく、その選出方法から議論したいと考えている。その一案としては、これまでの研究大会でのシンポジウムの成果を踏まえた KW の選出を各大会の実行委員長協力の下に進めてみてはどうかと考えている。そこで、この後の時間を活用し、第 7 回大会の実行委員長であった長谷場氏と第 10 回大会の実行委員長であった古沢氏の各報告を事例に、会場の皆さんとともに総合人間学 KW 選出の具体的手順を議論出来たら幸いである。

[あなみしんいち／立教大学／環境思想／ana_one67@yahoo.co.jp]

[報告：KW 集発刊委員会]

生命と人間の自律

長谷場 健

Life Homeostasis and Human Autonomy

HASEBA, Takeshi

概要：「人間とは何か」を探求するためには、人間の自然的・生物的存在と社会的・文化的存在の両面から理解する必要がある。総合人間学の KW にはこのような人間存在を統一的に表す客観的で抽象度が高く普遍的な汎用語句が求められる。「自律」という言葉は、各分野で多義的に用いられているが、生命の本質・進化から人間の社会・文化・精神まで幅広くカバーし、総合人間学的 KW として発展性がある。本稿では、KW「自律」を生命進化史の視点から人間の自律を透視し、他分野の自律概念と比較しながら人間の理解と未来の展望を試みた。生命とは、環境との物質循環を行うことによって自己の無秩序化（死）に抗い、何としてでも生存し進化する自律的化学システムであり、環境の変化に対して自己の恒常性を維持するための自律的機能が破綻すると消滅する存在である。生命の多様な進化的発現の一生物種としての人間は、道具と言語により人為生態系を創出して環境への独立性・自律性を飛躍的に高め、地球上で支配的存在となった。しかし、自然を破壊し人為生態系を拡大する人間独自の生物進化（自己家畜化）は、人間を自然から乖離させ、生命の本質である自律性を退化させ、社会および地球の恒常性（ホメオスタシス）を破綻させつつある。このように自己の生存基盤の危機を招き、未来への選択を模索する人間の現在を理解するために、生命と環境を結ぶ「自律性」という視点から「生命と人間の自律」というKWを取り上げた。それは、人間の生物進化的側面のみならず社会・文化・精神的諸側面を結びつけることができ、人間の全体像と本質を理解し未来を展望するための高次元な総合を可能にすると考えられる。換言すれば、生命の本質の発現から人間（ヒト）の未来まで棒のごとく貫く重要な総合人間学KWということができる。

キーワード：自律、恒常性（ホメオスタシス）、生命、進化、自己家畜化

はじめに

総合人間学キーワード集発刊委員会（KW 委員会）は、2026 年の学会創立 20 周年にむけて記念特集「総合人間学 KW 集」の作成を進めている。その中で、総合人間学の KW は如何に選ばれるべきかが議論され、第 7 回総合人間学会研究大会（2012 年）のシンポジウム「3.11 と総合人間学—人間（ヒト）・未来への選択—」で実行委員長を担った筆者は、そのシンポジウムから総合人間学にふさわしい KW モデルを抽出して第 17 回研究大会（2024 年）のワークショップで報告するように要請された。

そこで、筆者は管見、浅見を省みず当シンポジウムを「人間は、道具と言語を持って人為生態系を創出し、自己家畜化と呼ばれる独自の生物進化をした。そして、便利さ、豊かさ、精神的開放を求め近代合理主義と科学技術文明を発展させ、経済成長とグローバル化を追求して来た。その結果、図らずも自己の生存基盤である地球環境の破綻を招き、生存

の危機に陥っている。このような状況で発災した大地震と原発事故の複合災は、近代的人間観の虚構から生じた飽くなき欲望による近代文明の論理的矛盾の破綻といえることができる。シンポジウムではこれを踏まえて、自己家畜化、人間の欲望、自由、社会、科学技術、文明の在り方や地球および未来世代への責任が議論され、未来に向けて真に豊かな文明とは何か展望された。」と総括した。そして、そこで議論された人間の生物・社会・文化・文明および精神各面における諸課題をカバーし、人間の未来を展望できる KW を、汎用性、客観性、抽象性、普遍性、発展性の各視点から、人間に関する視野の拡大と認識の深化および人間の本質的かつ総合的理解が期待できそうな KW を探ることを試みた。

自律という語

自律とは、カント倫理学の中心概念といわれ、自分の欲望や他者の命令に依存せず、自らの意思で道徳法則（実践理性）を立ててこれに従うこととされる。近代西欧社会では自らが立てた規範や基準に従って判断・行動する「自律した人間」が理想的人間像とされ、この語は社会・教育・人文の各分野で広く用いられている。ただし、この規範・基準は各人の哲学、宗教および体験などにより立てられる形而上的・主観的なものであることが想定され、必ずしも客観的、科学的、普遍的なものとはいえない。そして、この 18 世紀起源の近代的「人間の自律」観は、これまでの人間の活動の結果として到来した現在の地球環境の危機に深く関わっていると思われる。

ところで、生物、医学などの自然科学分野でもこの自律という語は用いられ、共通して「環境の変化に対して生体が内部環境の恒常性（ホメオスタシス）を保つための自律機能」を意味する。この恒常性を維持するための自律機能は、生命維持の基本として個体のみならず細胞・群れ・生態系にも認められ、より根源的な意味で「生命の自律性」と言われる。

なお、この「自律」という日本語は英語の *autonomy*、*independence*、*self-control*、*self-regulation* などから訳されているが、ここでは、人間の自律を生命進化から見る「生命と人間の自律」という KW で第 7 回シンポジウムの諸内容を関係づけて、その総合人間学的 KW としての可能性と発展性を探ることにする。

生命の自律性

生命とは、自己を環境から膜で隔離し、環境と絶え間なく物質代謝を行うことによって無秩序化（死）に抗し生存進化する自律的化学システムといえる。生命の自律性とは、生命が環境の変化に対して恒常性を自律的に維持する能力である。これは生命が環境との関係性において獲得した生存のための必須の機能である。生命とはこの自律機能が破綻すれば消滅する一つのエネルギー形態であり、地球上の各種生物は生命が多様に進化発現した

具体的な運動体である。このことは人間も含む生命の普遍的な真実である。

生命の自律機能と生理的欲求、そして感情、意識、社会的欲求へ

生命の自律機能はホメオスタシスを維持するために生理的欲求を支配し、さらに感情をコントロールする。すなわち、自律機能が良好で生理的欲求が満たされ場合は生命にプラスで快感情をもたらすが、その反対は不快感をもたらす。自律機能は身体と神経系の協調関係を生み、感情が意識を出現させ、感じる心が文化・文明をもたらした。文化によって生み出された人間の協力関係は、生理的欲求と同様に、ストレスを緩和し快感を生み、健康を増進する反応を引き起こす。社会的欲求は生理的欲求から生まれ、死に抵抗する社会的欲求は生命の自律性からみて善である。例えば、配慮、保護、ケア、共生、協力・援助、親切、福祉、自律、自由などがある。このように、自律機能の生物進化は、文化進化を通して人間社会においても貫かれている。

人間の自己家畜化と地球環境の危機

人間の生理的欲求は人為生態系の創出と自己家畜化によって自然の法則性から逸脱し、さらに、言語の虚妄性によって自律なき欲望となった。そして、物質科学文明の発展と情報操作はそれを飽くなき社会的精神的欲望へと変質させた。この自律なき近代文明は人間と地球の物質循環を不全にし、生命が38億年かけて創出した地球の自律機能およびホメオスタシスを破綻させつつある。人間にとって母であり生存基盤である地球のこの危機は、人間における生命の自律性の危機であり存続の危機である。

言語による科学的思考と人間の自律

言語には本質へ近づく機能と本質から遠ざかる（遠ざける）機能がある。事実・真実・真理に接近する方向と虚構・虚妄・虚偽の方向である。この言語の二面性は二つの世界を現出させ、それらは進化史的・科学的人間観と近代的形而上的人間観とで対置することができる。

人間は、自己家畜化によって生命の自律性の危機にあるが、本質に近づく言語と科学的思考によって自己を知り、他を知り、その関係性を知ることによって「自律する」ことができる。ここで、他とは他者、社会、自然、地球、宇宙などを挙げるができる。すなわち、人間は、生命・人間・社会・自然・地球の自律性（ホメオスタシス）を理解し、自然と社会の法則性を知り、自己と陰に陽に関係性のある事柄に対して理解を深めることによって自己の環世界の拡大し、自己の立場、責任をより広く深く知ることができる。そして、「生命の自律性」、「人間の自律と自由」の理解によって自己の活動の制御、すなわち

言語による科学的思考によって自律的存在となることができる。

自由と自律と公共の福祉

感覚的・動物的感情（情動）は言語的思考によって自律的感情すなわち情操に発達し、知性および道徳的感情となる。そして、自律と責任を伴う感情が至高の情操「愛」と言われる。精神の発達は「自律ある自由」であり、「人間は自律する時最も自由である」ということができる。

ところで、憲法 13 条（個人の尊重）に「生命・自由および幸福追求に対する国民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大の尊重を必要とする」とある。「公共の福祉」とは、本来個々人の権利・自由の両立を意味する。自己のみならず他者の権利・自由も保証することが「公共的なもの」であり、そのためには個人の権利・自由を規制することも社会規範として妥当とされる。すなわち、公共の福祉は人間の自律ある自由を基礎にして成立するものと考えられる。しかしこれまで、優生思想に基づくハンセン病患者に対する強制隔離・強制不妊手術など、公的な政策を正当化するために「公共の福祉」の名のもと様々に個人の権利・自由が制約および侵害がなされて来た。他方、個人の権利・自由の主張は、観念的・共同主観的な近代人間観と言語の虚妄性により、自律なき自由をもとめる新自由主義を生んだ。いずれも他との関係性の理解・対話を欠き、「生命と人間の自律」「自律ある自由」からの背反といえる。

「個人の権利・自由」に一定の制約を課すことが正当化される「公共の福祉」として「他者の権利・自由の保証」以上に公共的なものとは何か。障害胎児の堕胎、パンデミック、ワクチンなどの公衆衛生問題、安全保障問題などがしばしば公共の福祉の名のもとで議論されるが、優生思想、福祉コスト、社会防衛、国民管理などの公益・国益性からの公共の福祉論はいつか来た道の「滑り坂」である。

一方、現在の地球環境の危機は、「生命と人間の自律性」「人間の自律と自由」に掛かっており、それらの保証は、より高い公共的なものとして、生命と人間の進化の理解に基づく客観的・普遍的な社会規範としての重要性が益々明らかになってきていると思われる。

未来への選択

KW「生命と人間の自律」によって、自己家畜化、人間の自由と欲望、近代科学文明の破綻、地球の危機、次世代倫理および責任など、第7回シンポで議論された内容を統一することを試みた。そして「未来への選択」、「真に豊かな文明」として「生命の自律性と自律ある自由を普遍的価値とした科学文明」を候補に挙げたい。これは総合人間学の先駆者たちが唱えた「人間（ヒト）にとってナチュラルな自然と社会の法則性に沿う文明」（故小原秀雄先生）や「アニミズムを基調とした科学文明」（故佐藤節子先生）などと射程を

同じくする。

最後に

「生命の自律性」とは環境との関係性によって獲得された生命存続に必須の機能であり、生命の進化的発現の一生物種である人間の未来まで棒のごとく貫くKWということが出来る。従って、「生命と人間の自律」という語は、人間の進化史のみならず社会・文化・精神的諸側面を結びつけ、しかも客観性、抽象度、普遍性が高く、人間の本質と総合的理解を可能にする発展的な総合人間学 KW といえる。

参考資料

- 小原秀雄（1979）『哺乳類』、岩波書店
カント、エマニュエル（2000）『カント全集 14』、岩波書店
近藤薫樹（1981）『人間——その発達と福祉のための生物科学』、青木書店
佐田啓一（1981）『個人主義の運命——近代小説と社会学』、岩波書店
近藤薫樹（1988）『さて人間とは何者か』、日本福祉大学生生活協同組合
中沢信午（1994）『生と死の境界』、新日本新書
ユクスキュル、ヤーコプ／クリサート、ゲオルグ（2005）『生物から見た世界』、日高敏隆・羽田節子訳、岩波書店
小原秀雄（2007）『人間（ヒト）学の展望』、明石書店
シュレーディンガー、エルヴィン（2008）『生命とは何か』、岡小天・鎮目恭夫訳、岩波書店
佐藤節子（2010）「試論 もう一つの〈法の人間学〉」、青山法学論集、第52巻第2号
長谷場健（2017）「総合人間学の方法論試論——人間の自律をキーワードとして」、総合人間学 第11号、第1部、32-41
ダマシオ、アントニオ（2019）『進化の意外な順序——感情、意識、創造性と文化の起源』、高橋洋訳、白揚社
尾関周二（2021）『21世紀の変革思想へ向けて——環境・農・デジタルの視点から』、本の思想社
NASA About Life Detection | Research | Astrobiology (nasa.gov)、Last Updated: May 17, 2024

[はせばたけし／総合人間学会 KW 委員長]

[キーワード（KW）集発刊委員会]

総合人間学キーワード（KW）についての一考察

報告2 KW参考2「人新世」「健康」を例に

古沢 広祐

KW Reference 2 "Anthropocene" and "Health" as examples

FURUSAWA, Koyu

概要：過去の大会のシンポジウムのテーマをふり返ると、学会が追求してきた課題が大まかに読み取れる。幅広いテーマが扱われており、その時々時代の課題の一側面がうかがえる。大きなテーマの抽象的な課題とともに具体的な課題もあり、人間をめぐる多彩なアプローチが模索されてきた様子がうかがわれる。それらをふまえて、総合人間学的な視点からとくに注目すべきKWの例として、「人新世」「健康」をとりあげていく。二つの参考事例から、とくに総合的な視点からの論じ方について、全体像のイメージと関連課題の示し方や、多義的な意味内容の記述の仕方について、諸課題を示しつつ検討する。

キーワード：総合人間学会、大会テーマ、多義性、人新世、健康

1. はじめに

本学会のウェブサイト「総合人間学 KW 集・記述モデルの概説 Outline」には、以下のようにKWの企画趣旨が述べられている。

「KW集発刊委員会（KW委員会）は、その準備組織KWワーキンググループ（2018年6月～2019年3月）の「総合人間学 KEY WORDS 集」の発刊に向けての提言およびKW50項目の提案を受け、2019年4月に発足しました。KW集作成に当たっては、一般会員のみならず非会員にも執筆を依頼することになるため、KWの記述に参考されるべき一定の様式・基準が必要となります。従って、委員会はこれまで、総合人間学会ならではのKWの記述はどのようなものかについて討議を重ねてきました。総合人間学のKWの選択と記述に期待されるものとして、これまでのKW集とは異なり、総合人間学の体系化に向けてのテーマ追及、KW間の相互連関、さらに、新たなKWの発掘などの視点があります。また、学会思索の歴史である大会シンポジウム、一般発表、研究会・談話会発表で取り上げられたタイトルなどは重要なKW候補と考えられます。」⁽¹⁾

すでに学会のサイトには、総合人間学KW集・記述モデル、総合人間学KW集・共同執筆企画、総合人間学KW集・公募企画（第1期）として、共同性/コミュニティ/スピリチュアリティ（霊性、精神性）/政治人/生物における生命/人間生物世界/人間の尊厳（五十音順）などが公開されている。また、これまでの経緯については、別途で穴見報告に詳細が記載

されている。

本報告では、最初に学会の大会テーマをざっとふり返りつつ、総合人間学での中心テーマと課題について、私なりの視点から KW の課題や考え方への検討材料を事例紹介しながら論じてみたい。

これまでの年次大会をふり返り、各シンポジウムのテーマ一覧（学会書籍タイトル）を見てみると、学会が追求してきたことが何であるかが大まかに読み取れる（表1）。多分野にまたがって幅広いテーマが扱われているが、傾向としてはその時々時代の課題の一面がある程度は反映されている様子がうかがえる。大テーマで抽象的な課題の一方で、より具体的課題にフォーカスすることもあり、テーマを見るかぎり、人間をめぐる多彩なアプローチが模索されてきたと言ってよからう。

総合人間学の KW を抽出するにあたって、人間の諸側面という点では大テーマから小テーマまで何でもあり、との考え方も可能だろう。実際、学会の設立趣旨（2006年）では、「……つまるところ、各分野での個別の研究を積み重ね、その中から人間認識に不可欠な知見をもらさず拾い出し、それらを体系的に整序する作業をくりかえすことで、全体像に接近するしかないでありましょう。……」と記載されている。こうした地道で積み上げのなアプローチは必須不可欠であり、今後ともそうした努力が積み重ねられていこう。

表1: 学会大会のシンポジウム・テーマの推移

| 出版年 | 号 | タイトル (大会シンポジウム・テーマ) |
|------|----|-------------------------------------|
| 2007 | 1 | 人間はどこにいくのか |
| 2008 | 2 | 自然と人間の破壊に抗して |
| 2009 | 3 | 科学技術を人間学から問う |
| 2010 | 4 | 戦争を人間学から考える |
| 2011 | 5 | 人間にとっての都市と農村 |
| 2012 | 6 | 進化論と平和の人間学的考察 |
| 2013 | 7 | 3.11 を総合人間学から考える |
| 2014 | 8 | 人間関係の新しい紡ぎ方 —— 3.11 を受けとめて |
| 2015 | 9 | <居場所>の喪失、これからの<居場所> —— 成長・競争社会とその先へ |
| 2016 | 10 | コミュニティと共生 —— もうひとつのグローバル化を拓く |
| 2017 | 11 | 人間にとって学び・教育とはなにか —— 未曾有の教育危機に直面して |
| 2018 | 12 | <農>の総合人間学 |
| 2019 | 13 | 科学技術時代に総合知を考える —— 文系学問不要論に抗して |
| 2020 | 14 | いのちのゆれの現場から実践知を問う |
| 2021 | 15 | コロナ禍を生きぬく、問いあい・思いやる社会を創造できるか |
| 2022 | 16 | 人新世と AI の時代における人間と社会を問う |
| 2023 | 17 | ポストヒューマン時代が問う人間存在の揺らぎ |
| 2024 | 18 | 近代的「知」のあり方を問い直す |
| 2025 | 19 | 「ケア」の総合人間学 —— ヒトはなぜ「ケア」をするのか/されるのか |

2. KW になりえる中核的言葉、「人新世」について

大テーマから個別課題的テーマまで、KW としては多種多彩に抽出することができる。だが、人間にとって、または人類的課題について、できるだけ端的に言い当てる言葉をクローズアップさせ抽出する試みこそが重要ではなかろうか。それは困難な試みではあるが、本報告では一例として、具体的事例を示して批判的検討の素材としたい。

その一つが「人新世」という言葉である。大会テーマでも、『総合人間学 16：人新世と AI の時代における人間と社会を問う』にて扱われているが、概念自体の掘り下げよりも時代背景的な位置づけで論じられている。この用語は、2000 年代初めに新たな地質学的な年代を特徴的に示す言葉として提案された。提案後、この言葉のインパクトは大きく拡大して、地質学の概念枠組みをこえて人文・社会科学分野のみならず文化・芸術など多岐にわたる世界に影響を及ぼしたのだった。もともとの地質学の学会では、その後に長く検討を重ねた結果として、地質年代的に画期として確定させるには時期尚早として先送りとなった（2024 年 3 月）。しかし問題提起としての概念の重要性についての意義は一定評価されたのであった。



図1: 「人新世」に関する一般向け教養書

◆目次◆

| | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 第 I 部 プロローグ—地球史とヒトの出現をたどる | 2 文化がヒトを進化させた？ |
| 第 1 章 「人新世」は環境危機の時代？ | 3 「私」の中に刷り込まれているヒトの歴史・文化 |
| 1 人々が「人新世」に魅了されるのはなぜか | 4 危うい土台の上に成り立つ人間社会 |
| 2 「人新世」は文化や芸術の世界をも魅了 | 5 現代社会を生きる困難さと Society 5.0 |
| 3 環境の危機が深刻化する「人新世」 | 第 5 章 ヒトからポストヒューマンへ |
| 4 「人新世」の始まりはいつか | 1 近未来からの人間への問いかけ |
| 5 私たちは今、地球史の大転換期に立ち会っている | 2 道具はヒトをどう変えるか |
| 第 2 章 地球史スケールの気候変動を乗り越えた人類 | 3 人形が語りかけるもの |
| 1 気候変動は過去にもあった | 4 能力の拡張は心にどう影響するか |
| 2 地球史の大異変、生物の大量絶滅、何が起きているのか | 5 世界の拡張とポストヒューマンのゆくえ |
| 3 1 年間の地球史カレンダー | 6 脱人間化の行く先—テクニウム、クトゥルー新世 |
| 4 人類の誕生、絶滅危機と気候変動を前にして | 7 未来を語る一方で直視すべき現実 |
| 5 ひ弱な新人（ホモ・サピエンス）だけが生き残った | 8 人間が操られる新・家畜化社会？ |
| 第 3 章 多くの人類が消えてヒトだけが繁栄した理由 | 第 6 章 「人新世」の落とし穴？ |
| 1 ホモ・サピエンスの進化 | 1 ホモ・サピエンスの行く先 |
| 2 何がヒトの進化を加速させたか | 2 未来に出現する「ホモ・デウス」とは？ |
| 3 生物の遺伝子進化とミーム進化 | 3 不確定な未来を予測する手がかり |
| 4 「家畜化」でどう変わるのか | 4 サピエンス減少という衝撃 |
| 5 「家畜化症候群」と幼形成熟、幼形進化 | 5 サピエンス減少前に地球大破局（ジオ・カタストロフィ）がくる？ |
| 6 ヒトの自己家畜化現象 | 6 「資本」とテクノロジーの民主化 |
| 7 サピエント・パラドクスの答え | 7 「人新世」の本当のリスク |
| 第 II 部 展開編—人間拡張のゆくえ | 8 遠未来にサピエンスが迎える 3 つの展開 |
| 第 4 章 文明・文化によってヒトから人間へ | 第 III 部 エピローグ—「人新世」の未来 |
| 1 脳の能力の拡張とは？ | |

専門用語としては KW になりきれないものではあるが、分野をこえて広範囲でこの用語が普及して、人間存在を過去・現在・未来の超長期的な枠組みで明示化した意義は大きいと思われる。その点に注目して、『今さらだけど人新世って？ 知っておくべき地球史とヒトの大転換点』（古沢 2024）を執筆し刊行する機会をえた（図 1）。全 174 頁の内容提示は困難だが、目次とあとがきから「人新世」という KW が含みもつ奥深い意味をイメージできるのではないかと。以下にあとがきを紹介することにしたい。

あとがき

ヒトは、原初的感覚世界から脱し、言葉や概念と道具をあやつることによって、内には遠大な抽象世界を広げ、外には地球規模の社会形成を実現し、繁栄してきました。特に脳の拡張として、数字（数学的世界）や記号（情報的世界）を駆使することで、神話・信仰（宗教）的世界を経由しつつ、近代科学技術による現代世界を構築して、貨幣・市場交換による高度な経済・産業社会（グローバル経済）を形成してきました。

能力拡張としての道具は、人間を支える巨大システムの超・有機体とでも呼ぶべき姿と化して私たちに豊かな生活を提供してきましたが（一種の飼育・家畜化の延長）、その先に見え隠れするのは、人間という主体的存在の根底が揺らぐ局面です。

本書で触れたとおり、繁栄を極めてきたのちに「人新世」という地球史的な新時代に突入したヒトはいま、三つの難題に直面しているように見えます。それは「環境危機」「社会・経済・政治的危機」「存在論（実存）的危機」です。

くわしくは触れていませんが、環境危機は社会・経済・政治的危機と連動していて、世界全体の地球市民的な連帯と、グローバル資本主義の変革（「資本」の制御・活用）が回避の鍵を握っているといえます。

そして、この二つの難題が回避できたとしても、中・遠未来にはサピエンス減少（人口減）が予想されていて、さらに人間自身の変態（遺伝子改変や AI との融合のようなメタモルフォーゼ）や、宇宙進出（進化的飛躍）も現実味を帯びています。しかし、そうなったときの人間とその社会の姿は、とても不確実で見通しが難しいところです。

外的世界への拡張的な探求以上に、これからは内面世界への理解、自己という存在についての奥深い洞察こそが重要になると考えられます。それはつまり、生きることの意味や、人間とは何かという根源が揺らいでしまうような出来事が次々と現実になっていくだろうということです。

自己（自我・意識）という存在は、実は大海に浮かぶ氷山の一角のような、ほんの一部分にすぎません。その下、奥深くの無意識の世界には歴史文化の深層が存在し、さらにその奥底には生命・宇宙的深層が連綿と続いているといえます。それは、多少なりともユング心理学が示唆するような人間の見方であり、自己意識を客観視する上で重要な視点です。

それから、人間の脳の複雑で高度な機能は、大きく三つの進化段階を経て知能と思考力が形成されてきたと考えられています。中心部分の生存・縄張り意識に関係する脳幹（爬虫類で発達）、それを取り巻くのが情動的機能に関係する辺縁系（哺乳類で発達）、その外側の思考機能をつかさどる大脳皮質、特に前頭葉（霊長類・ヒトで発達）の三段階です。人間は、思考部分だけが単独で存在しているわけではありません。さらにその思考も、幾多の文化的蓄積のうえで育つ多彩で可憐な花のひとつにすぎないのではないのでしょうか。

自分の脳の思考や意識（神経情報ネットワーク）だけを取り出して AI に移植し、永遠の自己実現を目指すようなトランスヒューマニズム思想は、自己や人間存在への洞察を欠いた幼穉的自己拡張の現れのように思えてきます。「私」の意識だけが独立して永遠に生きること、それを幸せと感じるのが人間なのではないのでしょうか。

自らの成立の奥底には、連綿と繋がる生命世界や生と死の連鎖、万華鏡のように繰り広げられる進化の大舞台が隠れています。その深遠なる世界に向き合うことを試みたのが本書なのですが、なかなか思うように書き著せなかったことが多々あります。人間能力の外部に向かう拡張に多くのページを割きましたが、行きついたのは自らの内面の危うさであり、自己存在への根源的な問いかけでした。それは宮沢賢治が残した言葉「銀河系を自らの中に意識してこれに応じて行く」あり方への模索かもしれません。

人智を凌駕する AI の登場を目の前にして、改めて人間という存在の全体像が問われています。矛盾や歪みを抱えたその存在の深遠にまで、なかなか迫り切れませんでした。が、「人新世」という時代は、今後もその問いを私たちに深く突きつけてくることでしょう。（後略）

3. 人文・社会系と自然系との違いを含む言葉、「健康（ヘルス）」を例に

ヒト、動物、環境に対する統合・拡張的なアプローチを意味する「One Health」や「Planetary health」の概念が近年注目されている。広範な意味をもち、医学など自然系の概念が人間の個体レベルのみならず環境分野や地球システムのレベルにまで、その概念拡張の動きは目を見張るものである(古沢 2021) (2)(3)。他方、「健康」が大きな関心事に浮上することで、人文・社会科学の視点からは、社会管理ないし政策・政治的道具（優生思想、ナチスの健康政策など）として批判的意味で扱われることも少なくない。「健康」概念には、自然科学（医学）のような実証的科学とは異なる「生政治」「優生思想」批判のような人文社会（規範的）科学のアプローチもあり、総合的な記述について留意すべき点である(フーコー 2008、池田 2021、服部 2021)。

KW として「健康」を取り上げる場合には、その多面的かつ多義的な意味合いをどのように記述するかは注意すべき点である。他方、言い換えれば、多義的で矛盾がらみの言葉や概念であるが故に、人間存在の多面性を浮かびあげさせる点では意義深く、総合人間学として取り上げるべき KW と言ってよからう。

このような問題意識から KW の文を作成する際に、最近普及し活用されている生成 AI を利用するとどのような文章ができるか、以下に試した結果をお示ししたい。「健康」についての歴史的変遷や概念の拡張、さらに批判的視点や問題点について、何度かやり取りすることで次のような文章が作成できた。文章は、筆者が組み立てや語句の多少の手直しをしてはいるが、基本的には作成したかった内容がそれなりに文章化されたと受けとめている。(4)

「健康」という概念は時代や文化によって大きく変遷してきた。古代においては、健康は神々や自然の力によるものと考えられ、病気は呪いや神の怒りによるものとされていた。例えば、古代エジプトやメソポタミアでは神官が治療を担い、宗教的儀式が健康維持の中心であった。古代ギリシャでは、ヒポクラテスが「四体液説」を提唱し、健康は体液のバランスによって維持されると考えられた。この考え方は中世ヨーロッパにも継承され、医学の基本原則として長く影響を与えた。一方で、中世においてはキリスト教的な観点から健康が霊的な要素と結びつき、病気は罪や悪の結果と見なされることもあった。

近代に入ると、ルネサンス期の解剖学の発展や近代医学の誕生により、健康は科学的に分析されるようになった。19世紀には細菌学の発展によって、病気の原因が特定され、衛生や予防医学が重視されるようになった。公衆衛生の概念が広がり、個人の健康だけでなく社会全体の健康が重要視されるようになった。20世紀には、WHO（世界保健機関）が「健康とは単に病気でないことではなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態である」と定義し、健康の概念が大きく広がった。さらに、ライフスタイルや環境が健康に与える影響が研究されるようになり、栄養学や心理学の発展とともに健康観は多様化した。

21世紀においては、健康は単なる病気の有無ではなく、QOL（生活の質）やウェルビーイングの向上とも密接に関わるものとなっている。予防医学やデジタルヘルスの発展により、個々人が主体的に健康を管理する時代となった。こうして、「健康」という概念は時代とともに進化し続けている。

さらに健康の概念は、個人や社会を超えて地球規模へと拡張している。その代表的な考え方が「ワンヘルス（One Health）」と「プラネタリー・ヘルス（Planetary Health）」である。ワンヘルス（One Health）は、人間の健康、動物の健康、環境の健康が相互に密接に関係しているという概念であり、特に感染症の拡大がこの考え方を推進してきた。人獣共通感染症（Zoonoses）の増加や、抗生物質耐性菌の問題は、動物と人間、そして環境の健康が切り離せないことを示している。例えば、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）やエボラ出血熱は、動物由来のウイルスが人間社会に広がった事例である。森林破壊や野生動物との接触の増加が、新たな感染症リスクを高めている。これに対応するため、医学、獣医学、生態学などの学際的な協力が求められている。

プラネタリー・ヘルス（Planetary Health）は、人間の健康を地球環境全体の健全性と関連づけて捉える概念である。気候変動、森林破壊、生物多様性の喪失、汚染などの環境変化が、人間の健康に深刻な影響を及ぼしている。例えば、大気汚染は呼吸器疾患の増加を引き起こし、気候変動は熱波や感染症の流行を促進する。食料システムの変化も重要であり、持続可能な農業や食生活の選択が健康と環境の両方に影響を与える。プラネタリー・ヘルスの視点では、人類の健康を守るためには、地球環境を健全に保つことが不可欠であると考えられる。

これらの概念の拡張は、健康を単に個人や社会の問題としてではなく、生態系や地球規模で考える必要があることを示している。21世紀において、健康政策や医療の在り方は、環境問題や生物多様性の保全と統合的に議論されるべきものとなっている。

他方、「健康」は一般に肯定的な価値として捉えられるのだが、その概念がもつ危険性についても慎重に考察する必要がある。健康が社会的規範として強制されることで、個人の自由や多様性が抑圧される可能性がある。特に、優生思想、ナチスの健康政策、ミシェル・フーコーの生政治（生権力）に関する批判的視点は、「健康」が権力と結びつくことで生じる問題を明らかにしている。

優生思想とは、遺伝的に「優れた」個体を増やし、「劣った」個体を排除しようとする考え方であり、「健康」や「健全性」が社会的な規範として利用された代表的な例である。19世紀から20世紀初頭にかけて、欧米諸国では優生学が科学として確立され、強制断種や移民制限などの政策が正当化された。ナチス・ドイツではこの思想が極端に推し進められ、障害者や特定の人種・民族に対する強制断種や大量虐殺が行われた。ナチスの健康政策は、国家の「健全性」を名目に、人間を生産性や遺伝的「純粋性」によって選別する非人道的な施策を推進した。これにより、「健康」の概念が国家権力の手段として悪用されることが明らかになったのである。

ミシェル・フーコーは、「生政治（Biopolitique, Biopolitics）」という概念を用いて、国家が個人の生命を管理し、「健康」を統治の手段とするメカニズムを批判的に分析した。近代国家は、医療、統計、公衆衛生を通じて人々の身体や生殖を管理し、健康を「正常」と「異常」に分け

る基準として用いる。フーコーによれば、こうした管理は、単なる抑圧ではなく、人々の自己管理を促すことで権力を浸透させるものである。例えば、健康診断やフィットネス産業の発展は、個人が「健康であるべきだ」と感じるように仕向ける形で機能する。これにより、「健康」は個人の選択であると同時に、社会の規範や圧力によって形作られるものとなる。

「健康」はしばしば社会的な規範として機能し、それに適合しない人々を「異常」とみなして排除する危険性をもつ。障害者、慢性疾患をもつ人、高齢者、精神疾患を抱える人々は、「健康な社会」から逸脱した存在とされ、差別や抑圧の対象となることがある。また、健康を自己責任とする風潮は、貧困や社会構造によって健康を維持できない人々に対して冷淡な態度を生むことにつながる。

「健康」は本来、人間の幸福にとって重要な要素であるが、それが規範化されることで個人の自由を制限し、差別や排除を生む可能性がある。健康政策や医療のあり方を考える際には、「健康」を単なる理想的な状態としてではなく、歴史的・社会的に構築された概念として批判的に検討する必要がある。健康を国家や市場の管理手段とするのではなく、多様な生のあり方を尊重する視点が求められる。（本文、2494文字）

4. 今後のキーワード (KW) の作成と活用への期待

以上、「人新世」と「健康」の二つの事例をとりあげて、多少極端な形式になったが、KWとして何が示せるのかについて検討した。本稿の中で紹介した各KWでは、文字数は本文で2千5百文字程度であり、文献や注を含めれば3千文字程度に収まるものである。

前者では、内容的には書籍一冊分になる内容について概要を示すことでKWとしての概念内容をイメージできないかどうか、という試みである。「人新世」という言葉の広がり方や受けとめ方、その概念で人類としての人間の特長がどこまで掘り下げられるか、目次の見出しの言葉（誘発される世界認識）と、あとがき（まとめ）によって、簡潔に示してみた。まとまったKW作成の前段階ではあるが、KWが触発するイメージや奥深い内容の一端が想起できるのではないかと、という試みである。

後者では、筆者の問題意識を生成AIに問いかけることで、KWとしての基本的な内容がどこまで文章として作成できるかを試みた。筆者の問題意識と問いかけ方次第で、生成AIが引き出してくる知識はそれなりに納得がいく内容となっており、KWとして示しても一定の意義が見出せそうである。しかし、内容的にはかなり一般的なものなので、他方では物足りなさを感じることもある。

その点では、もっと突っ込んだ論点の提示ができないかなどの課題があり、それは一面ではAIの特長と限界でもある。つまるところは活用の仕方と工夫次第ということで、人間の側が試される場面なのかもしれない。すでにKW執筆・公開された複数の事例(KW)は、かなり個性的で独自性ある内容なので、こうした生成AI利用のKWとの相違点を検討してみてもよいのではなかろうか。

以上、今後ともさまざまなKWの事例から、総合人間学的な問いかけの糸口をどう見出せるか、検討を続けていきたい。とくに総合人間学として触発され示唆されるKWには、

どんなものがあるのか、どのように文章化して示したらよいか、改めて学会員の皆様からの積極的な関心と関与を期待したいところである。

[注]

- (1) 学会 HP、出版物：総合人間学 KW 集 http://synthetic-anthropology.org/?page_id=2688
- (2) 日本ワンヘルスサイエンス学会 <http://jsohsci.kenkyuukai.jp/about/index.asp?ワンヘルス”One Health”～人と動物の健康と環境の健全性は一つ> <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/one-health-fukuoka.html>
- (3) プラネタリーヘルス - 次の世代に地球を守るための協働 <https://cger.nies.go.jp/cgernews/202106/367003.html>
【HGPI 政策コラム】(No.29) - プラネタリーヘルス政策チームより - 第 2 回：公衆衛生におけるプラネタリーヘルスの位置づけと近年のグローバルな動向 - | 日本医療政策機構: <https://hgpi.org/lecture/column-29.html>
- (4) 生成 AI としては、ChatGPT (Open AI)、Gemini (Google) を利用した。
*参考サイトの最終閲覧は、2025 年 4 月 30 日

[参考文献]

- 池田清彦 (2021) 『現代優生学』の脅威』集英社インターナショナル
- 服部 伸編 (2021) 『身体と環境をめぐる世界史 —— 生政治からみた「幸せ」になるためのせめぎ合いとその技法』人文書院
- フーコー・ミシェル (2008) 慎改康之訳 『フーコー講義集成 8 生政治の誕生—— コレージュ・ド・フランス講義 1978-1979 年度』筑摩書房
- 古沢広祐 (2021) 「ワンヘルス, SDGs, 気候変動対応と人類の未来 —— COVID-19 パンデミック後, 複合危機の時代を前にして」日本の科学者, Vol. 56, No. 11, 日本科学者会議/本の泉社 <https://jsa.gr.jp/04pub/2021/JJS2021111furusawa.pdf>
- 古沢広祐 (2024) 『今さらだけど「人新世」って? 知っておくべき地球史とヒトの大転換点』WAVE 出版

[ふるさわこうゆう／國學院大學研究開発推進機構／環境社会経済学、持続可能社会論／
furusawakoyu@gmail.com]

[書籍紹介]



著者 湯澤規子・伊丹一浩・藤原辰史 編著

書名 入門 食と農の人文学

出版社 ミネルヴァ書房

出版年 2024年4月

定価 3,300円（税込）

概要 「食」や「農」を追究する研究ガイド 24篇。本学会理事・河上睦子氏が第19章「日本の〈食〉の問題と〈ジェンダー〉」を執筆。



著者 久保田貢

書名 ロールアウト新自由主義下の主体形成 - 学習指導要領の「ことば」から

出版社 新日本出版社

出版年 2024年8月

定価 2,310円（税込）

概要 現代は「新自由主義時代」といわれている。日本ではすでに四半世紀以上、新自由主義が続いている。それにより教育行政など、さまざまな制度が変容した。しかし、教育には、教育内容や教育目標に新自由主義を浸透させることで、新自由主義を広め、強化する機能もあるのではないか。その一つは、学習指導要領にロールアウト新自由主義的な「ことば」を盛り込むことである。新自由主義は、「小さな政府」論に典型的なように、公的なものを削減し、破壊する「ロールバック新自由主義」という側面がある。一方で、削減したままでは新自由主義社会は崩壊するので、コミュニティを活性化させて、補完させる「ロールアウト新自由主義」という側面もある。本書は、学習指導要領の、自立、ボランティア、食育、法、きまり、安全、持続可能、主権者教育、といったことばに注目しながら、ロールアウト新自由主義の進展について解明している。



著者 古沢広祐、責任編集（監修）

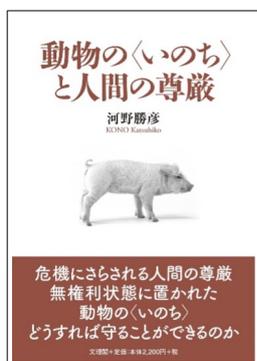
書名 新たな経済・働き方で社会をどう変える？

出版社 国際開発学会・社会的連帯経済（SSE）研究部会

出版年 2024年9月

定価 無料 URL:https://note.com/rentai_economy22/n/n21589399d575

概要 国際開発学会：「社会的連帯経済（SSE：Social & Solidarity Economy）」研究部会（2021–2024）報告書、オンライン（デジタル版）刊行。現代の資本主義経済がはらむ諸矛盾に対して、社会的課題に取り組む非営利経済・事業活動を担うNPO、社会的企業、協同組合などを総称する「社会的連帯経済」が国際的に注目され始めています。国内・国外の動向に関して、3年間の研究・普及活動についてまとめたものです。日本国内では認知度がまだ低いのが現状に対して、興味深い内外の事例紹介とともに国連関連でのSDGsやILO（国際労働機関）の最新動向が掲載されています。1. SSE研究部会の3年間の活動報告、公開研究会の概況、2. SSE研究部会コアメンバーによる総括・課題・展望のまとめ、3. SSEのこれからを考えるための素材（発表済み資料、さまざまなSSEの展開）を収録。



著者 河野勝彦

書名 動物の〈いのち〉と人間の尊厳

出版社 文理閣

出版年 2024年11月

価格 2,200円（＋税）

概要 人間の尊厳とは何か、なぜ人間のみが尊厳を持つ存在であるのか、そしてそれにもかかわらず、今、人間の尊厳が守られず、危機にさらされる事態が出ているのは何故か、どのようにすれば人間の尊厳を守ることができるのか、また、尊厳ある存在である人間に比して、なぜ動物は無権利状態に置かれ続けているのか、どのようにすれば動物の〈いのち〉を危機に晒すことなく、守ることができるのか、これらの問いに答えようとして以下の諸問題を論じている。「人間の尊厳」とは何か、それをいかに守るか、アガンベンのいう「剥き出しの生」(la nuda vita)としての人間の生、「生命・生物・環境と倫理」、「(デカルト、ショーペンハウアー、マック)を扱っている。



著者 本間千尋

書名 ピアノと暮らす 日本におけるクラシック音楽文化の受容と展開

出版社 晃洋書房

出版年 2025年1月

価格 3,800円（+税）

概要 ピアノが移入された明治期から現在までの140年に及ぶピ

アノ文化の進化を見ると、日本は西欧のピアノ文化を受け継いだだけでなく、独自のピアノ文化を創造したと言える。本書はその140年間を、社会学理論に基づき歴史社会学的に考察した。現在日本のピアノ文化は、女子のお稽古ごとといった印象は薄れ、高度な演奏技術を持った「高級なアマチュア」の存在など、ピアノが誕生した西欧以上の進化が認められ、その背景には日本特有のピアノ文化の受容の仕方があった。既存資料に加え分析に用いたインタビューには、戦前や戦後のピアノに関わった親や子ども、ピアノ講師、さらにはピアノを重要視しない親の本音が語られている。ピアノ学習者の演奏技術の進歩は、コンクールの課題曲にもなるショパンのエチュードを用いて分析した。ピアノ程日本人に影響を及ぼした楽器は無いと言え、ピアノを通して女性の生き方や親子関係など、人間の本質や様々な営みが見えてくる。



著者 総合人間学会編

書名 総合人間学 19：ケアの総合人間学 —ヒトはなぜ「ケア」をするのか／されるのか

出版社 本の泉社

出版年 2025 年 5 月

定価 1,600 円 (税込)

概要 総合人間学会 2024 年大会シンポジウムを元に新たに書き下ろした書籍。

目次

- 【講演】** 人間にとって、ケアとは何か —— 人類学・霊長学から考える …………… 山極 壽一
- 第 1 章** いま「ケア」と呼ばれているものについて —— 歴史からの概観 …………… 蔭木 達也
- 第 2 章** なぜケアが問題化されるのか —— 生政治としての支援の組織化 …………… 桜井 智恵子
- 第 3 章** 人間として生きる —— 時代が変わっても変わらぬケアを未来へ …………… 大橋 恵美子
- 第 4 章** 地域社会に埋め込まれたケア
—— 村落の相互扶助からみた〈生／生活を支え合う人々〉 …………… 本多 俊貴
- 第 5 章** ケアの成り立つ場とは —— 思想史的背景から …………… 片山 善博
- 第 6 章** 自己への配慮としてのケア —— 光さず経験として …………… 高橋 在也

総合人間学会会則（2019年6月15日改定）

第1条（名称） この会は総合人間学会（Japan Association of Synthetic Anthropology）という。

第2条（目的） この会は、人間の総合的研究を進め、その成果の普及をはかることを目的とする。

第3条（事業） この会は、第2条で定めた目的達成のために、つぎの事業を行う。

1. 1年に1回以上の研究大会の開催
2. 研究機関誌の定期的発行
3. 国内外の諸学会、関係諸機関・諸団体との連絡
4. 学会賞の授与
5. その他必要な事業

第4条（会員）

1. 入会

この会は、この会の趣旨に賛同し、入会の意志を表明し、入会にあたって会員1名の推薦を受け、理事会の承認をえた者をもって会員とする。入会希望者は、別に定める様式の入会申込書を事務局に提出する。会員は一般会員と賛助会員とする。

2. 会費

- 一 会員は、総会において定められた会費を、事業年度ごとに納入しなければならない。会費の額は、付則に定める。
- 二 納入した会費等は返還しない。

3. 退会

- 一 退会を希望する会員は、所定の退会届に必要な事項を記入し、事務局に提出する。理事会は、当該の退会届を審議のうえ退会を承認する。退会が承認された会員は、会費の未納分を納入しなければならない。
- 二 理事会は、会員が死去し、または賛助会員である団体が解散したとき、退会を承認する。
- 三 会費を3年間滞納した会員は、自動的に退会扱いとする。
- 四 会費滞納により退会となった者も、理事会の承認を得て再度入会することができる。ただし、理事会での承認は、未納となっている3年分の会費が支払われることを原則とする。

第5条（機関） この会は、次の機関をおく。

総会 この会の最高の議決機関であり、次のことを行う。年に1回定例会を開く。また、理事会の決定を受けて臨時会を開くことができる。

1. 活動方針および予算の決定
2. 活動報告および決算の承認
3. 会則の変更
4. 理事の承認
5. 会長・副会長・事務局長・事務局次長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事・監事の承認
6. 名誉会長・顧問の承認
7. 事務局所在地の決定
8. 活動にあたって必要な諸規定の制定
9. その他重要事項の決定

理事会 総会により承認された理事を構成員とし、次のことを行う。

1. 会長・副会長・事務局長・事務局次長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事・監事の候補者選出
2. 名誉会長・顧問の候補者選出
3. 事務局幹事・編集委員・編集事務幹事の選出
4. この会の運営について協議し決定する。
5. その他緊急事項の決定

運営委員会 会長・副会長・事務局長・編集委員長・運営担当理事をもって構成し、この会の運営にあたる。

運営委員会は各種委員会等の事業推進に必要な委員会等の委員の選出・委員長の選出を行う。

事務局 代表である事務局長、事務局次長、事務局幹事をもって構成し、この会の事務を執行する。

編集委員会 代表である編集委員長と副編集委員長、編集委員および編集事務幹事をもって構成し、研究機関誌の編集にあたる。

研究談話委員会 本学会の研究活動の企画・実施・研究成果の普及・交流等の活動

広報委員会 本学会の広報活動および会員拡大の推進

研究大会実行委員会 研究大会の企画・実施等の活動

第6条（役員） この会は、次の役員をおく。役員の任期は、名誉会長・顧問を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は2期4年を限度とする。

会長 本会を代表し、総会および理事会を招集する。

副会長 会長を補佐し、会長に事故ある場合には代行する。

事務局長 事務局を代表し、事務を統括する。

編集委員長 編集委員会を代表し、学会誌編集事務を統括する。

理事 理事会を構成し、役員の候補者選出、事務局幹事、編集事務幹事選出などこの会の運営についての協議、決定にあたる。

監事 この会の会務（会計・役員の選考管理など）を監査する。

顧問 理事会の要請を受けてこの会の活動のあり方について意見を述べる。

名誉会長 この会の活動のあり方について意見を述べる。

第7条（役員の選挙） この会の次の役員は、以下の方法で選考される。また、候補者選考に関する規定は別に定める。

1. 理事会で理事及び監事候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。
2. 理事会で会長・副会長・事務局長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事の候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。
 1. 理事：35名程度
 2. 監事：2名

第8条（事業年度） この会の事業年度は、毎年の総会の翌日から翌年の総会の日までとする。

第8条の2（会計年度） この会の会計年度は、毎年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

第9条（会則の変更） この会則は、総会において変更することができる。

付則1 この会則は、成立した日から効力を発揮する。

2 この会則の第4条の規定にかかわらず、この会設立当日までに会員になる場合は会員の推薦を必要としない。

3 この会則の第5条、第6条、第7条の規定にかかわらず、2006、2007年度の役員および機関の構成員は、本学会設立準備委員会が提案し、設立総会において選出する。

4 この会の会費の金額は、年額一般会員5,000円、賛助会員1口20,000円とする。

(以上、2006年5月27日制定)

5 第7条の規定にかかわらず、第2期（2008年度・2009年度）の役員の選挙（理事および監査の選挙）は、第1期理事会の提案に基づいて2008年度総会において実施する。

(2007年5月26日制定)

6 付則4を改め、この会の一般会員会費の金額は、年額一般：7,000円、学生：4,000円とする。ただし特別な事情のある会員については、運営委員会の承認により学生会員と同じ扱いとする。(2008年6月8日制定)

(2009年6月6日改定)

7 会費は、原則的に事業年度単位で納入を受ける。

(2010年6月5日改定)

(2011年6月11日改定)

(2012年5月26日改定)

(2013年6月8日改定)

(2014年6月7日改定)

8 第5条に「ただし、会長任期を2期4年を限度とする」を追加する。

(2016年5月21日改定)

9 本学会の設立は2006年5月27日である。

(2017年6月10日制定)

10 この団体を次の所在地におく。

所在地：この会の本部は、事務局の住所におく。

11 第4条を改定する。それに伴い「第8条（会費の金額等）この会の会費の金額等は、付則で定める。」を削除する。また、のこりの条項を繰り上げる。

(以上、2018年6月16日改定)

12 付則 6 を改め、本会の一般会員がおさめる年会費の金額は 7,000 円とする。ただし、学生会員・OD 会員・非常勤職にある会員・その他経済的事項のある会員の年会費の金額は 4,000 円とする。

(以上、2019年6月15日改定)

OD：オーバードクター

投稿規定・執筆要項

本規程は学会誌『総合人間学』（オンラインジャーナル）への投稿の要領を定めるものである。

投稿に際しては、執筆要項を熟読し、各項目を厳守すること。執筆要領に従っていない原稿は受理できない場合がある。なお、各種委員会、大会、研究会などの報告もこの執筆要領に準じること。

投稿規程

1. 投稿

1.1 投稿資格

1. 総合人間学会会員であること。
2. 投稿時点で投稿年度までの学会費を完納していること。
3. 大会等において過去に研究発表をしていること。あるいは、会員としてすでに2年間経過していることが望ましい。
4. すでに投稿論文が掲載された者でも、次年度も続けて投稿することができる。

1.2 投稿原稿

1. 本学会の趣旨に沿うものであること (学会設立趣意書を参照)。
2. 投稿は未公開の論文および研究ノートの二種類とする。
 - (a) 「論文」とは、独創性のある学術的な研究成果を展開したもの。
 - (b) 「研究ノート」とは、研究を発展・活性化させる知見、問題提起、展望、資料紹介など。
 - (c) 投稿は、大会等での研究発表を踏まえるなど、本学会の会員の関心を引くものであることが望ましい。
 - (d) 総合人間学の学際的性格を鑑み、専門分野の異なる読者にも伝わるように、難解な専門用語は避け、必要に応じて説明を加えること。

1.3 要旨、キーワード

投稿原稿と報告等には、400字程度の日本語要旨と5個程度の日本語キーワードをつける。ただし、掲載が決定した場合には、日本語要旨の英訳とおよび英語キーワードの提出

が求められる。

1.4 文字数

文字数は論文、研究ノートは日本語要旨を除いて 20,000 字以内（注・参考文献を含む）とする。ただし図表は、執筆者の判断で 1 点につき 400～1,200 字（1 頁）の範囲でおよその領域を確保して字数にカウントする。文字数制限を超える場合は不受理とする。また改稿原稿も文字数制限以内に収めること。

1.5 投稿方法

1. 原稿は指定された期日までに、下記の編集事務局宛に電子メールにて送付する。期日までに届かなかった場合は不受理とする。
2. 執筆要領に従い、学会サイトにある投稿用テンプレートを利用して投稿する。

2. 査読

投稿論文は査読に付される。投稿論文の査読者は本学会員のなかから専門領域を踏まえて、編集委員会が 2 名を選定し、査読を依頼する。研究ノートは編集委員会にて閲読する。報告については、報告を行う各委員会がその責任をもつ。

2.1 査読者の任務

査読者は所定の日までに、対象の論文について評価し、規定の査読報告書を作成し、編集委員会に提出しなければならない。

2.2 査読評価基準

- A: このままで掲載可能である。
- B: 若干の手直しがあれば、掲載可能である。
- C: 大幅な手直しがあれば、再査読の上、掲載の可否を判断する。
- D: 掲載は不可能である。

2.3 査読後の改稿

査読の結果、改稿を求められた場合、改稿の期限は編集委員会の指示に従うこと。期限までに提出がなかったものは投稿を辞退したものと判断される。最終的な掲載の可否は編集委員会の審査・決定を経て運営委員会にて承認する。

2.4 査読に関する守秘義務

査読判定に関わった査読者および編集委員会委員は守秘義務を負う。

執筆要領

1.1 書式

原稿の執筆には原則として Microsoft Word を用い、以下の設定に合わせることをとする。(Microsoft Word が使用できない場合は汎用的なテキスト形式でも可とする。)

- 用紙：A4 横書き
- 文字数と行数：40 文字 ×30 行
- フォント：英数字以外は MS 明朝、英数字は Century(10.5 ポイント、ない場合は類似のフォントで 10~11 ポイント)

ただし、この書式指定は査読の公平性を期し、執筆における統一を図るためのものであり、組版時のレイアウトとは異なる。掲載時は仕上がり 20 ページ以内が目安である。

1.2 タイトル、氏名の記載

1 ページ目 1 行目にタイトルを、またサブタイトルがある場合は改行してサブタイトルを記す。タイトル、サブタイトルは中央揃えにして、12 ポイント、太字にする。次に英文タイトルを記す。タイトルの次の行に氏名を記す。氏名は右寄せにして、本文と同じ 10.5 ポイントにする。氏名の英語表記を記す。

1.3 要旨およびキーワードの記載

氏名の下に 1 行空けて、要旨、その下にキーワード、その後 2 行空けて、本文を開始する。英文アブストラクトは本文最後に、Abstract: として記載。最後に英訳の Keywords: を記す。Abstract がいない場合は Keywords のみ記す（これら英語部分は制限文字数外とする）。

1.4 ページ番号

ページの下に、「ページ数/総ページ数」の形式でページ番号を記す。

1.5 構成

章番号と節番号には半角数字を用いる。(例:1. 2. , 1.1 1.2, 1-1. 1-2. など)

丸数字 (①、②...) 等の機種依存の文字、ローマ数字 (I、II...、i、ii、iii、iv・・・)、ひらがな、カタカナは使用しない。

1.6 箇条書き (リスト表示)

- 記号付き箇条書きは、原則として黒丸を用いる。
- 番号付き箇条書きは、アラビア数字とアルファベット、およびそれと両カッコ () の

組み合わせで表示する。ローマ数字とカタカナ、および片カッコは使用しない。

- 見出し付き箇条書きは、[見出し]・・・のように表示する。
- 本文中で箇条書きの項目を参照する場合には、紛れが生じないように記号・番号などと参照の仕方に注意する。

1.7 引用

- 本文中での短い引用は、引用文の後に出典を(著者名 発行年: ページ)のように記す。
(例)

・・・本文・・・「...引用文...」(ランシエール 2005:24)

- 長文の引用は、引用の前後を一行空け、左を2文字インデント、右詰めて記述する。
(例)

『我輩は猫である』は夏目漱石の長編小説にして処女小説である。1905年(明治38年)1月、『ホトトギス』にて発表された。その書き出しはこうである。

吾輩は猫である。名前はまだ無い。

どこで生れたかほとんど見当がつかぬ。何でも薄暗いじめじめした所でニャーニャー泣いていた事だけは記憶している。吾輩はここで始めて人間というものを見た。しかもあとで聞くとそれは書生という人間中で一番獰悪な種族であったそうだ。この書生というのは時々我々を捕えて煮て食うという話である。

1.8 図表

1.8.1 図(写真)

- 小さな単独の図(写真)はテキスト幅の半分以下に縮小して本文回り込みで表示する。
- 複数の図(写真)を並べる場合には拡大縮小し、横並びの場合は図(写真)の高さを、縦並びの場合は幅を揃えて整列させる。
- 図には1、2、3.....のように通し番号とキャプションを表の下部につける。
- 図内の注は図の下部につける。

1.8.2 表

- ワードの作表機能を用いるか、エクセルで作成して原稿に貼り込む。
- 表を画像に変換して貼り込まない。
- 列数や列内の文字が多い表は、全体のフォントサイズを小さくしたりセル内で折り返

したりして、テキスト幅に収める。

- 表には 1、2、3.....のように通し番号とキャプションを表の上部につける。
- 表内の注は図の下部につける。

1.8.3 その他

- 本文内での図表の参照は通し番号を用いる。（「次の図」「下の表」などの相対指定ではなく、「図 1」「表 2」などのように絶対指定する。）
- 図表は、必要に応じて編集委員会側でトレース、再作成されることがある。
- 組版に際して図表は原則としてページの天地に配置する。そのため、図表の大きさ、章・節のタイトル、改ページと関係して、原稿通りの位置にはならないことがある。
- 掲載が決定した場合、本文中に記載した図表等は、オリジナルデータ (jpg、png 等) も別途提出する。原則として投稿時の電子媒体にて送付することとする。ただし、電子データの総容量が 5MB を超える場合は、電子メールではなく CD-ROM または USB メモリ等にデータをコピーした上で郵送すること。

1.9 注

- 後注として、本文内では上付き文字で ⁽¹⁾、⁽²⁾、⁽³⁾ と注を示し、本文の後に 一行空けて [注] と太字で記した上で、次の行から (1)、(2)、(3).....の形式で表記する。
- ワードを使用する場合は、脚注機能の後注（文末脚注）を用いてもよい。（ワードの脚注機能では注番号の操作は面倒なため、カッコなしの数字のままでもよい。組版時、注番号は上記のように処理される。）

1.10 参考文献

- 参考文献は、文末脚注の後に一行空けて [参考文献] と太字で記した上で、次の行から記載する。
- 記載は和文献、外国文献の順とし、またそれぞれ執筆者のアイウエオ順、アルファベット順に並べる。
- 欧文書籍のタイトルはイタリック体とする。
- URL の情報は、記事の URL(閲覧日) のように記述する。URL の転記には誤りのないように十分に注意する。また、深いディレクトリに置かれている記事や二バイト文字をエンコードした長い URL は字数制限やレイアウトにも影響するので十分に注意する。URL の短縮形を用いてもよい。

(例)

マクルーハン, H.M. J (1986) 『グーテンベルクの銀河系—活字人間の形成』 森常治訳、みすず書房
 総合人間学会趣旨 新版 (2019) http://synthetic-anthropology.org/?page_id=1932 (2024.08.08 閲覧)
 McLuhan, H.M. (1962) *The Gutenberg Galaxy: The Making of Typographic Man*, Routledge & Kegan Paul

1.11 自著からの引用等

査読の妨げにならないよう、執筆者表記の他は本文中に氏名、所属等、執筆者を同定できる情報を記載しない。また、自著を引用する場合にはその他の文献と同様に表記し、「拙著」等の表現は用いない。

1.12 著者情報

論文末尾に著者名のかな表記、所属、専門分野、e-mail アドレスを入れる

(例) [きたざと たろう/津田大学/哲学/ sogo@gmail.com]

1.13 本文の表記

1. 文章は「である」調とし、分かりやすい表現にする。
2. 和文における句読点は「、」「。」を用いる。
3. 常用漢字、現代かなづかいとする。
4. 特殊文字の部分 (ウムラウト、アクセント、ルビ、圏点、ハングル、簡体字、繁体字など) はマーカーで印をつける。
5. 日本語の強調は (傍点ではなく) 圏点を用いる。
6. ルビは、水戸^{みとみづくに}光圀 (みとみづくに) などのように、読みを括弧に入れて後置する。(読みは文字数には含めず、組版時に削除される。)
 - ルビの文字配置 (左詰め、中央、右詰め、均等など) に注意する。
 - ただし、ルビの組版は個別の作業になるので、ルビは必要最小限度にとどめる。
7. 全角文字、半角文字を適切に区別する。
 - 番号 (ナンバリング) や年号は半角数字が望ましい (平仮名で番号や年号をタイプして変換すると全角になる場合があることに注意)。
 - 本文中では不用意に全角スペース (全角アキ) は使用しない。
 - 段落頭の一文字下げと改行は全角スペースではなく、それぞれタブキーによるインデントとリターンキー (エンターキー) を用いる。

- 全角スペースは不可視の一文字として扱われるため、不用意に使うと編集作業で思わぬミスが発生する可能性がある。
- 8. 年号は原則として西暦年に統一し、半角数字で表記する（数字の後に「年」を追加する必要はない）。ただし、特に必要がある場合は、それ以外の年号の併記も可とする。
- 9. 数値に関しては半角数字（1、2、3……）で表記する。ただし、「第一、第二、第三……」、また「一つ、二つ、三つ……」等については漢数字を用いること。
- 10. 専門分野の異なる読者にも伝わるよう難解な専門用語は避け、また必要に応じて説明を加える。
- 11. 当該分野でのみ通じる略号は使用しない。

1.14 その他

1. 上記の執筆要項に従っていない原稿は受理できない場合がある。
2. 提出された原稿は、その表記に関してのみ、編集事務局にて修正を加える場合がある。
3. 掲載された原稿の著作権は、掲載された時点から本学会に帰属する。執筆者本人を除き、本学会の許可なくして複製することを禁ずる。J-Stage に掲載された記事の利用は J-Stage の利用規程に従うものとする。
4. 投稿にあたっては、投稿論文の内容が「二重投稿」に該当しないことを必ず確認するとともに、倫理面に十分配慮する。
5. 査読結果に対する異議申し立ては、編集委員会にて審議する。
6. 掲載決定後、研究者番号（e-Rad、ORCID など）をわかる範囲で提出する。

本規定は、2017年6月10日より実施する。（2022年7月、2023年7月、2024年9月改定）なお、投稿に当たっては、必ず本学会サイトにて最新の情報を確認すること。

投稿ならびに連絡先

総合人間学会編集委員会

編集事務局メールアドレス：

editor@synthetic-anthropology.org（編集幹事）

郵送ご希望の場合はお問い合わせください。

あとがき

Postscript

編集委員長 宮盛 邦友
MIYAMORI, Kunitomo

オンライン・ジャーナル（2025）『総合人間学研究』第19巻第1号・第2号の編集を終えて。

この間、学会設立時の顧問などの歴史的先達が次々とお亡くなりになり、学問的な世代継承が、学界全体としての課題となっている。人間とは何か、総合とは何か、そして、総合人間学とは何か、があらためて問われている。例えば、学会書籍やKW集発刊委員会などは意欲的にこの問題に取り組んでいる。そうした時に、オンライン・ジャーナルの果たすべき役割とは何か。年報としての役割はあるが、多くの会員の「声」が反映される、つまり、ホリスティックなあるいは共生的な総合人間学が素描することが課題ではないか。そのことを考えた一年であった。J-STAGEによって私たちの論文が読めるようになることで、このオンライン・ジャーナルを契機として、入会が増えて、学会が活性化することを期待したい。編集委員や査読委員、そして、何よりも編集幹事みなさんに支えられたことは、私としては大変にありがたかった。記して感謝する。

[みやもり くにとも／学習院大学教授／教育学]

誌名 総合人間学（オンラインジャーナル）
第19巻第1号（2025）
Online Journal of Synthetic Anthropology
Vol.19 No.1 (2025)

ISSN 2188-1243

発行日 2025年5月31日（第一版）

発行元 総合人間学会

連絡先 〒194-0204 東京都町田市常盤町3758
桜美林大学 LA 学群 崇貞館 2F 教員ラウンジ気付
熊坂元大 研究室

Website <http://synthetic-anthropology.org>

Mail contact@synthetic-anthropology.org

ONLINE JOURNAL OF SYNTHETIC ANTHROPOLOGY

Contents

[Articles]

Reasons for the Failure to Amend the Showa Era Juvenile Law Reform 1
SUGAWARA, Yuka

Resources for Supporting Independence and Developing Literacy:

Analyzing Interviews on ‘Support’ for People with Visual Disabilities 19
MATSUZAKI, Yoshimi

[Research Notes]

Various Approaches to Academic Integration: Toward the Construction of a Synthetic Anthropology 35
FURUSAWA, Koyu

[Young Researchers Symposium]

The Dynamism of Religious Life 53
HONDA, Toshiki

Re-religionized Rituals for the Dead: A Comparative Study of Cases in Japan and Taiwan 55
MAENO, Seitaro

Issues of Faith among Hidden Christian in the Early to mid-Meiji Period :

Focusing on Conflict over Funerals 71
NAITO, Mikio

[Reports: Key Words Committee]

What are the Keywords (KW) in Synthetic Anthropology and how should they be Described? 87
Key Words Committee

An Explanation of the Purpose of the Workshop and a Progress Report on the Activities of the Synthetic
Anthropology Keyword Committee 89
ANAMI, Shinichi

Life Homeostasis and Human Autonomy 95
HASEBA, Takeshi

An Inquiry into Synthetic Anthropology Keywords:

‘‘Anthropocene’’ and ‘‘Health’’ as Examples 103
FURUSAWA, Koyu

[Book Reviews] 109

[Information] 113

Postscript 123
MIYAMORI, Kunitomo

Vol.19, No.1 May 2025

edited by

Japan Association of Synthetic Anthropology